刑政第52巻第2号
矯正図書館

刑政

第二十五卷　二月號　第二號

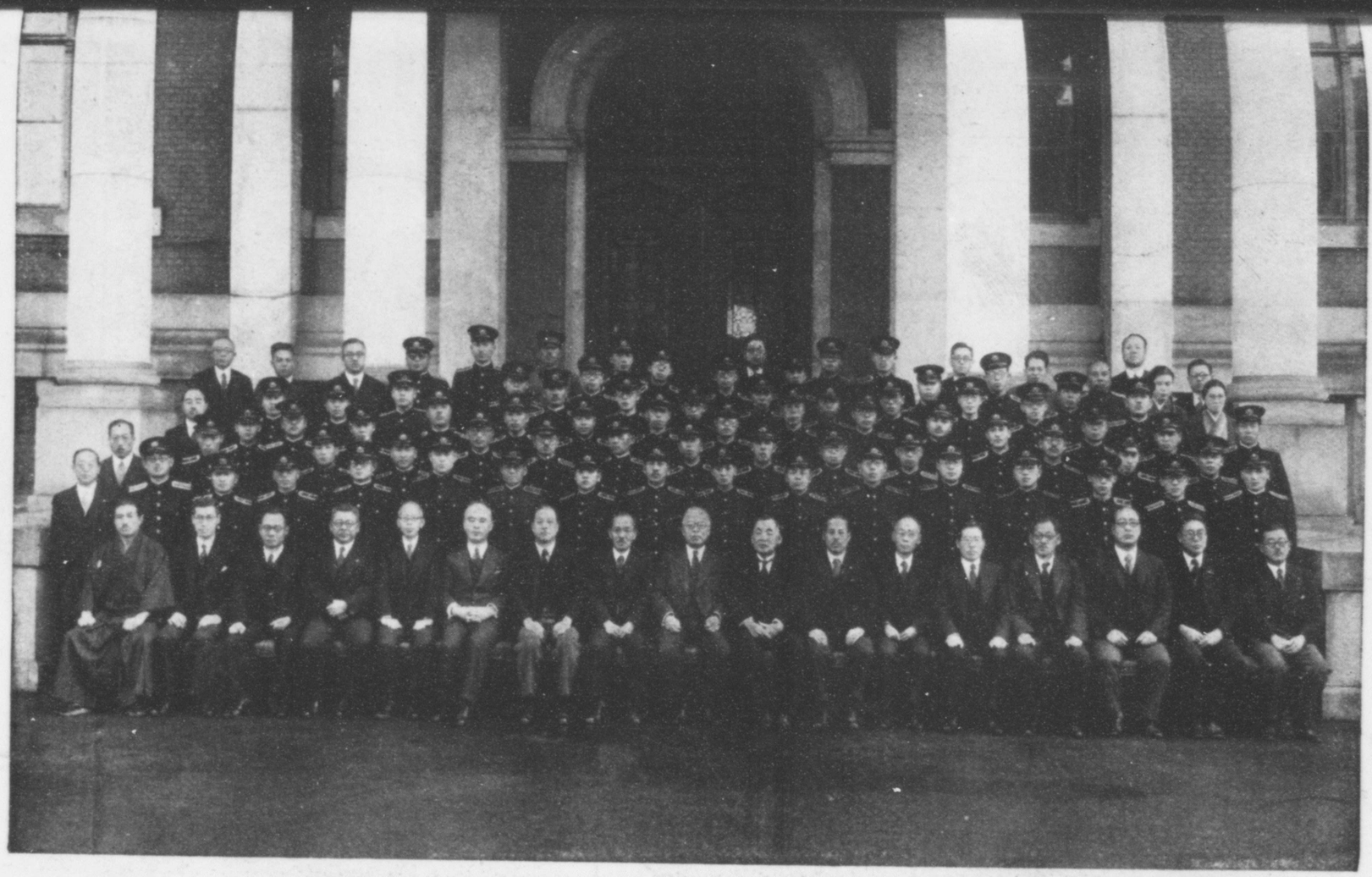
行刑に關與せる醫家の任務（卷頭言）	芥川信	二
少年福祉より見たる斷種論の文化的意義（四）	市川秀雄	四
行刑統計研究（其四、累犯の三）	公文彪	三〇
明治年間監獄作業變遷概觀（五・完）	辻敬助	四五
獨逸行刑制度に於ける刑事生物學部（一）	エドガール・シユミット	五五
海外時報		五九
資料　エストニア行刑管理		六六
國民精神と行刑の根本義	泉二新熊（談）	七四

彙報

□第三十回刑務官練習所卒業式　八八
□川越・小田原兩少年刑務所協議會　九一
□刑務協會新年奉祝會　九五
□小菅刑務所見學記　九八

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



第三十回刑務官練習所卒業生記念撮影

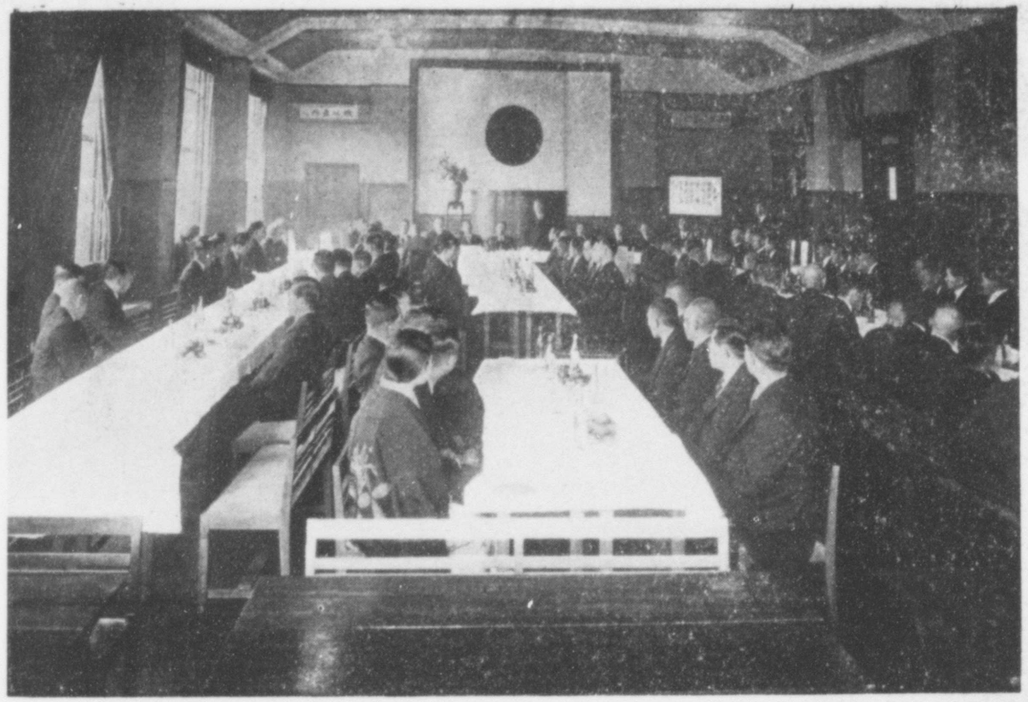
刑政第52巻第2号

矯正図書館

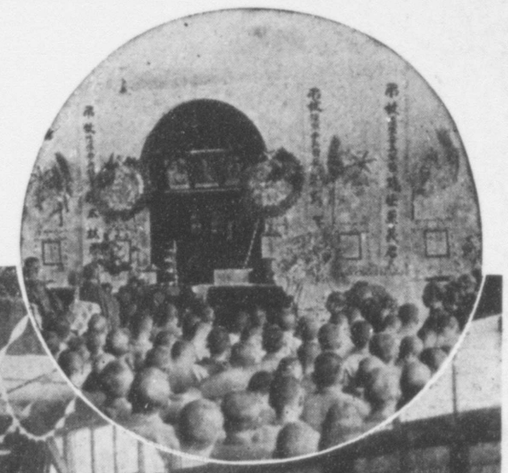
刑政

二月號

第五十二卷
第二號

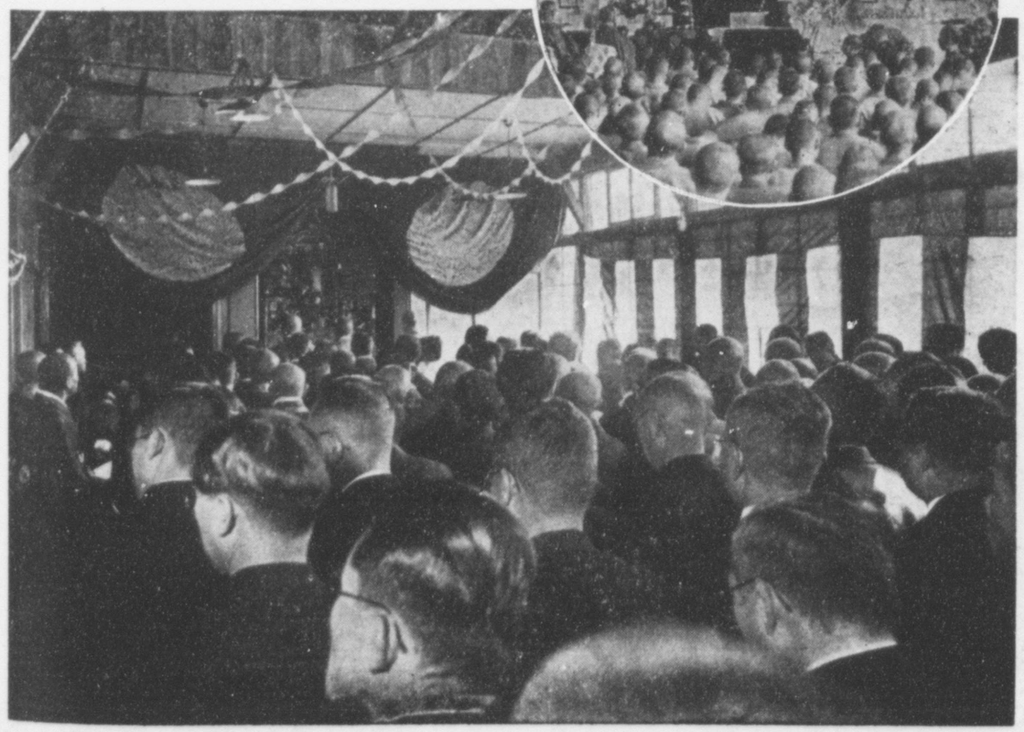


↑ 刑務協會新年祝賀會秋山會長挨拶



→ 宮崎刑務所日支事變戰歿職員慰靈祭

↓ 名古屋拘置所入佛式



矯正図書館

行刑に關與せる醫家の任務

芥川信

我が行刑界に於て嘗て刑務所長、保健技師及び教誨師を指して屢々行刑の三尊と稱へられたことがあつた。これは、刑の執行を管理し收容者に作業を強制する刑務所長の職務と、收容者の保健と診療を司る保健技師の職務と、收容者の敎化を司る敎誨師の職務とが、行刑上最も重要な役割であり又最も大切な領域であることを意味して居つたからである。

然らば、この行刑に關與して居る醫家は、今日に於ても、猶收容者の保健と診療とにのみ專念して居つて、それでその任務を完うして居ると云ふことが出來やうか。社會の進運に伴つて各般の學問は進歩する。行刑學も進歩すれば又醫學も進歩せねばならぬ。故に、行刑醫家の任務も、舊來のまゝであることは許されないと思ふ。既に、獨逸國に於て、行刑醫家であつたポリッツを刑務所長に採用したことは、醫家の行刑に關與することの必要性のあることを示して居る。又英國に於ては、行刑醫家採用條件の一として精神病學に造詣の深いことを規定して居ることは、行刑醫家が收容者の保健と診療とのみに專念して居つてよいといふ意味でないことは明かであらう。又我國の少年刑務所に於て、收容人員の少ないのに係らず、特に專任の行刑醫家を必ず配置して居るのも、如上の要求に胚胎して居るのである。尙最近十數年間の歐米各國に於ける醫家の行刑に關與する傾向を見るに、白耳義のフォーレスト刑務所に於けるベルベック博士の研究、獨逸國のストラウビンク刑務所に於けるフォールンスタイン博士の研究、米國シンシング

刑務所に於けるグリック博士の研究等がある。これ等の研究は、犯罪人の人類學的精神病學的心理學的研究等所謂生物學的犯罪研究を包含して居るものであつて、行刑に關與せる醫家の進むべき新らしい領域であると思ふ。勿論我が國に於ても、嘗て、福岡刑務所に於て行はれた左座博士及び丸山博士の犯罪者に關する精神病學的研究、或は豐多摩刑務所に於て現在行はれて居る犯罪者に關する優生學的研究等を擧げることは出來るも、歐米のそれに比較する程完成せられて居らないのを遺憾とする。

故に、今後行刑に關與する醫家の進出すべき領域は、この犯罪者の生物學的研究方面であると同時に、舊來の收容者に對する保健及び診療も、怠ることを許されない方面であつて、この兩方面を把握することに依つて、行刑に關與する醫家の任務は完成せられたといふことが得られるのである。

然しながら、この新領域を開拓することは、醫家のみでは到底これを能く達成せられない。これには、刑務所長以下刑務當局の理解がなければ、完成することは出來ないと思ふ。如何となれば醫家以外の人々は、動もすれば、醫家は脈より外に取るものではない。換言すれば、診療より外に仕事の出來るものではないと考へる人々が少なくないからである。この爲めに、醫家が行刑上に關與する領域は、舊來の保健と診療殊に診療に專念して居れば、それで充分であると考へる刑務當局も、少くないやうである。かくては、醫家は廣義の意味に於ける刑事上必要なこの開拓すべき新らしい方面に進むことは頗る困難である。

刑務官諸君は、フォールンスタイン博士の遂行した偉大なる業績には、バイエルン行刑局長デーゲン氏の無限の理解のあつたことを含味せられ、行刑に關與する醫家にも、時代の進歩と共に、新領域の展開せられて居ることを認識し、行刑醫家の任務を完成せしめ、延いては行刑の綜合性を發揚せられ、依つて以て、行刑の改良に寄與せられんことを。

少年福祉より見たる斷種論の文化的意義（四）

——特に世界觀との關聯に於て——

市川秀雄

一、はしがき
二、少年犯罪防止策としての斷種
三、少年保護と優生學的斷種（以上十月號）
四、少年助長と優境學
五、斷種の發生史的考察（以上十一月號）
六、現代の世界觀と斷種（以上十二月號　本號）
七、生の哲學より見たる斷種（以上本號）
八、むすび

斯くの如く、國家主義的民族主義的思想が起つて、國家といふものが、深刻に、抽象的に、理想的に考へられゝば考へられる程、國家は理想化せられ、國家の理想、國家の正義、國家の道德性といふやうなことが、抽象的に思念せられることになる。（註二六）反對に、國家といふものが、深刻に、具體的に、現實的に考へられゝば考へられる程、國家は現實化せられ、そこに、國家の現實性、國家の歷史性、民族、人種といふやうなものが深く認識を喚起せられ、

さらに、民族或は人種の歷史といふことが、さうして、實に、歷史的懷古的に國家の成立の昔、民族の精神、民族の血の尊さが追憶せられる。（註二七）それと同時に、自ら歷史的發展的に、國家の將來、民族或は人種の未來、その發展といふことが深思せられるやうになつて來るのである。此處に於いて、民族或は人種と法律とが密接な關係に於いて考へられて來る。されば、ニコライは「法律と民族の間の關係を明瞭にすることが、いまや、獨逸法律學の課題となつた。それ故に、現代の最も重要なる課題は、民族法思想を外にしては、ナチス的科學は存在しないことを徹底的に指示することである」と揚言し、さうして、民族法的なものが法律哲學の中心とならうといつてゐる。（註二八）こゝに、民族とは遺傳を同じくする（erbgleich）人類の一團を指稱するのであるが（註二九）、優生學的斷種立法の如き、這般の消息よりする產物であると考へられるのである。

前敍の如く、現代の世界觀の性格は抽象的、理想主義的であるよりも、より多く具體的、現實主義的である。それ故に、其處に於いては、國家は抽象的に、理想化されず、具體的に、現實的に考察され、國家の歷史性、之と關聯して國家に於ける民族性、さらに、民族それ自身、民族の血といふやうなものが考慮の價値をもち來るのである。然かも、その思考せらるゝや、前述の如く、それは全體性的であるよりも、國民協同體的、國民協同體的思想が生ずる。そこでは、個人は、たゞ、民族を通じ、國家を通じ、社會を通じ、或は團體を通じ、家族を通じてのみ、僅かに、その價値が認識せられるに過ぎない。（註三〇）此處に於いては、個人的生命、個人的自由、從つて、個人の產殖の自由或は個人の生命の連續の絕對的價値は認識せらるべく、ことほど個人的價値は餘りに無力であり過ぎる。而して、優生學的強制斷種の如き容易に行はれ得る充分なる可能性を生ずるのである。すなはち、此處では、十九世紀末から二十世紀初頭に完成せられた個人自由主義の思想は退行せざるを得ない。これ、現代の世界觀を以て、世界革新の哲學といふ所以である。

また、國家或は民族の歴史性が懐古的に考へらるゝことゝ關聯して、國家或は民族の將來、特にそれが進化的に考へられる結果は、國家或は民族の發展的將來が價値多き考察にのぼつて來る。まさに此の故に、現代に於いては、一國家が、一民族が衰退的、退嬰的でない限り、さうして、進歩的、發展的であればある程、國民的或は民族的自覺が促がされ、或は民族の血の純潔が信仰せられ、或は他民族への優越といふことに努力が拂はれ、他民族に對する民族優越への維持、或は、個人に對する民族優位の理想への努力は、實に容易に、しかも、必然的に、民族優生的思想と考へが結合され得るに至ると考へられる。そこに、民族優生運動のおこることは、まさに、自然の數である。

平凡な、言ひ古るされた言葉ではあるが、歴史は繰り返すものである。古代に於いて、他民族との對立上、或は、民族優越へのため、夙に石器時代に民族改良のため行はれた「ミカ」の思想が再興されて、いまや、それが立法化され、或は立法化されんとして居る。強き民族意識に刺戟されて生まれた優生學が、現代の強烈なる民族協同體意識、國民協同體意識によつて復興され、斷種が再び注意を喚起せられるやうになつた。しかし、昔時の素朴なる斷種思想とは異つて、民族優越、或は、國家の洗滌の思想に加ふるに、民族文化、國民文化（延いては、世界の人類文化に及ぼすが理想であるが）の向上といふ文化目的のために——文化意識に目覺めたことが近代人の重要なる特徴である——野蠻なる石器時代、或は未開人の斷種施術とは異つた、所謂 Vasektomie 或は Salpingectomie ならに Röntgen-sterilisation によつて、近代遺傳生物學の確固たる基礎の上に優生學的認識によつて行はれるのであるが、しかし兎に角、再び斷種が行はれることが旺んになつた。歐洲大戰後、斷種が問題にせられながら、自由主義的な思想から、容易に斷種法の承認を得られなかつた獨逸に於いて、民族主義的、國家全體性的なナチス獨逸となるや、最近まで相當反對論者が居り、且つ、現に有力な反對論者も居るに拘はらず（例へば、キール大學のヘンチヒ教授、ゲツチンゲン大學のヒツペル教授の如き）、純優生學的強制的斷種法の制定を斷行した如きは、他に政策的意味を有するとも謂

はれてはゐるが、なほ兎に角、それは明らかに民族國家意識、民族文化意識の影響であるといはねばならぬ。（註三一）（註三二）それは個人主義的、または、素朴なる社會功利主義的思想による斷種論から出たものでは斷じてない。

ナチス獨逸の優生學的斷種法制定に刺戟を受けたことも多大の影響であるが、我が邦に於いても、近時の國家意識、民族意識の再生と、民族文化意識の復興とは、またいまや、斷種法立案の要請を受けつゝある。これは、まさしく、現代の世界觀の必然の影響である。要するに、現代の世界觀を正しく認識することなくして、近時の優生學的斷種論の眞義と、その社會理性的肯定、その文化的意義と價値を領解することは出來ない。

吾々は社會の裡にのみ生存し得るものであり、思想的には、其の時代的雰圍氣を離れて生活し得るものではないこと言ふまでもない。吾々の生活に於いては、必ずや、意識的或は無意識に、時代の壓力を感じ、抵抗を覺える。要するに、吾々は、いまや、時代の裡に、制度の中にのみ生きて行かねばならぬ。されば、現代の社會人は、その好むと好まざるとに拘はらず、現代の世界觀を領解し、之に立脚して生きて行かねば現代に妥當し得なくなつたのである。

もとより、吾々が進化を希ふ限り、吾々は、時代を超えて、其の理想を進展せしめねばならない。此の限りに於いて、吾々は、須らく現代を超越せざる可らずといふことになる。然し、吾々は現代を超越するためには、やはり、その前措提として、現代を理解し、之に妥當することを先づ必要とする。然るのち、現代に依つて、現代の上にといふことになる。換言すれば、現代の世界觀に卽しつゝ、しかも、また新らしき世界觀を作る。畢意するに、吾々の存在も、また、歴史を作りつゝ、しかも、歴史によつて作られつゝあるを知らねばならない。

社會理性的批判による優生學的斷種論の是非は以上述べ來つたところで結論は自ら明かであらう。すなはち、國家主義が民族主義的に制約せられて民族的國家主義となるときは、國家は必然的に其の民族の將來、特に將來の發展を

考へ、身體的種性改善を考慮にのぼせるに至る。之に加ふるに、國家がさらに民族文化主義思想に制約せられるときは、國家は民族文化の將來、特に、その將來の發展を考慮し、ますます必然的に、精神的にも種性の改善といふことが必要とされて來る。さうして、現代の世界觀に於ける全體性的立場として、國家が國家主義或は民族主義的態度を把持し、その國家主義、民族主義が、現代の世界觀の特色によつて、具體的、現實的に思念せられ、或はさらに、歷史的發展的に思考せられることが現代の世界觀的立場より觀たる現代の國家、民族の態度の特異性として承認せられる限り、而して、また他面、文化的觀念が尊重せられることが近代の特色であり、全體性的立場よりする所謂國家的文化主義の下に民族文化意識に目覺め、民族的文化の發展を奬勵することが近代の文明國家、文化民族の特色であることを承認する限り、優生學的思想及びそれに基く斷種の實踐といふことは必然的事象として領解（verstehen）し得るのである。されば、從前には多數の學者も、優生學的斷種に對して社會的に反對的、或は、懷疑的態度を示して居たのであつたが、近來は之に對して、强制斷種についてさへ漸次的肯定の態度を示す學者も多く、或は、贊成論の學者も多いことである。（註三三）一九三五年ベルリンで開かれた第十一回國際刑務及刑法會議に於いては、斷種問題も論議されたのであつたが、『反對論の要點は、必ずしも、かの宗教的又は哲學的なものばかりでなく、科學的に斷種の必要なること及び有效なることがまだ證明されてゐないといふことにあつた。ベルジツクの代表者は、この理由で斷種に反對した。しかし、スイスの代表者が贊成を表示して、それに諸國の贊成があり、決議が成立したばかりでなく、優生學的理由に因る强制斷種までが肯定されたのであつた』と、牧野博士は右の會議の模樣を報告されて居られる。（註三四）これ、近時の世界觀の變遷が意識的或は無意識的に多くの學者、多くの人々の思想に影響を及ぼしたことを示唆するものではないかと私は考へる。――もとより、それは、優生學的斷種に對する理解が深められたことによるところの多いことを度外視することを得ないことと勿論であるが――。扨て、いまや、個人主義的思想、特

に、個人自由主義的思想が十九世紀の世界觀の遺物となり了り、所謂全體主義的思想が現代の世界觀の特色として承認せらるゝ限り、前述の如く、個の生命の絶對性、個の產殖の絶對的自由乃至個の生命の連續の絶對價値といふものは、國家、民族の思想に對して絶對神聖視せられずして、强制的斷種といふとも强ちに排斥せられない理由にある。寧ろ、思想的には進んで肯定せられるやうになつて來たのである。いま、その理由を少しく深く考察してみよう。

抑々、カントは所謂社會契約說に影響されて、社會を個人相互から成立したものであるとした。すなはち、人格契約說であつたこと、今さら、こゝに說くまでもない。さすれば、カント的社會觀は、個人意識、個人人格から出立するが、結局はまた、個人意識、個人人格に還元する。それは、國家の絶體性を認めるが、しかし、それも結局は個人人格の絶對性に還元する。これ、カント的社會觀乃至國家觀が社會、國家の絶對性を認識し得なかつた理由であるとされ、それ故に、また、カント的社會觀、國家觀が十八世紀的市民社會的規範であり得るにすぎぬとせられ、從つて、ヘーゲルのそれの如く、現實的歷史性を齎らし得なかつた所以であるといはれるのである。されば、カント的國家觀或は社會觀に於けるが如く、しかく、個人意識、個人人格が價値づけられ、尊重せられるところ、而して、社會、國家の觀念も、しかく、個人意識、個人人格の觀念から出立し、やがて、結局それに再び還元され、社會、國家の絶對性も個人人格の絶對性に還元されて思考されねばならぬ限り、個人人格の價値、尊嚴といふものが、社會、國家に先んじて承認せられねばならぬことは當然である。カントの所謂「目的の王國」に於いては、個人の人格は自律的意思の主體であつて、實に、絶對價値を有する目的自體（Zweck an sich selbst）であつたことを考へれば、直ちに、領解せらるゝところであらう。これ、實に、前世紀來最近に至るまで、個人の生命の絶對性、個人の產殖の絶對的自由乃至個人の生命の連續の絶對價値といふものが、極端に尊重せられ、國家、社會或は民族の思想に先んじて、絶對神聖視せられた所以であつたと考へられる。此の思想によるときは、個人人格は絶對的價値を有するが故に、國家、社會或

は民族のためにする強制斷種といふことも、到底之を承認することは出來ないのである。

然りながら、前述した如く、現代の世界觀の哲學はカント的なそれからヘーゲル的なものに移行したのである。デカルトによつて始めて認識された所謂「我の自覺」は、カントによつて完成せられた。十九世紀までの哲學の歴史は「我の自覺史」であると謂はれてゐる。しかし、二十世紀は社會の發見に始まり、社會といふものを始めて眞實に認識することになつたと謂はれる。いままでのカント的個人主義思想によつては、二十世紀に於ける歴史的、現實的に發展し來つた社會の現實的な價値或は絶對性を觀念することは遂に不可能であつた。洵に、ヘーゲルが「精神現象論」(Phänomenologie des Geistes) に於て示した如く、個人意識、個人人格から出立し、之のみを以て絶對のものとなす眞理は、社會の歴史的發展の現實を鋭く洞察し、認識するに於いては、其處に、自ら矛盾を見出さざるを得ないのである。此の矛盾を克服するためには、社會の全體性を遂に認識し得なかつたカント的思考を轉回せしめねばならない。さうして、此の轉回の契機をなしたものが、即ち、ヘーゲルの所謂「客觀精神」なりとせられること人の知るところである。こゝに、現代の世界觀がカント的なそれから、ヘーゲル的なそれへ移行せざるを得なかつた所以のものが存したのであるとされる。「客觀精神」は、決して個人意識を延長したものではなく、それは、個人意識とは全く異れる、個人意識に全く還元し得ない一の社會的精神であるとせられる。すなはち、客觀精神は、個人人格の價値の絶對性に自ら或る限界を認むるところに成立するわけになるのである。ヘーゲルの「客觀精神」とは、一の表現的世界であつて、それは結局、人類の道德的世界を表現するといはれてゐる。こゝに於いては、要するに、個人人格の絶對性は制限せられ、その價値は自ら限界を得るのである。かくて、ヘーゲルに於いては、國家は客觀的精神の表現の最も實在的のものであつて、實に、國家は最高の道德とせられたのである。かくて、要するに、國家は普遍的なる人類の道德的世界であつて、その價値に於いて限られたる　人を個別

的なるものとして、その普遍的なるものとの綜合としての全體的統一體と觀念せられるのである。そこでは、十九世紀來の個人人格の價値を絶對視しないで、寧ろ之に限界を認め、個人に對して、所謂全體的個體に卽したものとしての行動を要求するに至るのである。それは個の絶對性より全體への絶對性の移行であり、個人主義より全體性的立場への轉回である。さうして、それは、實に、カントの所謂「コペルニカス的轉回」を意味するものである。世界革新の哲學たる革新の世界觀は、茲に於いて確立したのである。

此のヘーゲル哲學を基調とする革新の世界觀は、ヘーゲル哲學の特色たる現實的、具體的特色のため、それは、ただ、理念としての世界の革新の論理たるに止まるものではなく、同時に、實在の世界そのものゝ革新の理法である。それは、恰も、ヘーゲルの辨證法の哲學が、單に思惟の論理たるに止まらず、同時に、實在そのものゝ發展の內面的理法であつたのと全く同樣である。されば、此の現代の革新の世界觀は、實在の世界たる國家の革新を、社會の革新を、さうして、實に、民族の革新をまで企圖せしめるのである。率直に示すことが許されるならば、優生學的斷種論の現代的意味は、まさしく、民族の革新を目的とするところに存するものといはねばならぬ。すなはち、現代の優生學的斷種論は革新の世界觀の影響の下に立つものであり、現代の世界觀たる此の革新の哲學によつてのみ、その現代的意味が領解せられる。

かくて、いまや、現代の革新の世界觀は、國家、民族に對立する個人について、全體的個體に卽したところの行動を要求するに至つたのである。このことは、ナチス獨逸に於いて、有名な「公益は私益に優先する」("Gemeinnutz geht vor Eigennutz") といふ綱要 (Programm) 第二十四項の合言葉が、各國民構成員は全國民にとつて有害な利己的衝動を制御し、社會全體は利己的な侵害を嚴しく處罰することによつて、國民福祉を擁護せんことを社會に請求してゐることからも知られるところである。(註三五) さらに、エトケルが『此の不可分の關係にある二つの根本的

義務は、自ら全體の一員となり、之に服從し、自己の最善の能力（bester Vermögen）を盡くして國民福祉を增進し、各自その分に應じて、祖國の威力と强大とを築くことに助力することは、各國民構成員に對して命ぜられたる無上命令（kategorischer Imperativ）に歸着する。此の二つの義務の何れか一方若は双方に對する重大なる違反は實質的內容に於いて「犯罪」たるものである』と曰つて、各國民構成員に對し、全體的個體に卽したる行動の必要を高調してゐることからも首肯されるのである。（註三六）斯くて、革新の世界觀より民族革新としての優生學的斷種論を理解するとき、各個人に對する全體的個體に卽したる個人の行動を要求することは、遂に强制斷種を承認せしめざるを得ないのである。而して、之を承認するところ、そこには、强制的優生斷種法が制定せられるであらう。而して、斷種法として法制化せらるゝとき、法律には法律の理念、法律の精神があるとせられる。しかし、法律の理念、法律の精神と雖も、決して、その內容が不變のものではなく、正しく內容可變のものであることを考へねばならぬ。（註三七）、法律の理念、法の精神と雖も、その時代の世界觀によつて變更を受けるものなることナチス獨逸の法律觀に於いて、また、前記エトケルの言に徵して明かなところであらう。すなはち、現代の法の理念、法律の精神と雖も、個人に對しては、全體的個體に卽したる行動を法律の精神として要求するのである。所有權が義務を伴ふに至つたこと、權利の濫用、私所有權絕對性の制限等が旣に此のことを物語つてゐるのである。

但し、個人に對し、全體的個體に卽したる行動を要請する全體主義の思想と雖も、單なる超個體主義卽ち全體を個とする一種の個人主義であつてはならない故に、あらゆる點に於いて個人に對する理由なき侵害が許されざるは言ふまでもない。（註三八）强制斷種と雖も、その限度に於いて個人のために制約せられるのであつて、從つて、その手續に愼重を期すべきは當然である。その强制たると、任意たるとを問はず、斷種に關する總ゆる濫用も眞の全體性的立場から排除されねばならない。以上の私の所謂現代の世界觀とするものが、宰ひにして妥當とせらるゝならば、任

意的優生學的斷種は勿論、强制的優生學的斷種と雖も現代に於いては肯定せられなければならない。

人或は謂ふかも知れない。以上の私の敍述は、餘りにナチス的世界觀よりする斷種論の肯定であると。さうして、それはのであるとは考へない。それは、或る程度現代に普遍妥當する世界觀であると思ふ。然れど、私は以下に於いて、斯かる批難あるものと豫期して、さらに深く人間性にもとづいて優生學的斷種について省察してみることゝする。

（註二六）ヘーゲル哲學は現實的で、理性的ではないといつても、それはカント哲學に對する比較の意味に於てであつて、ヘーゲルと雖もカントの影響は免れず、なほ理性の哲學者たるを免れなかつた。彼に於いても、國家の道德性といふことは思念せられた。「國家は最高の道德」とは彼に於いては實に國家の現實であるとともに、また、國家の理想でもあつた。

（註二七）ローゼンベルグの「二十世紀の神話」（A. Rosenberg, Der Mythus des 20. Jahrhundert. 1937.）に於いて、血の神祕が語られ、血の尊さが高調されてゐることを考へ合はされたい。

（註二八）H. Nicolai, Rasse und Recht. 1933. S. 5.u. 43.)

（註二九）H. Nicolai, a. a. O. S. 7. H. Günther, Rassenkunde des deutschen Volkes. 1930. 15 Aufl. S. 14.

（註三〇）例へば、ファッショ伊太利に於いては、婚姻も個人主義の如く、單に二個の人格の結合とは考へられず、寧ろ國家の利益のためにする個人の忍從であり、犧牲であると考へられてゐる。其の結果ファシズムの婚姻法の原理は家庭的であるよりも、寧ろ出產的であるといふことである。種族の增殖が婚姻の根本原理とせられてゐるが如きは此の實證である。また、ナチス獨逸に於いても、「ナチス刑法——プロイセン司法大臣の覺え書——」（一九三三年）（"Nationalsozialistisches Strafrecht, Denkschrift des Preuszischen Justizministers." 1933.）によると、「凡

そ婚姻は全國民の間に於ける有機的細胞にして、獨逸國民の全體としての世襲財産であり、各家庭の世襲財産の主たる部分は、實に婚姻の手にその管理を託せられる」と記されてある。さらに、一九三三年の「婚姻及び養子縁組の濫用禁止の法律」(Gesetz gegen Missbräuche bei der Eheschliessung und der Annahme an Kindes Statt von 23. II. 1933.) は婚姻による共同生活の目的を無視して、たゞ個人的利益を目的とし名義上締結せられたる婚姻を無效としてゐるが如きは、此の例證とするに足りよう。

(註三一) Hentig, Eugenik und Kriminalwissenschaft. 1933. S. 61. Hippel, Deutsches Strafrecht. 1925. I. Bd. S. 570.

(註三二) 强制斷種なることにつき、Gesetz zum Verhütung der erbkrankheiten Nachwuchses. von 17. 4. 1933. § 12. 參照。

(註三三) 木村教授「斷種」前揭第四十六卷第十二號第十四頁參照。

(註三四) 牧野博士「刑法研究」第六卷第五〇三頁以下。

(註三五) F. Oetker, Grundprobleme der nationalsozialistischen Strafrechtsreform. (H. Frank, Nationalsozialistisches Handbuch fiir Recht urd Gesetzgebung. 1935. S. 1317.)

(註三六) F. Oetker, ebenda. (H.Frank, ebenda.)

(註三七) 法及び法律の理念の變化することにつき、拙稿「少年法に於けるカリタスとユスチ、ア」少年保護第二卷第七號以下參照。

(註三八) 前揭拙稿第三卷第六號參照。なほ此の點につき次節に於いて詳論したい。

七

デイルタイに從へば、『世界觀の窮極の根柢は生である』(Die letzte Wurzel der Weltanschauung ist das

Leben.) が、優生學的思想の窮極の根柢も、從つて、優生學に基づく優生學的種の思想の根柢たる世界觀も、また、民族の生及び生の哲學にあると私は思ふ。(註一)(註二)

惟ふに、古來から民族が一の生として發展するために、生まれて來たものが優生學的思想である。民族といふ生の力强さは、夙く古代に於いて、文化を超越して、優生思想を懷かしめた。すなはち、前述の如く、既に石器時代の民族が「ミカ」を行ふことを知つたのであつた。民族の生の息むことなき發展は、遂に近代の人類に於ける民族文化を生成し、民族の生に根ざす優生思想の根强き進展は民族の文化意識と結合し——今日國家、民族を考へることなしに文化を考へることは出來ない——、その裡に遺傳學に示唆を受けた優生學を創成し、近代の民族文化は優生學的消極的人種改善の一技術として斷種にまで發達せしめたのであつた。

玆に、生とは、生の躍進 (l'élan vital)、卽ち、不斷に新たなる生の內容を創造してゆく生の創造的活動である。それ故に、生は不息の流動と自己超越を意味する。抑々、優生學卽ち Eugenik, eugenics とはギリシヤ語で、『よく生まれる』("gut angeboren") といふ意味であるといふ。(註三) 此の「よく生まれる」、卽ち、精神的＝身體的に完全性を以つて世に送り出されて來るといふこと、延いて、精神的＝身體的に健全であるといふことは人類の始源よりの理想である。その健康なる身體には美はしい魂が宿る。それはまさしく神そのものゝ姿 (ein Ebenbild Gottes) といつてよい。(註四) 而も、我が子孫をして、少しでも自分より神の姿に似せしめよう、神の姿に近づけしめようといふことは、元來、民族以前の、それは人類の始源より、また、民族以上の人間そのものに內在する全人類的な希望であり、憧憬であつた。否な、それは、完全性を求めて進化の道を辿るべく運命づけられた人類の宿命であり、また、實に、生の本質たる不息の流動變轉性と自己超越性 (Die Transzendenz des Lebens) とに因るのである。まことに、生とは、ギヨー (J. M. Guyau) によつて意味づけ

られた如く、單なる自己保存といふやうなことを超越して、力の過剰を押し出すことである。それ故に、それは、生長と生殖とに於いて先づあらはになるのである。從つて、ギョーの考へた如く、生殖の過程こそ、總らゆる獻身的犧牲の感情の根柢となるのである。（**註五**）されば、人間活動の一つである生殖（結婚）といふことも、他の生物に於ける如く、單なる生成乃至産殖ではなくて、それは實に創造（自己超越）を意味するものでなければならない。人間の生殖が單なる生成に止まらず、創造であることが、實に、その生が單なる動物的なもの以上に及んで精神の段階にまで進み、その精神がさらに文化の段階にまで發展した人間が、他の生物と異る所以として理解せられるのである。さうして、人間の生殖が創造なるの點に於いて、人間が單なる物質或は單なる生物ではなくして、謂はゆる文化的生物として歴史的存在者たり得る本質を獲得してゐるのである。

扨て、人間の活動が創造であるならば、その活動は自然的、因果的必然に止まるものではなくて、目的定立的でなければならない。而して、その目的定立の内容は、文化的生物たる人間に於いては、有價値的のもの或はことでなければならない。從つて、個々の人間について考へてみても、結婚といふことは、文化的なる人間にとつては、一の創造のための人間活動であり、それは、よりよきものを創り出だすことを意味し、精神的＝身體的によりよきものを遺こす人間同志の營みでなければならない。かゝれば、すなはち、躍進する生、即ち、生命は死せず、死するものはただ生物（その人間）であるのみと考へられるのである。されば、優生的斷種は個人主義的思想に於いても理解せられぬものではなく、個人主義的な思想からも優生的斷種は行はれ得る。それは、個人として生の本質をよく自覺したものに於いてゞある。アメリカ合衆國に於いて行はれてゐる優生的斷種の如き、それが如何ほど、個人として生の本質を自覺したるに因るかは知るに由ないところであるが、それは個人主義的思想に出づるものとせられてゐる。（**註六**）

然し、生は個人を超越した生の流れであるが故に、個人に於いて、その子孫への神似性を遺さんとする前記の理想

があある如く、民族の生に於いても、生の流動變轉性と自己超越性とに因つて、民族理想（Das Rassenideal）が生まれる。民族の人種的素質の改善向上への努力も、すなはち、その一つの現はれである。而して、優生的斷種は、古來、民族的意識の旺溢した民族及び時代に高調せられたのを見るのである。蓋し、個人的生の意識より、民族的生の意識の方が、より強烈にして偉大であるからである。それは、現實的には、民族鬪爭の場合或は戰爭の場合に、個人が自己の生命を顧みず、戰場に臨むことに依つても、理解できるところであらう。こゝに、民族的生の個人的生への優位、民族理想の個人理想への優位といふことが、單に觀念的に於いてのみならず、現實的（實證的）にも理解せられる。既に、アリストテレスも人間を「政治的動物」（"Zoon politicon"）と呼び、その孤獨的存在は考へられ得ぬとし、之を社會——協同體——の裡に置く時にのみ、最も其の人間の眞性を發揮すると喝破したことは、均しく萬人の知るところである。

アリストテレスは人間は社會を離れて存在し得ないとしたのであつたが、さらに、人間は歴史を離れては、また實に、存在し得ないのである。このことは、まさしく、吾々が近代の歴史哲學によつて教へられたところである。さうして、その歴史といふうちには、民族の血の歴史、即ち、血統が意味せられてゐる。洵に、吾々が取得するところのもの、それは、悉く吾々の祖先——民族——と、さうして、社會——協同體——とに負はざるはない。（利益社會においては、表見的には、人々は自己に得るところのみを求め、自己に喪ふところを欲しない。それ故に、自己に得ることのみを求め、他人に與ふることを欲しない。從つて、社會に於いて、吾々の得るところは多く協同體としての社會に於いてゞある）それ故に、吾々の存在は、祖先——民族——を通してのみ可能であり、個人の價値は社會——協同體——を通してのみ認識せられる。こゝに、個人的生の民族的生、全體的生への奉仕、個人的理想の民族的理想への奉仕といふ原理が生まれて來る。されば、各個人は民族と協同體の維持と發展（理想）とのために奉仕すべく、苟

も、之を妨げるが如きことは、自己を犠牲としても防止する道徳的義務を負ふのである。民族及び協同體の生、即ち、その生命力を弱め、若は、之を破壊することは民族に對する、協同體に對する最も大なる反逆である。しかのみならず、各個人は、實に、積極的に、民族及び協同體の生命力の維持と發展とに協力し、之を履行するの義務がある。何となれば、生の哲學より之を見るとき、「生命は常に最も重要なる生命の過程、すなはち、生長と結びつけられてゐるのである。靜止が死を意味し、死滅を招來すると同樣に、生長することは生存して居ることを意味する。生命は、成生と死滅（Werden und Vergehen）の裡にあつて、而も同時に、生々發展（Weiterentwickeln）して不斷に自己の生長を完成する」のである。（註七）されば、各個人が、積極的に、民族と協同體の生命力の發展に協力せず、進んで之に寄與するところなきことは、民族と協同體の生命力をして靜止を意味せしむることであり、それは、すなはち、民族、協同體の死を意味せしめ、その死滅を招來せしむるものである。從つて、民族、協同體の生命力の發展に對する各個人の積極的協力義務の不履行は、また一つの民族、協同體に對する反逆であると考へられる。これについて、私に、また、フエールの語を引用することを許されたい。曰く、『法律は人類にとつて、國民協同體（Volksgemeinschaft）の裡に於けるその利益を確保するものとして妥當する。人類とその國民に利益であるといふことが、そのことが、實に、法律なのである。されば、此の利益を促進せしめないといふことは、まさに、不正に値ひする』と。（註八）さらに近くは、ケールロイター教授も、『民族的法思想は個人ではなくして、民族即ち協同體を基礎とする法を正しき法として認めるのである。かくの如き立場から、ナチスの法思想を支配する二つの原則の中の一つである「民族を益するものは法であり、民族を害するものは不法である」との原則が生れて來るのである。勿論、この原則は、法の使命は、民族を維持しその民族の本質的ありかたを保持するところに存するといふことを意味してゐる』といはれてゐる。（註九）されば、民族、協同體

の生命力の發展に對する各個人の積極的協力といふことは、ナチス獨逸に於いては道德的義務であるばかりでなく、現實的な、法律上の義務である。之に違背することは、法律上の義務違反、まさしく、違法である。

さうして、既に、民族、協同體が、その生命の發展を企圖することを中止することは、民族、協同體の生命の靜止を意味し、それは、その死滅を意味することにほかならぬとするときは、國家としては——近代國家は民族の生命體である——不斷に、その民族の素質の向上、すなはち、人種の改善を積極的に圖らざるを得ないわけである。さうして、個人の有する人種的素質は生れながら（生來的）のものであつて、外部的影響により變化をなさない。然るに、國民の人種的素質は改善可能である。それ故に、即ち、人種的低格者の缺陷ある遺傳素質の增加を阻止し、反對に、人種的に特に價値多き素質を可及的に遺傳を促進せしむることが出來るといふのである。（註一〇）されば、各個人は、此の人種改善といふ國家、民族協同體の事業に、積極的に協力しなければならない。こゝに、優生學的强制斷種論の是認せらるべき生の哲學より見たる社會哲學的根據が考へられる。

然かも、なほ生の哲學より見るときは、個人的立場に於いてのみ之を考へても、惡素因を子孫に遺すことは、個人的生の本質——生の自己超越性——にも悖るのみならず、個人の生の理想にも反する。洵に、ニイチエ（Fr. Nietzsche）が考へた如く、生は自己保存欲ではなくして、「力を高める意思」である。さうして、生を高めるものが善であり、生を妨げるものが惡であると生の哲學からは肯定せられる。（註一一）されば、惡素因の遺傳を阻止することは——その方法として、現代に於いては、斷種が最も人道的であり、最も合目的的であるとせられる——は個人的生の本質、理想にも相一致するのである。（Identität der Einzelheit-Totalität.）從つて、優生的斷種は、差し當りに於いて、個人主義に對立する意味に於ける全體主義であるばかりでなく、個と全體とを包攝止揚するより高次なる眞の意味に於ける普遍主義に合致するものである。

扨て、いま、優生的斷種論のかやうなのに對し、之を法律として、すなはち、優生的斷種法として考察してみよう。抑々、すべての法律上の理論は常に理論自體の爲めに存すべきものではない。それは、常に、われわれの『生』に依つて批判を受け調節を受けねばならぬとせられるは、恩師牧野博士であられる。(註一二)さうして、恩師は、さらに、つゞけて曰はれるのである。曰く、『法律の論議が生を蔑視し、生をしてひたすら法に從屬せしめんとするとき、生は法律の壓抑の爲めに亡びざるを得ないであらう。しかも、世に生の亡びるときは、やがて、法律も亦亡びねばならぬときである。』——小にしては個人の「生」がそこに考へられねばならぬ。大にしては國家の「生」がそこに問題となるのである。國家の生が法律のために危うされんとするとき、そこに、謂はゆる個人主義の法律論に對して國家を眞に國家たらしむるの眞理を求めねばならぬことになる。さうして、個人の生がまた法律の爲めに脅かされるとき、こゝに、謂はゆる國家主義の理論に對して個人を眞に個人 らしむるの眞理が探されねばならぬのである』と。(註一三)惟ふに、國家の生が法律のために危うされんとして、謂はゆる個人主義の法律論に對して、國家をして眞に國家たらしむるの眞理が求められたときに、その求め得られたものは、全體を個とする全體主義、すなはち、個人主義に對立する一應の意味に於ける全體主義であつた。然し、全體を個とする全體主義は、動もすれば、その本質に於いて、超個人主義の如くにして、實は、個人主義と相距る遠からざるものとなる可能性がある。さうして、個人の生が、また法律のために脅かされるとき、謂はゆる國家主義の理論に對して、個人を眞に個人たらしむるの眞理が探されたとき、探し索められたものは、極端なる個人主義であつた。此の二律背反を調節して、之を止揚し、さらに高次の思想たらしめるものが、すなはち、眞の意味の普遍主義である。(註一四)

眞の意味の普遍主義を國家と個人との相關について、端的にいふならば、國家をもつて、單に個人のために存するの制度たるに過ぎないものと解せず、國家は個人を超越して、個人の外に存立するものとする。しかし、國家は特殊

たる個人を、その普遍との綜合に於いて包攝する一の全體的統一體であるとするものである。それ故に、個人は國家を否定し得ないこと勿論であるが、また、國家は個人を度外視し得ない。個人を度外視することは、國家自體を否定することを意味する。すなはち、國家の隆昌なきところに個人の繁榮なきことを意味し、さうして、逆も、また、眞理なることを意味するものである。

扨て、いま、法律としての優生的斷種法を考察せんとするに當つても、やはり、それが生のために批判せられ、調節せられねばならぬことを考へねばならぬ。然り、既に、生きるがための法律である。かゝるものとしての法律が生のために批判せられ、調節せられねばならぬことは、洵に當然なことゝ謂はねばならぬ。況んや、「優生的」と名づけられる斷種法に於いてをや。されば、斯かる見地より、既に本節前段に於いて、私は斷種論を生のために、生の立場より考察したのであつた。斷種法を生の哲學より考察せんとする私を目して、徒らに哲學的衒學を弄したものと譏しられざることを期待したいのである。

然かし、それはそれとして、生のための法律として、優生的斷種法を考察するに、それは先づ第一に、前段に於いて既に明かなる如く、生を蔑視し、生を度外視し、生をして、ひたすら、法律に從屬せしめんとすることを目的とする法律ではない。その法律としての主張に於いて、生の優生、生の發展——特に、主として國民の生の優生、國家の生の發展——を目的としてゐること明かである。しかし、之を單に謂はゆる「理の法律」として、單に一面的に、個人主義的法律思想を以つて、或は、謂はゆる全體主義的法律思想にのみ卽して觀察し、解釋しようとするときは、全體たる國家の生——民族生命體としての近代國家——と全體に對する個たる個人の生とのいづれを重しとなすべきかといふ矛盾に逢着する。現代の世界觀を代表する謂はゆる全體主義の見地よりする時は個人の生命の絶對價値といふことは否定せられねばならず、民族生命體としての國家に絶對價値を與ふることになる。しかし、此の如く、全體を

以て絶對價値となすときは個人の自存性(價値)を生かすことは困難となることを考へねばならぬ。惟ふに、此の如き矛盾に逢着する所以は、これ、生命と眞理とを二元的にのみ理解せんとするの結果である。現代の世界觀の代表たる謂はゆる全體主義を唱ふるはよし矣。しかし、吾々の思想も不息に進展する。吾々は、吾々のしかく不斷に進展する思想をして、現代を通して現代の上に超越せしめねばならない。それがためには、吾々は個の自存性を否定する單なる全體主義の思想を揚棄して、個人に眞の自己の自存性(價値)——全體に對する個の價値——を自覺せしめ、その個人の自覺を契機として之を內包した全體が成立する意味に於いてする全體主義にまで高めねばならない。すなはち、個人主義を單に否定した意味の全體主義たるに止まらず、個人主義を絶對否定するとともに、しかも、之を包攝して、謂はゆる矛盾的に統一したる(辨證法的に止揚した)全體主義にまで高揚せしめねばならない。ヘーゲルの謂はゆる「個體卽ち一般者なり」(Das Einzelne ist das Allgemeine.)といふ意味にまで個人の價値を承認した全體主義でなければならず、逆に、個人も全體に對する價値を充分認識したものでなければならぬ。最近にケールロイター教授も「獨逸民族協同體は、決して全く個人の價値を否定し、個人人格の法的地位について顧みない、相關性を無視した協同體ではない。それは全く反對である。」と述べて居られる。(註一五)國家が個人の人格を法律を以ても保護する所以は個人の價値を認めたるがためでなければならない。しかし、個人が價値ありと認められるのは、孤立せる個人としては何等普遍妥當的な價値を有するものではなく、結局、普遍的な全體に對する關係に於いて意味づけられるのである。(註一六)

之を生の哲學の立場より考察するに、生は創造の世界であつて——それ故にまた歷史的世界である——個人はその創造に於ける要素である。而して、人類に於ける生の創造は前述の如く、自然因果的でなく、目的定立的であり、從つて、それはより有價値的なるものを創造せんための創造である。されば、個人は生に於ける創造的要素であるが、

個人的創造が意義を有するのは、それがより有價値的にして偉大なる民族的創造へ參與し、之に寄與し得るからである。此の故にこそ、個人も亦歷史的存在者として價値を持つことが出來るのである。從つて、個人の結婚といふことも、單に個人的のためだけの創造を目的とせず、民族協同體への創造の寄與に就ての意義が考へられなければならない。民族協同體のために個人に對する優生的强制斷種の正當性も此の意味に於いて肯定せられる。卽ち、此の肯定に達するためには、生命と眞理とは之を一元的に含一して理解するときに於いてのみ可能であるといはねばならない。

まことに、「若し、生命と眞理とが二元的にのみ說かるべきものとせんか、そこに、眞理に矛盾が免がれないであらうし、生命に苦悶を避けることができないであらう。眞理と生命とを調和せしめ、眞理の裡にわが生命を看取し、生命の中に眞理を把持せんとき、こゝにわれわれの道が見出される」わけになるのである。(註一七)げに、吾々の法律學の目ざすところは、こゝに存するのであり、法律としての斷種法の謬りなき、完き解釋も、また、ここに於いてなされねばならないのである。すなはち、吾々は、理の法律としての斷種法の矛盾を超克するために、生の法律を以て、之を調節せねばならぬことになるのである。それは、單なる觀念論的な理としての法律を、觀念論の彼岸にある直接的な實在を生命とし、之に卽してその法律觀を打ち立てんとする謂はゆる生の法律によつて止揚せられることになるのである。

私が、前節に於いて、謂はゆる現代の世界觀より見たる斷種法を考察したのは、實は、理の法律としての斷種法を一應考へてみたつもりであつた。さうして、私は、いま、生の法律として斷種法を考へてみようとした。それは、私は、生命と眞理とを二元的に解釋することなく、眞理の裏に生命を看取し、生命の裡に眞理を把握せんと試みようとしたのであつた。私に於いて、果してどの程度に、その企てが成し遂げられてゐるか、甚だ心もとなく思ふところである。一兎すら追ひ得ざる私が、二兎を追つたことに對し、深くその不遜を恥ぢねばならぬのであるが、要するに、

生の法律は理の法律によつて、その矛盾を調節せられねばならず、理の法律は生の法律によつて、その不合理を超克せられねばならぬことを、私は深く信じたがためである。畢竟するに、生の法律の裡に理の法律を把握し、理の法律の裏に生の法律を看取することが、總べての法律を矛盾なく、一元的に理解するを得る所以と考へるのである。

いま、生の法律の立場より、具體的に、國家に對する個人の生を考察するに、國家が法律として、個人の生の死滅を要求し得るのは、その生の死滅が國家のため意義あるものでなければならない。之を牧野博士の語を用ひらるところに從へば、「人が親のためにまた子のために死ぬとき、それはその人の生の完成であるが如く、個人が國家のために死ぬとき、それは、また、その個人の生の成就として考へらるべきものでなければならぬ。こゝに、生の否定に對して國家に依る生の完成乃至成就の微妙な意味が成立すべきであらう」といふことになる。（註一八）さうして、反對に、國家はいと小さき一人の生命の無意義に亡ぶるのをも看過すべきではないことになる。また、個人がその生を維持することを、國家に對して主張するためには、それが常に國家に對し意義あるものとして主張され得る場合でなければならぬ。それは、前述の如く、個人の價値は社會——協同體——を通してのみ認識せられるといふことを考へれば容易に理解し得られるところである。しかし、理解を容易ならしめるため、再び、牧野博士の巧みに語を用ひられるところに從へば、「個人の生存が常に國家を豫定するものである以上、個人が自己の行動として、國家に對し何等の意義なきものを主張することは、その範圍に於て國家の恩惠を濫用することであり、その程度に於て國家の發展を阻害するものであると謂はねばならぬ。——さうして、そは、個人が自ら自己を破るものと謂はねばならぬ。——個人は國家の福利に貢獻することに自己の生をエンジョイし公共の幸福に寄與することに因つて自己の生を完成せねばならぬ」といふことになる。（註一九）此の如き思想よりするときは、優生的强制斷種法の施行といふことも、その正當性を看取せられるのであつて、原則的には何等反對せらるべきことではないと信ずる。

熟々惟ふに、最近に於ける法律思想の發展は、正しく、個人主義と全體主義の背反による矛盾鬪爭の間に於いて進歩を遂げ、その矛盾を超克する眞の意味に於ける普遍主義に於いて、その一次程の高きを致さんとしつゝある如く思はれる。全體たる國家と個としての個人の各々の片面的なる立場に於いて、相互に規制し合ひたるところを矛盾的統一に於いて完成した立場が眞の普遍主義であらう。この立場は全體と個とを生と理とによつて調和する場合に可能であり、之を生の法律と理の法律とによつて按排し、統一したものが普遍主義に立脚せる法律とならう。

前記の如く、優生的斷種法が本質的に個人的生とも、民族生命體としての近代國家の生とも相反せざる限り、それは、特に容易に、普遍主義的法律にまで高められる可能性のある法律である。現代法律思想の理想が法律をして普遍主義の法律たらしむるにある以上、理と生とにより微妙に調節せられることにより、普遍主義の法律となるべき優生的斷種法は現代に妥當する法律として是認せらるべきものであらう。

（註一）Dilthey, Weltanschauungslehre. (Abhandlungen zur Philosophie der Philosophie) 1931. S. 78. (Diltheys gesammelte Schriften. Band 8.)

（註二）謂はゆる「生の哲學」は獨逸觀念論の哲學の否定に淵源し、觀念論と唯物論の對立の彼岸にある直接的なる實在を生命として之にその哲學的起地を求むるものと謂はれてゐる。その哲學的性格は謂はゆる合理主義にあらずして、之を止揚した意味に於ける非合理主義である。さうして、それは單なる抽象的思惟の概念的認識を排斥して、直觀及び領解といふことを重要視する。それ故に、それは現實的であり、具體的である。從つて、その哲學的性格の現代的特色より見ても、生の哲學は現代哲學の代表的なものと考へることが出來よう。事實、生の哲學は現代哲學の代表的なもの、少くとも、現代哲學の一主流をなすものと謂はれてゐる如くである。生の哲學を代

表する哲學者としては、ベルグソン、デイルタイ、ヂムメル等が擧げられること周知の事實である。同じく「生の哲學」を說くにしても、ベルグソンのそれとデイルタイのそれ及びヂムメルのそれとは、おのおの異るものあるが如くであるが、その根本的立場に於いては同一であると思はれる。私は既に一昨年拙稿「少年法に於けるカリタスとユスチ、ア――少年保護の理念の一節――」（「少年保護」第二卷第七號第二五頁以下參照）なる論文に於いて、ヂムメルの論文（G. Simmel, Die Konflikt der modernen Kultur. 1926.）の一節を引用した際に、その此の如き哲學的見解には、もとより自ら議論が重ねらるべきことであらうが、私は此の如き哲學的見解を是認し、支持したい旨を甚だ僭越ながら明らかにして置いた。

（註三）Meyers Lexikon. “Eugenik” の項參照。“Eugenik” (grich.) 》Lehre von der guten Stammesherkunft.《

（註四）H. Nicolai, Rasse und Recht. 1933. S. 47.

（註五）和辻博士「人格と人類性」第一二二頁參照。

（註六）小野博士「斷種法と世界觀」前揭第六〇頁。

（註七）Gercke, Rasse und Recht. (H. Frank, Nationalsozialistisches Handbuch für Recht und Gesetzgebung. 1935. S. 14.)

（註八）H. Fehr, Recht und Wirklichkeit. 1927. S. 11.

（註九）オットー・ケールロイター「國民社會主義的法治國家」法學協會雜誌第五七卷第一號第八頁。

（註一〇）H. Nicolai, a. a. O. S. 57.

（註一一）和辻博士前揭第一二四頁參照。

（註一二）牧野博士「生の法律と理の法律」はしがき第一頁。

（註一三）牧野博士前揭はしがき第一頁。

（註一四）抑々、全體對個、或は、全體主義と個人主義といふやうな概念的對立によつて哲學的に思惟される事態は、もともと哲學以前、否な思想以前の生活そのものの裡に內在する矛盾である。此の個人主義對全體主義の矛盾對立を意識した學者は古來一にして止まらない。例へば、吾々は法律學者としてだけでもギールケ、エリネックを更らにラスクを擧げるとが出來る。特に、哲學的に其の深い論理を反省するに至つたのはラスク以後のことに屬するとせられる。（例へば、E. Lask, Fichtes Idealismus und die Geschichte. Gesammelte Schriften. Bd. I.）さうして、最近に於いて力强く全體主義を唱へられた學者をシュパン（O. Spann）教授とすることは周知のことである。シュパン教授はその全體主義の理論を組織的に論述せられたと謂はれるが、爾來幾多の論文に於いて此の主義を强調して居られる。卽ち、シュパン教授によれば、先在するものは全體であつて、個別ではない。全體は實に個別に生命を與へ、個別を進步せしめる構成的原動力である。全體は經驗的に理解することは出來ないで、却つて個別に卽して槪念的に把握し得られる。しかし、全體は個別の總和ではなく、それとは別個なそれ以上の全一體、統一體である。さうして、アリストテレスが既に「全體は部分に先行する」と謂つた如く全體性の理念を承認するに非ざれば個別の自立性、自存性は之を承認するに由ない。かくして、個別は全體からのみ其の存立を決定せられる。此の如きが全體主義の根本命題である。斯かる思想原理から、全體は個別を規定し得るが、逆に個別は全體を規定し得ない。個別は實に全體の調和に於いてのみ其の存立、發展の意味がある。それ故に、個別は全體のためには自己を犧牲としても、之に奉仕しなければならぬとせられる。さうして、普通に個人の如きは個別（特殊）であり、國家、民族の如きは全體（普遍）であると理解せられてゐる。シュパン教授の全體主義の理論はカトリック教の全體の先存性の理念から、或は少くとも、それに影響され、或は前揭のアリストテレスの思想を根據として發展せられたものであつて、單なる生物學的有機體說に刺戟せられて之を根據とする淺薄な思想にあらざることは之を認めざるを得ない。さうして、シュ

パン教授は全體主義をまた普遍主義と名付けて居られる。しかし、その全體主義又は普遍主義は、一應の意味において、個人主義に對立し、或は之を否定する思想である。抑々、普遍なる概念は論理的に之を「抽象的普遍」（形式論理學でいふ普遍であり、カントの名付けて「分析的普遍」といふもの）と「具體的普遍」（所謂「全體」を意味し、カントの名付けて「綜合的普遍」といふもの）とに區別せられる。而して、全體主義（普遍主義）に謂ふ全體（普遍）は具體的普遍（綜合的普遍）を指稱するのである。その全體とは具體的普遍なるを以て、從つてそれは、歷史的（時間的）存在を有ち、歷史とともに、部分を統一する全體として部分と共に自己を無限に發展（創造）せしめる具體的なる即ち特殊なる全體を意味する。從つて、その全體とは歷史をもつ特殊なる國家、民族を意味する。私は前節に於いて、歷史哲學的存在論的傾向を現代哲學の特色として指摘したが、全體主義は之と關聯し、此の影響の下にあるものと私は考へる。扨て、いま端的にいふことが許されるならば、個人主義に對立する前述の一應の意味に於ける全體主義（普遍主義）の理論に於いては、要するに、個人の自立性、獨自性（價値）は基礎づけられるところなく、却つて否定せられて了はねばならなくなる。個に對する此の如き重大な思想的矛盾が全體主義に存することはラスクも前記の論文（Fichtes Idealismus und die Geschichte. Gesammelte Schriften. Bd. I.）に於いて述べたところであり、ヴインデルバントも同樣に論じた。（Windelband, Präludien, 1921. Bd. 2. S. 175.）我が邦に於いても最近に天野貞祐博士が「全體を如何樣に考へてみても全體を實在として然も個體の自存性を生かすことは困難である。歷史をもつて精神の發展と考へるヘーゲルの哲學も國家の具體的實在性を明らかにする論理は人をして承服せしむるに十分であつても、個人の自存性を犧牲にしてしまふ點に如何ともなし難い難點を有すと云はねばならぬ」といはれてゐる。（「人間の苦惱と創造」改造昭和十四年一月號第二〇五頁）此の矛盾せる最も困難なる問題を解決する光明を投じたものは西田哲學の「無」の思想であると天野博士はいはれる。（前揭第二〇五頁）なほ、全體主義、普遍主義に關する詳細に就き拙稿「少年法に於けるカリタスとユスチツィア」（少年保護第三卷第六號第五四頁以下）を參照。

（註一五）ケールロイター前揭第一一頁。

（註一六）全體より獨立し、全體より自由なる個人は個人としてどれだけの意義を有つものであらうか。全體より獨立し、全體より自由であることに個人の意義があることは肯定せられよう。しかし、全く全體より獨立し離隔した個人は最早や個體として存在することは出來ない。個人が全體を否定することは即ち個人が自ら個人たることを否定することに外ならない。個人は全體に於いてのみ個人である。同時にまた、全體は個人の全體であつて、全體が個人を否定することは即ち全體それ自體の否定である。

（註一七）牧野博士前揭はしがき第一頁。

（註一八）牧野博士前揭第四頁。

（註一九）牧野博士前揭第五頁。

行刑統計研究（其四・累犯の三）

公文彪

目次

まへがき
假釋放者の再犯　（以上九月號）
一、累犯現象概觀
A、累犯數字の統計的比重
B、最近の累犯增加傾向　（以上十月號）
二、累犯の速度
A、累犯期間の短縮傾向
B、入所度數の頻繁化　（以上一月號）
三、參考事項
A、刑期
B、年齡
C、職業
D、保護狀況　（以上本號）
四、特殊犯罪と累犯性
五、再犯原因
六、むすび

三、參考事項

A、刑期

刑期の長短が統計的に如何なる傾向を示してゐるかを、こゝに調べようとするのは、次のやうな理由からである。

第一に、刑期の長短は累犯速度に關係をもつてゐる。さきに、累犯者の入所度數頻繁化の傾向に就て調べた際（一月號拙稿）、一般的に刑が短かければ、入所度數は頻繁化の傾向をとる可能性の存することに就て、一言觸れておいたのである。卽ち累犯者入所度數の增大化傾向のある反面には、一般に刑期の短縮化傾向の存することが豫想せられる。尠くとも刑期が一般に長くなりつゝあるだらうと云ふ豫想は許されない。

換言すれば、入所度數の頻繁化、累犯速度の增大化の裏には、反覆の容易な竊盜、詐欺、賭博、橫領等の比較的輕き刑に相當する犯罪の增加が豫想せられる。從つて刑期の長短の傾向を觀ることによつて、如何なる犯罪がより多く行はれつゝあるかをも大體想像し得られるのである。

第二に、年々の新受刑者中、短期刑者の占むる割合が非常に大きく、それがために、個々の受刑者に付行刑陶冶の完成せられ得る餘裕がないといふことを以て、累犯增加の一つの原因であると云ふふうに考へる向も尠くはない。殊に不定期刑への要望と相關聯して、行刑實務家の側に於て、さうした考へ方が割合に多く行はれてゐるかのやうに思

へる。短期刑（註一）を排斥し、又は嫌厭する刑務官の氣持は勿論理由あることであるが、然らば、その短期刑は增加する傾向があるか、又は減少しつゝあるかを明瞭にしておく必要がある。それと同時に、短期刑者と累犯との關係を調査せる統計、卽ち刑期別出監人員とその中の再犯人員とを組合せた調査も必要となつてくる。（註二）

（註一）短期とは幾若の期間なりやに就ては、學者の議論も相當多いのであるが、六月以上一年未滿の刑期をまで短期とするものは殆んどないやうである。然し吾國では、累進處遇令適用の關係から、短期と云へば一年未滿と云ふふうに、漠然と考へられてゐるのではあるまいか。何れにもせよ、行刑統計では、三月以下、六月以下、一年以下に分類せられてゐるに過ぎないから、今こゝで短期を幾若なりと決定してみても拘泥では意味がない。

（註二）行刑統計では、刑期別出監人員とその中の再犯人員とを組合せた調査がないので、直接短期刑の行刑效果を窺ふ手懸りがない。然し竊盜、詐欺恐喝、賭博橫領等に比較的短期刑多く、而もそれらの累犯性の强度を考へれば、短期刑の效果は凡そ想像するに難くはない。

偖大正六年以降（この年をとつたのは、昭和十一年迄丁度二十年間であるといふの外別にこれと云ふ理由はない）の新入受刑者を刑期別に分類すれば第一表の如くであり、更に第二表の如く部分比を作製し（註三）各刑期別に趨勢を觀察すれば、

三月以下に於ては、實數では二十年間に約二分の一乃至三分の一に減少してゐる。昭和七年の一、五六〇人を最低とし、以後再び漸增傾向を辿り、殊に昭和十一年に至つて急激に增加したのは、近年の選擧肅正運動と密接な關係があり、選擧違反者に多く體刑が科せられた結果である。（行刑統計「新入受刑者の罪名及刑期」參照）從つて、かゝる特殊の事情を控除すれば三月以下の刑が減少しつゝあるは疑ひないところである。全受刑者に對する割合（第二表）から觀るも、その減少傾向は極めて明白である。

第一表

刑期別新受刑者數

		三月以下	六月以下	一年以下	二年以下	三年以下	五年以下	十年以下	十五年未滿	五年以上十年以下	計
大正	6	5,641	9,850	10,705	6,045	2,571	2,009	1,870	366	320	39,377
	7	5,653	9,829	11,625	6,736	2,544	2,042	1,516	312	373	40,630
	8	4,742	8,717	10,336	6,581	2,712	2,062	1,512	276	388	37,320
	9	3,581	6,561	8,169	5,360	2,277	1,668	1,331	189	255	29,391
	10	2,751	4,908	6,721	4,623	1,896	1,544	1,044	115	186	23,788
	11	2,307	4,396	6,347	4,322	1,856	1,387	887	97	135	21,734
	12	2,047	4,029	5,803	3,614	1,921	1,444	901	99	116	19,974
	13	2,228	4,139	6,474	4,326	2,341	1,786	848	110	108	22,360
	14	2,966	4,442	7,573	4,407	2,426	1,887	1,051	108	84	24,274
	15	2,147	4,569	7,741	4,289	2,210	1,561	829	79	84	23,509
昭和	2	2,029	4,416	8,419	4,964	2,540	1,596	857	92	89	25,002
	3	1,790	3,864	7,627	4,855	2,361	1,587	851	60	87	23,082
	4	1,641	3,686	8,288	5,244	2,628	1,693	692	55	73	23,970
	5	1,838	4,390	9,894	5,560	2,719	1,764	765	57	63	27,050
	6	1,829	4,464	10,668	5,745	2,766	1,723	760	58	90	28,103
	7	1,560	4,638	12,049	6,840	3,210	2,046	890	68	95	31,396
	8	1,771	5,033	13,111	7,479	3,685	3,309	996	53	117	34,554
	9	1,882	5,306	13,651	8,462	4,046	2,300	963	63	109	36,782
	10	1,970	5,282	13,472	7,640	3,719	2,154	816	38	100	35,191
	11	2,925	5,244	13,730	7,638	3,330	2,040	804	57	81	35,849

備考 （イ） 十五年以上ニハ無期ヲ含ム
（ロ） 懲役受刑者ニ就テ調査セルモノ

第二表

刑期別新受刑者數千分比

		三月以下	六月以下	一年以下	二年以下	三年以下	五年以下	十年以下
大正	6	143	250	272	154	65	51	47
	7	139	242	286	166	63	50	37
	8	127	234	278	176	73	55	41
	9	122	223	278	182	77	57	45
	10	116	206	283	194	80	65	44
	11	106	202	292	199	85	64	41
	12	102	202	307	181	96	72	45
	13	100	185	290	193	105	80	38
	14	122	183	312	182	100	78	43
	15	91	194	329	182	94	66	35
昭和	2	81	177	337	199	102	64	34
	3	78	161	330	210	102	69	37
	4	68	154	347	219	110	71	29
	5	68	162	366	206	101	65	28
	6	65	159	380	204	98	61	27
	7	50	148	384	218	102	65	28
	8	51	146	380	216	107	67	29
	9	51	144	371	230	110	63	26
	10	56	150	383	217	106	61	23
	11	82	146	383	213	93	57	22

六月以下に於ては、實數では昭和四年まで逐年減少し來り、爾後やゝ增加してゐるが、相對的には、これ亦明白に減少傾向を看取し得るのである。（但しその減少率は三月以下のそれよりは小である）

一年以下に於ては、大正十二年の五、八〇三人（受刑者總數の約三割……第二表）を最低とし、爾來增加傾向を辿り、昭和十、十一年には共に、受刑者總數の三割八分三厘に達した。各刑期中、これの占むる割合は最大である。この一年以下の中には、言渡刑期丁度一年のものが實際上相當な割合を占むること、及び言渡刑期は丁度一年であつても、未決通算のため現實執行期間は一年に滿たざるものも亦存することを、同時に注意せねばならぬ。それは累進處遇不適用者の數を考へる場合重要なことである。

二年以下に於ては、一年以下と同樣大正十二年以降、實數、相對數共に殆んど例外なく增加傾向を辿つてゐる。（但し相對的增加率は一年以下のそれより稍小である）

三年以下になると、大正十一年以降實數では次第に增加してはゐるが、相對的には、增加傾向は明瞭ではない。五年以下では、二十年前と今日とでも、實數にさしたる變化なく、相對的には大正十二、三年頃より稍減少しつゝあるかに見える。

十年以下、十五年未滿、十五年以上に於ては、何れも顯著な減少を示し、十年以下の相對的減少率は、三月以下のそれと殆んど同じ程度である。

（註三）常に煩雜な表を徒らに重複せしむるやうに感ぜられる向もあると思はれるが、第一表の如く原數を以て提示しておくことは、第二表の如く相對數を以て示された統計表の根據を示すに外ならない。それは、單に私の統計的潔癖に過ぎないかも知れないが、種々の統計を利用せる論述の中には、よく相對數の表のみ提示して恬としてゐるものが見られるので敢て一言する。

相對數（例へば前揭第二表）は、原數さへあれば、常に容易に且如何やうにも作製することが出來る。然るに相對數から原數（例へば第一表）は絕對に出てこない。又相對數は統計解釋の目的如何によつて、それに適合した方法を以て、色々に作られる。拙稿で用ひたが如き、百分比や千分比を作ることのみが、統計的加工の全部ではないし、將來統計的方法の發達に伴ひ、相對數にも進歩と變化が豫想せられるのであるから、自分の適當なりとする相對數のみを提示して、原數を示しておかぬことは、尠くとも統計的には責任ある態度ではないと考へる。加之、相對數の撰び方如何によつては、統計解釋の結論を正反對の方向に導く場合すらあるのだから、統計的論述に原數が示されてない時は、その結論に對しても、大いに眉に唾する必要があるのである。

以上二十年間の趨勢を纒めて云へば、短期刑（假に六月以下とすれば）は絕對的にも相對的にも減少傾向を辿り、長期刑（假に五年を超ゆるものとすれば）にも亦同樣の傾向が認められる。而して刑期は六月を超ゆる三年以下に集中しつゝありと云ふことが出來るのである。

從て累犯增加の傾向を、今直ちに短期刑の多きに歸するは當らずと云ふべきである。然し六月を超ゆる一年以下の刑をも猶短期なりとするならば話は別である。とまれ斯の如く、三月以下乃至六月以下のやうな短期自由刑が漸次減少しつゝある趨勢に就ては、近代行刑に對する裁判官の理解の深まりつゝあるものだとして、之を大に慶賀したいのである。

然し乍ら、既に觀察したるが如く、累犯者が增加し、而も累犯度數が增加しつゝある傾向を、こゝで再び想起するならば、三年を超ゆる五年以下の刑期が實數に於ても殆んど增加せず、相對的には却つて減少しつゝあり、五年を超ゆる刑期は何れよりするも顯著に減少しつゝある事實に對し、一見奇異の感を有たせられる。卽ち累犯加重は如何に運用せられてゐるかを問ひたくなるのである。だがこの點に就ては次の如く答へられるであらうか。卽ち累犯者によつて行はれる犯罪は竊盜、詐欺、橫領、賭博等が大部分を占むるがため、累犯加重を爲すとも猶三年以下の刑期に相當する場合が多いと。斯うした說明が當つてゐるかどうか、或はこうした被害の大小によつて刑の量定が爲される態度が現代の行刑思潮に容れられるかどうかは別として、累犯者に對する刑があまいと云ふ一般刑務官の感じは、統計の上だけでは今の處否定し去ることが困難のやうに思はれる。

猶序でに、竊盜受刑者の刑期をも調べてみよう。昭和二年以降の十年間平均を求めると、竊盜累犯者は全累犯者の六八・一%、初犯者は全初犯者の四二・〇%を占めてゐるのであるから、竊盜受刑者に現はれる各種の統計的傾向は、全體の傾向を左右するのである。從て竊盜罪に對する科刑の狀況は、累犯現象とも深い關係を有するものと考へられる。

第三表に就て觀察すると、十年を超ゆる者は次第に影を消しつゝある。十年以下に於ても矢張減少を示してゐる。五年以下になると、實數では稍增加してはゐるが、全體に對比すれば矢張減少しつゝある。三年以下では、十年前に比し殆ど倍加してゐるのではあるが、之とて相對的には增減何れとも斷じ難い。然るに、二年以下及び一年以下に於ては、著しく增加を示し、勿論相對的にも增加してゐるのである。この兩者を合計すれば、全竊盜受刑者の七割以上を占めてゐる。（而も竊盜に於ける初犯、累犯の割合は、近年では夫々約四〇%、六〇%を示してをる）最後に六月以下及び三月以下に就ては、一般刑期に就て見たと同樣の減少傾向が明かである。（こゝには割愛するが、累犯性の

第三表
竊盜受刑者刑期別人員

		十年ヲ超エルモノ	十年以下	五年以下	三年以下	二年以下	一年以下	六月以下	三月以下	計
昭和	1	10	281	850	1,400	2,612	4,331	1,468	83	11,035
	2	11	299	911	1,642	3,277	5,040	1,553	76	12,759
	3	10	263	889	1,594	3,289	4,558	1,400	67	12,069
	4	4	209	888	1,778	3,647	5,072	1,312	60	12,970
	5	9	236	991	1,865	3,774	6,246	1,600	86	14,807
	6	8	208	923	1,862	4,038	6,781	1,623	55	15,498
	7	8	225	1,013	2,103	4,844	7,746	1,778	54	17,771
	8	6	269	1,140	2,438	5,191	8,365	1,795	55	19,259
	9	9	225	1,234	2,751	5,968	8,534	1,873	52	20,646
	10	3	254	1,170	2,523	5,246	8,066	1,542	44	18,848
	11	3	233	1,124	2,364	5,395	8,471	1,535	42	19,167

強い順序に詐欺、恐喝、賭博、横領、傷害等の刑期に就て調査するに、趨勢は以上述べたところと全然變らない）

以上を綜合して先づ氣の付くことは、さきに見てきた累犯增加、累犯速度の增大化傾向に比較して、刑期は案外長期化の傾向を示してゐない點である。このことを以て直ちに「刑期が一般に短かいから累犯速度が增大した」とは、今の私には斷言出來ない。唯しかし、「累犯速度の增大化傾向の存するがためには、刑期は一般に短かくなるか、尠くとも、長くはならないと言ふ條件をも必要とする」ことが統計的に考へられるだけである。

累犯と刑期との相關に就て、猶統計的に突込んで觀察するがためには、さきにも註したる如く、刑期別出監人員と再犯人員とを組合せた調査及び新受刑者の刑期別人員を更に初犯累犯の別に組合せた調査が欲しい。それ等

第四表
新受刑者年齢別人員
（懲役及禁錮）

		十八歳未滿	二十歳未滿	三十歳未滿	四十歳未滿	五十歳未滿	六十歳未滿	六十歳以上	計
大正	12	564	1,034	8,427	5,311	3,205	1,174	358	20,073
	13	690	1,256	9,780	5,933	3,306	1,286	423	22,673
	14	737	1,464	10,259	6,500	3,571	1,441	463	24,435
	15	714	1,140	9,649	6,480	3,485	1,482	443	23,683
昭和	2	651	1,565	10,530	6,845	3,490	1,570	439	25,090
	3	556	1,319	9,624	6,350	3,475	1,522	431	23,277
	4	659	1,368	10,229	6,506	3,398	1,530	414	24,104
	5	616	1,305	11,484	7,771	3,964	1,772	498	27,410
	6	550	1,396	11,950	8,224	3,977	1,837	485	28,419
	7	665	1,580	13,603	9,118	4,287	1,973	548	31,774
	8	712	1,663	14,740	10,152	4,883	2,175	664	34,994
	9	659	1,637	15,958	10,438	5,225	2,361	787	37,065
	10	654	1,518	14,055	10,632	5,489	2,444	769	35,561
	11	614	1,409	1,4380	10,817	6,400	2,995	989	37,604

の調査によつて或は、累犯者に對し一氣に不定期刑を要望せずとも、累犯加重の實際的運用の如何によつては、相當の效果を期待出來ると云ふやうな結論が生じないとも限らぬであらう。だがその何れの調査も行刑統計に見えないことは、私だけの心殘りではあるまいと思ふ。

B、年齡

累犯者の入所度數に就て調べた際（一月號）「累犯者は死にもせず、容易に足を洗はなくなつた」と誌したが、それは受刑者の年齡別構成の推移を暗示した積りであつた。卽ち、累犯者が短命であれば、犯數を多く累ねる隙がないのであるから、累犯度數增大の傾向の存する以上、受刑

者の年齢は近年次第に高まりつゝあるだらうと豫想したのである。

偖第四表で大正十二年以降をとつたのは、少年法實施によつて、十八歳未滿受刑者數に大きな變化があつた年であること、及び大正十二年の新受刑者數が最近二十年間中最低であつたこと（大震災後增加する一方）等の理由に據る。

先づ十八歳未滿に就てみるに、實數により曲線を描けば、昭和三年、同八年の三度頂點を形成してゐるが、趨勢的には增減何れとも斷定し難い。但し全受刑者數に對比すれば非常な減少傾向を見ることが出來るのである。

二十歳未滿に就ても全然同樣の記述を以て足りる。

二十歳未滿及四十歳未滿は全受刑者の主要な部分を占めてゐるのであるが、實數では兩者共に大體順調な增加を示し、相對的には、三十歳未滿は殆んど增減なく、四十歳未滿に於ても同樣である。五十歳未滿に於ては、昭和四年までは增減なく、それ以後急激な增加を見せてゐるが、相對的な增加傾向は弱い。六十歳未滿に於ける傾向も前同樣である。最後に六十歳以上になると實數では著しい增加であるが、相對的には左程顯著ではない。（尤も昭和十一年に於て比較的高齡者に、不自然な增加を示してゐるのは、短刑期の場合に述べたと同じく、選擧違反受刑者の增加した結果であると考へられる）

然し乍ら猶全體的にみると、年齡階級の高くなる程增加率が大きい。從て受刑者の年齡は、著しくはないが、なほ次第に高まりつゝあることが結論され得るのである。而もかゝる傾向が特に四十歳以上から現はれてゐることは、累犯度數の增大を、他面から肯定するものであると考へて差支へあるまいと思ふ。この場合讀者は、前科何犯をも有する禿頭のおやぢが、工場などで、物馴れた態度で小器用に振舞つてゐる光景を思ひ浮べられるであらうか。

第五表

新受刑者職業別人員

		農業	工業	商業	公務自由業	其ノ他有業者	無業者	計
大正	12	2,629	5,520	3,645	1,126	3,509	3,644	20,073
	13	2,732	6,122	3,932	922	4,476	4,489	22,673
	14	2,652	6,765	4,132	948	4,575	5,363	24,435
	15	2,549	6,458	4,093	905	4,461	5,217	23,683
昭和	2	2,590	7,110	4,098	1,003	4,677	5,612	25,090
	3	2,450	6,702	3,592	1,133	4,340	5,060	23,277
	4	2,282	6,561	3,192	1,794	4,192	6,083	24,104
	5	2,626	7,394	4,289	1,486	3,982	7,633	27,410
	6	2,692	6,668	5,078	1,018	4,087	8,876	28,419
	7	2,917	6,446	5,266	1,042	3,860	12,243	31,774
	8	3,270	6,772	5,923	1,193	4,032	13,804	34,994
	9	3,154	7,357	6,096	1,575	4,590	14,293	37,065
	10	3,062	7,746	6,079	1,803	4,435	12,436	35,561
	11	4,218	8,886	5,800	1,477	4,590	12,633	37,604

C、職業

累犯增加の反面には亦、受刑者の職業に關して、無職浮浪の徒が增加しつゝあるであらうことが當然想像されるのである。

第五表には大正十二年以降を示したが、今私の手許にある大正六年以降の職業別圖表を眺めつゝ說明すると、大正六年より大正十年頃までは、無業者（註四）は、工業、商業、農業各從業者の何れよりも下位にあつたものが、大正十二年には、商業と略同位となり、爾來躍進を續け、昭和五年（前年の經濟恐慌をもこの際思ひ起す）には遂にトップを切つた。昭和八、九年には全受刑者の實に四割以上を占めて斷然他を離して

ゐる。それは、その年次に於ける累犯者増加の曲線と同一歩調を示してゐるのであつて、この點からも累犯速度の增大を肯定することが出來ると思ふ。職業に就ては再犯原因に就て調べる際にも、も一度觸れる必要があると豫想されるので、こゝでは以上の如く單に一瞥するにとゞめる。

（註四）無業者の中には、「收入ニヨリ生活スル者」をも含んではゐるが、極めて微々たる數であるから、控除しなかつた。

D、保護狀況

保護は本來累犯曲線を下降せしむる（勿くともその上昇を妨げる）外的條件の一つである。それ故保護事業の消長は、累犯現象と密接なる關係に立つてゐるとは云へ、今これを統計的に觀察しようとすると、極めて多くの危險を冒さねばならず、寧ろ現在あるがまゝの保護統計は、數字の羅列に過ぎないであらう。一、二の點を擧げると、行刑統計年報記載の保護成績に關する數字は、各保護會の提出した報告書を中央に於てそのまゝ集計したに過ぎず、報告書には誇張の存することを避け難い。又甲乙兩保護會の保護件數共に三件と云ふ場合、その三は必ずしも同價値ではあり得ない。又例へば間接保護何件と云ふも、一年餘も保護を繼續したものもあらうし、或は刑務所から通知を受けて、釋放者を唯一回訪問したに過ぎない場合もあらう。加之今の處まだ被保護者が幾若再犯するに至つたかに就て信ずべき數字もない。要するに、保護事業そのものがそうであるやうに、保護統計も亦將來に期待するの外はない。

然し以上のやうな態度を持ちつゝ猶、二、三の數字によつて、大體の傾向だけでも知らうと思ふ。昭和十一年行刑統計年報に現れてゐる保護會の數は五百十六であるが、昨今では優に一千を突破してゐるとの事である。而して最近十年間の被保護人員は左表の如くである。

年次	出監人員(A)	被保護人員(B)	BのAに對する割合
昭和二年	九五、八三五人	五三、五九二人	五五・九%
〃三年	九一、五八八	五三、六七二	五八・六%
〃四年	八九、五八一	五三、〇七八	五九・三%
〃五年	一〇三、四〇八	五九、八四一	五七・九%
〃六年	一〇九、六〇六	六七、七三五	六一・八%
〃七年	一一七、二〇四	七七、〇九九	六五・八%
〃八年	一二五、一二一	八四、八二七	六七・八%
〃九年	一三二、七二九	一〇二、八七二	七七・五%
〃十年	一三〇、六六六	九九、二九五	七六・〇%
〃十一年	一三七、二七一	一〇四、六三五	七六・二%

右表によると出監者にして、とにもかくにも保護會と交渉を有つた者は、十年間に約二〇%增加してゐる。更にそれ等の被保護者の中直接保護會に收容せられ、場の內外で就業したものは、平均約七千人前後で、昭和二、三年の四、五四〇人より漸次增加して昭和八年には八、四五九人の多きに達してゐる。（被保護人員總數に對比すれば年々九%を出でない）尤も收容期間に就ては全然不明であるが、とにかくこの數の大部分は、釋放後も他に寄る邊のない者であらうことを思へば、一口に保護と云つても、容易な業ではないだらう。其の他間接保護は、十年間平均、被保護人員の約二五%內外で、最近實數では二萬五千人を超えてゐる。一時的保護では平均約六八%內外を占め、實數では七

萬二千人を超えてゐる。（一時的保護の方法は十二種に分たれ、且同一人に對し數種の方法を試みる場合も勿論あるが、その中大部分を占むるは數の大小の順に「衣類雜品又ハ旅費ヲ給與ス」「停車場又ハ乘船所其他途中マデ同伴ス」「保護者ヲ呼寄セ引渡ス」等である）

以上の如く數字としては、保護事業の活動は寔に大きく、今後も大きくならうとしてゐる。さればとて、本來其性質上量的示現には餘り適當でない保護を、而も目下のところ、統計としても幼稚な以上の如き數字を以て、その質的方面にまで言及することは、極めて困難でもあるし、未だ其時機ではないと思ふ。然乍ら私は、被保護人員の增減と累犯の增減とは一應反比例すべきであると云ふ命題の下に、近年の傾向（反比例せずにむしろ正比例しつゝある實情）を觀るとき、少からず疑惑を有たざるを得ない者である。この點も亦讀者への課題とはならないであらうか？

（一月十五日・未完）

明治年間 監獄作業變遷概觀（五）

辻 敬助

E 明治三十二年改正監獄則時代（續）

（乃明治三十二年七月至明治四十一年二月）

日露戰役時に於ける作業統制の狀況

前號に於て監獄作業に對する日露戰爭の影響を略述する所あつたが、當時軍需品製作に關し司法當局の採りたる措置は、現行作業統制制度の權輿を爲すものなるを以て、當時の作業統制の狀況を玆に附け加へることゝする。

日露戰役時に於ける軍需品の製作は、東京所在三監獄に於ける東京砲兵工廠需要の各種天幕、蹄鐵用鐵臍、雨覆等の試作に始まり（一）、次で東京及大阪砲兵工廠の各種兵器類（二）並各師團經理部注文の軍需被服類の大量注文あり、越へて三十八年更に東京、大阪兩被服廠及民間業者を通じて大量の被服類の注文があつた。（三）（誂戰役中に於ける軍需品總生產額は全國的統計を缺くも、委託賃金のみにても十數萬圓に上るものと推算される。）

而して右の內三十七年下期に於て各師團經理部より委託せられたる被服類は、當時戰線の擴大に伴ひ之が整備を急ぎたる爲、特に監獄作業の利用方に付懇請ありたるものにして、司法省は直に各監獄裁縫工の作業力を調査し（四）之が動員計劃を進め、同年十月各監獄に對して技能囚の移送に關する緊急處置等を通牒し（五）、師團所在地監獄を中心として之が縫製に着手するに至つたのである。

而も其實績は容易に所期の進捗を見さりしを以て、更に同年十二月作業時間延長に關し「軍需品の製作上非常の急激を要し、規定の囚人服役時間にては其時機を失し期日內成工の見込無之、右時間の伸張を必要と認むる場合は、當分の內四時間以內は認可を要せず直に執行し、

其旨報告相成差支無之事」の通牒を發し之が完成に遺漏なきを期せしめた。

かくの如く當時既に小規模ではあるが現行緊急軍需作業と略ぼ同樣の作業動員計畫が實施され(六)、我監獄作業が戰役下に於て極めて重要なる役割を果したことは行刑史上特筆せらるべきことである。

(一) 府中刑務所明治三十七、八年作業工錢記錄。

(二) 三十八年一月巢鴨監獄拘禁囚人中彈藥箱製作に使用すべき者五名を拘禁區分の制限に拘らず市谷監獄に押送を命ず(府中刑務所明治三十七八年作業工錢記錄)

(三) 1. 司法省所藏記錄中には當時の軍需作業の全國的統計を缺くも目下尙司法省舊記に付調査中である。
2. 前號拙稿作業變遷概觀中「日露戰爭の好影響」參照。

(四) 當時司法省の調査したる各監獄軍需被服類裁縫工供給見込人員は左の通りであつた。

現就役者の内供給見込	擴張素養ある人員	修養見込人員	計
洋裁縫	和裁縫	洋裁縫	和裁縫	洋裁縫	和裁縫	
五六四	三〇二	一八六	二九六	六九二	四一七	一、四三一	一、〇二五

(五) 1. 十一月局長通牒を以て「軍需品製作に當り尙該就役囚員不足を告ぐる爲他監獄より移監の必要を認むる場合は特に拘禁種類を指定せられたる場所の外は認可を要せず相互典獄協議し便宜移監差支無之」旨を指令す。
2. 明治監獄年譜(十三)三十七年の部參照。

(六) 併し此の如き狀態は永くは續かなかつた。明治三十八年九月平和克復と共に緊急軍需品の注文は一先づ打切られたのは勿論のことである。

F 監獄法時代 乃明治四十一年三月 至明治四十五年七月

刑法改正及監獄法、同施行規則制定並其作業組織 明治四十一年多年の懸案たりし刑法改正事業も漸く成功を見るに至り、行刑法規に在りても亦新時代の要求に應じ新に法律を以て監獄法を制定し、新刑法と同時に實施せらるゝに至つた。監獄法は條章僅に七十有餘條の小法典に過ぎざるも、監獄法施行規則と相俟て獄制各部面に亙りて幾多の改良を加へ、隨所に敎育行刑の理想を導入し大に舊來の面目を一新するに至つた。

今新法に於ける作業改正事項の主なるものを擧ぐれば左の如くである。

a 賞與金制度の採用。作業收入の國庫歸屬を明確にし、就業者の作業所得權を否定せる結果、從來の給與工錢制度を改めて作業賞與金制度としたのである。

b 食料の購求を禁ず。賞與金處分の場合を父母妻子の扶助、損害の賠償、書籍の購入等に制限し、從來認められたる食料の購求は絕對に之を許さゞる事とした。これは嚴正なる行刑遇囚の本質を保全し且物慾助長の弊を除かんとしたのであつて、今次改正事項中の極めて重要なるものの一つであつた。

c 賞與金計算の標準を改む。明治三十二年の監獄則一部改正に於て給與工錢計算の標準中に賞表の箇數を加へ又再入者中の精勵者を初入者に準ぜしめ給與工錢制度に一大改正を加ふる所ありしが、今回は更に「行狀、犯數及作業成績を斟酌す」と規定し、一層在監者の人格的關係を重んずるに至つたのである。

d 死傷手當金の給與を認む。死傷手當は曩に明治十一年之が給與を認めたるも、十三年以來之を廢止し今日に至つたのであるが、今回之を復活し其都度調査書類を添へ司法大臣に具申せしむる事としたのである。

e 作業賦課の標準を詳定す。曩に明法三十二年監獄法規の一部改正に於て作業賦課の標準を規定する所ありたるも、今回更に詳細に其標準を定め一層個別處遇の適切を期せんとしたのである。

f 少年受刑者の作業に關する特別規定を置く。少年行刑の重要性を顧慮し少年受刑者の作業に付ては特に敎養に關する事項を斟酌せしむることゝした。これは專ら重きを實業的敎育の上に置かんことを命じたるものにして、舊則の「懲治人には農業若しくは工業を敎へ力作せしむべし」の規定と其大體の趣旨を同うし、一層運用の妙を得せしめんとしたのである。

g 科程終了者の作業時間中の就業義務を規定す。從來此點頗る明確を缺き其取扱區々たるを免かれざりしが、今回特に明文を置き等一科程の陷り易き弊害を幾分にても緩和せんとしたのである。

h 請願作業は指定主義を改め撰擇主義となし尙其就業時間の短縮を認む。これは敎化上並紀律維持の上よりして、なるべく請願作業への參加を容易ならしめんとするの趣旨(一)に出でたるものと解すべきであらう。

i 作業新設に付認可主義を採用す。從來の如く作業々種撰擇標準を示すを以て足れりとせず、尙進んで地方產業の狀況等を斟酌し、一面又全國的に作業計畫を樹つるの必要に出でたのである(二)。

j 作業時間を平均半時間延長す。當時一般勞働者との權衡並に出獄後の習慣養成等を考慮し延長せられたも

のと見るべきであらう。

（一）小河滋次郎博士監獄法講義

（二）同

典獄協議會に於て作業賞與金計算率を協定す　既記の如く作業賞與金の計算に付ては行狀、犯數、作業成績等をも斟酌することゝなり、之が計算は舊則に比し一層複雜となりたる爲、新法實施當時に於ける各監獄の取扱振りは頗る區々たるの狀況であつた。仍て四十一年六月典獄會議の開催に當り、典獄協議會に於て愼重審議を遂げ、大體左記の通りの計算方法に依るべき旨を協定する所あつた。

○　作業賞與金計算率（司法省書庫藏明治四十一年典獄會議記錄）

犯數別	科程了否	賞與金ノ率	
		懲役囚	有賞表者 刑事被告人拘留及禁錮囚
初犯	不了者	十分ノ二	表賞一個ノ者 十分ノ五 十分ノ六
同	了者	同三	同二個ノ者 同六 同七
同	行狀善良成績良者	同四	同三個ノ者 同七
累犯	不了者	十分ノ一	同一個ノ者 同四 十分ノ四
同	了者	同二	同二個ノ者 同五 同五
同	行狀善良成績良者	同三	同三個ノ者 同六

作業規程の改正　次で同年九月監獄作業規程を改正した。明治三十五年創めて監獄作業規程を制定し作業事務の整備を圖つたが、施行後の實際に徵し不備不完にして、殊に受負業、委託業、官司業の分化明確ならず、又作業の製作命令並に受負業契約に關する規定極めて不十分なるものありたるを以て、規定及樣式の全部改正を行つたものである。

各種作業督勵法の採用　作業賞與金制度採用に伴ふ食料購入の禁止は、寄場以來百有餘年の永きに亙る傳統の廢止にして獄制上の一大變革であつた。されば其囚情への影響も二三にして止らなかつたが、就中作業成績の上に尠からざる影響を齎らした。仍て各監獄は之が對策として各種の作業督勵法（例へば作業成績の了否に因り食糧其他給養等に差等を設くるの方法）（一）を制定し作業成績の向上を圖る等、慘憺たる苦心の末著滅せんとする作業成績の低下（二）を或程度まで喰ひ止むることに成功した。

（一）1. 前橋監獄は四十三年四月監獄作業督勵手續を定め作業の了否に依り食糧に差等を設け作業の督勵を爲す（同監獄四十二年事務成績報告）

2. 山形監獄は科程了者優遇取扱手續を定め科程了者に對しては入浴度數を增加し且文書、圖書の冊數を增加する外革製圓形徽章を襟番號上部に縫着せしめ尙婦女には膏油を增給した（同監獄四十二年事務成績報告）

3. 廣島監獄は四十三年九月作業奬勵法として科程了以上者に對し茶を給し科程外一分以上者には一等上級、同五分以上者には二等上級の食糧を給す（同監獄四十三年事務成績報告）

4. 名古屋監獄は四十四年五月作業督勵法を設く（同監獄四十四年事務成績報告）

拙稿明治監獄年譜（十六）四十二年四月の部參照。

作業經營困難を加へ新法の理想實現を見ず　かくて明治四十二年に入るや新刑法施行の影響を受けて在監者は俄然激增を來たし、從來五萬三四千の間を上下せし監獄人口は遂に七萬人を突破し、作業配課上多大の困難を齎らすに至つた（一）。剩へ前年來既に反動期に入りたる經濟界は形勢愈々險惡となり、四十二年度契約更改に際しては受負業中工錢の減額若しくは廢工を申出づるもの續出し、（二）作業の經營は益々困難を加へた。仍て各監獄は作業種々の適不適等を顧みるの遑なく、比較的伸縮性ある家庭工業並副業の類（三）に活路を見出すこととし、辛じて難局を打開せるも稍もすれば民業との競業を來たすの虞ある等（四）、當時の作業經營上の苦心は實に容易ならざるものがあつた。如此狀態なるを以て既記作業改正事項の如きも之が實行上幾多の制約を受け、新法の理想は尙容易に發揚するに至らざりしは遺憾であつた。

（一）1. 巢鴨監獄に於ては在監者增加の爲工場狹隘を告げ已むなく比較的有利なる機工を廢止し、麻工、麥稈工の如き工錢低廉なる業種を以て之に代ふるに至つた（同監獄四十二年事務成績報告）

2. 靜岡監獄新法實施後頓に在監者增加し已むなく一時藁工に多數服役せしむ（同監獄四十三年事務成績報告）

3. 膳所監獄在監人員日に月に增加し何れの工場も滿員となりたる爲工錢收入に於て有利なる綿ネル織を擴張する能はず已むなく座業として比較的有利なる編笠工を擴張す（同監獄四十二年事務成績報告）

（二）1. 佐賀監獄四月綿ネル、緞通織、タオル、敷布織、莞莚工各一割莞蘭工三割の受負工錢減額を認め網工の受負は解約し九月に至り木綿織二割藁工一割二分莞莚工二割の受負工錢減額を認めた。

2. 札幌監獄下駄工、抄紙工、封筒工の受負人員を減少し官司業藁工擴張す（同監獄四十二年事務成績報告）

3. 靜岡監獄四十二年受負業木挽工、煉瓦工を廢止す（同監獄四十二年事務成績報告）

（三）1. 明治四十二年より四十四年に至る既設作業中擴張せる作業々種の主なるものは藁工、機織工、蘭莚工、撚糸工、網工、麥稈工、棕梱工等にして新設作業の主な

るものは鼻緒工、蔓細工、絞工、(女)經木工、菅細工等であつた(第十乃至第十四監獄統計年報)

2.明治四十一年巣鴨、同四十二年小菅、千葉兩監獄鼻緒工を開始す(次記鼻緒業者嘆願書)

明治四十四年四月東京市内鼻緒業者より左記嘆願書提出ありたり。

(四)

「去る明治四十一年中巣鴨監獄に於て始めて鼻緒の製作を獄囚作業の一部に加へられてより幾何もなく小菅監獄千葉監獄亦之に倣ひ今や此三監獄に於ける一日の製作高は無慮一萬足に垂んとする盛況を呈し細民の生業は殆と其半を獄囚に奪はるに至る(中略)今民間に於ける工賃と監獄に於ける工賃とを對照せんに巣鴨監獄は民間に於て百足五十七錢位のものを三十一錢にて請負ひ小菅は六十錢位のものを三十五錢にて請負ひ居れり故に其差額は東京市一日の需用製作高二萬五千足とし一ケ年には二萬三千圓の多額に達す其溢々として民業の奪ひ去らるゝ所以のもの恠に宜ならずや(中略)冀くは全然其請負を廢止せしめ以て無告の窮民をして其堵に安んずるを得せしめ賜はらんことを(後略)」(府中刑務所舊記作業工錢の部)

企業熱勃興等に伴ひ監獄作業活況を呈す　然るに明治四十三年下期に入るや外資輸入に基く低金利と保護關稅の實施とを契機として企業熱勃興し、經濟界再び活況を呈したると、一面戰後師團の增設に伴ひ之が所要の軍需品就中靴下其他の消耗品の需要著しく增加(一)したる爲、作業經營又漸次容易となり、都會地監獄の如きは漸次輸出向の製品を製作するものあるに至り、(二)作業收入の如きも明治四十四年度には百五十萬圓を超ゆるに至つた。

(一)

1.巣鴨監獄は四十五年一月第一師團近衞師團靴下の委託製作を開始し約百六十名の囚徒を役使す(府中刑務所舊記)

2.札幌監獄は四十四年十一月第七師團用靴下製作を開始し靴下締器械二十臺を購入す(同監獄事務成績報告)

3.名古屋監獄は第三師團靴下製作を開始し成績最も良好倍々擴張の見込なり(同監獄事務成績報告)

4.熊本監獄四十四年度より軍用靴下、軍手、の製造を開始す(熊本刑務所作業記錄)

(二)

1.巣鴨監獄に於ては明治四十五年七月輸出向バリカン工を新設し五十名内外を使役す(府中刑務所舊記)

2.和歌山監獄に於ては四十三年に入り專ら輸出向綿ネル織(販路—香港、廣東、シンガポール)を製織す。(同監獄四十三年事務成績報告)

監房内夜間作業開始するもの續出す　監房内夜間作業は三十八年二月橫濱監獄に於て開始以來、山形、名古屋、千葉等漸次之に倣ふものあるに至りたるも、其後經濟界の不況に妨げられて未だ全國的に普及するに至らなかつた。然るに四十三年下期に入り經濟界恢復を見、作業の經營漸次容易となるに伴ひ再び之が開始を爲すもの續出し、後年作業時間延長の傾向を作るに至つた。夜間作業の開始等は監獄規律の維持並に作業時間を普通勞働時間に近接せしめんとするの趣旨に出でたるは勿論であるが、一面又作業收入の增加を目的とせることは疑を入れざる所(二)であつて、當時の司法當局の行刑思想を反映したるもの(三)として注目に値する。

(一)

1.前橋(明治四三、年九月)小菅(四四、一)堀川(四五、一)岡崎(四四、一一)巣鴨(四五、二)神戸(四四、八)姫路(四四、一〇)夜間作業を開始す。(各監獄事務成績報告)

2.夜間作業の業種は巣鴨經木編、紙鉛筆軸卷、靴下小先縢、和裁縫、神戸マッチ箱貼り、鼻緒工。(府中刑務所舊記及神戸監獄報)

3.夜間作業服役時間は巣鴨一時間半乃至三時間、神戸一時間乃至三時間。(府中刑務所及神戸監獄報)

4.大正元年十一月「夜業開始に付作業科程工錢並製表統一方」に付監獄局長通牒を發す。

5.當時建築中の監獄、例へば安濃津、豐多摩の如きは竣工後(各れも大正期に入る)開始せり。

1.神戸監獄に於て夜業開始に付きて左の典獄訓授をなす。

(二)

今回在監者動作時限を改正せしは監獄作業時間が當地方普通勞働者に比し甚だ不足なるを常に感ぜしにより今般主務大臣の認可を得て就業時間を伸張し夜間居房に於て作業に從事せしめ益勤勞の素養を作り而して夜業により生ずる國庫の收入を謀り云々。(神戸監獄

(一)

2.夜業に依る作業收入增加は神戸一人一日平均一錢二厘、小菅同一錢七厘四毛(一ケ月積算五五〇圓)前橋二、八七七圓(四十四年度)なり。(小菅及前橋監獄事務成績報告及神戸監獄報)

(三)

司法省は三十八年二月監獄局長通牒を以て橫濱監獄典獄の作業時間延張上申を認可せる旨を各監獄典獄に參考の爲通牒する所ありたり(司法省監丙六二)

四　監獄作業其後の發達

爾來監獄作業は概ね順調なる經過を辿りしが、大正三年歐洲大戰の勃發を見我國又大戰に參加の已むなきに至り、財界は再び沈衰の狀態に陷りたる爲作業經營又意の如くならざりしも、大正五年に入るや歐洲參戰諸國の生産力減退に伴ひ我國の貿易は俄然躍進し從來債務國たる我國は一轉して債權國たるに至り、財界は空前の好景氣を現出し、一般購買力の激增に伴つて物價は頻に昂騰するに至つた。監獄當局又此機に乘じて受負工錢の値上を策し、一面又就業費を增加(一)して漸次官司作業の擴張振興(二)を計りたる爲、從來百五十萬圓前後を彷徨せる作業收入は大正六年に至り二百萬圓となり、爾來躍進を續け大正九年度は五百萬圓を突破するに至つた。(三)次で大正十年山岡博士の監獄局長となるや。作業職員の待

遇を改善し、(四) 作業訓練の徹底と作業經營の合理化を圖り大に監獄作業の面目を一新し、作業收入の如きも大正十一年度は七百萬圓の巨額に達するに至つた。然るに翌十二年未曾有の大震災に遭遇し再び不景氣の襲來を受け、作業收入又著しく減少し遂に六百萬圓を割るに至つた。當局は此難局に處して一層監獄作業の改善に意を致し、十三年作業技手の一部を昇格して技師と爲し、越へて十五年受刑者職業訓練所の制度を設け、大に受刑者の職業訓練を重視すると共に、一面又官用主義を擴張して民間業者との競業を避くる等、鋭意監獄作業の刷新を圖つたが、作業收入は打續く財界不況の影響を受けて容易に豫期の成績を擧ぐるに至らず、昭和五年度は遂に五百六十萬圓に減少するに至つた。然るに昭和六年滿洲事變勃發し再び軍需品製作の事に從ふや、新に技能受刑者動員計劃を立て各控訴院管內刑務所毎に作業の統制共助を行ひ、官用作業の發展に拍車を加へたる爲、刑務作業は玆に異常なる發達を遂げ、作業收入は昭和八年以降漸增の一路を辿り、昭和十一年度に於ては遂に一千萬圓を突破し、翌十二年六月日支事變の發生に伴ひ更に驚異的の躍進を遂ぐるに至つた。

(一) 就業費累年統計

年次	就業費	年次	就業費	年次	就業費
大正元年	二九一、九〇九円	大正十年	一、七三三、七三九円	昭和五年	二、七〇六、二四〇円
大正二年	二八〇、一〇二	大正十一年	一、九一三、二〇三	昭和六年	三、五六二、七八〇
大正三年	三六〇、八八八	大正十二年	一、八六〇、三〇二	昭和七年	二、九四五、六五一
大正四年	四三八、五八八	大正十三年	二、四〇九、三四二	昭和八年	四、五二四、一四六
大正五年	四七二、七三八	大正十四年	三、〇一五、二六三	昭和九年	四、五五一、九〇八
大正六年	五四九、三九〇	大正十五年 昭和元年	二、八四一、二六三	昭和十年	四、九三八、四八四
大正七年	八一八、五〇六	昭和二年	二、九五〇、三八二	昭和十一年	五、九六九、三七八
大正八年	九七三、一四五	昭和三年	二、九八三、八七八	昭和十二年	一〇、七二九、一四三
大正九年	一、三五四、四七六	昭和四年	二、八一三、三〇三		

(二) 官司業の作業種類の總就業延人員に對する百分比は大正二年度二二、八大正三年度二四、一大正四年二三、四大正五年二四、五大正六年二三、二であつた。

(三) 囚徒工錢製作收入累年統計

年次	作業收入	年次	作業收入	年次	作業收入
大正二年	一、五九五、四五九	大正十二年	五、九七九、七三八	昭和八年	七、七九六、九三六
大正三年	一、四五〇、〇四〇	大正十三年	五、九二八、九七二	昭和九年	八、二三〇、一八四

大正四年	一、四九六、五九九	大正十四年	六、二三一、〇二九	昭和十年	八、九七三、一九四
大正五年	一、六六六、九六三	大正十五年 昭和元年	六、四八七、七三八	昭和十一年	一〇、四〇一、九八二
大正六年	二、〇三四、九八八	昭和二年	六、四九七、九一九	昭和十二年	一七、四八六、五〇〇
大正七年	二、八三七、三六	昭和三年	六、四九八、七六九		
大正八年	三、七五二、六一八	昭和四年	六、三一一、二三三		
大正九年	五、一六一、二六七	昭和五年	五、六二八、一一三		
大正十年	六、〇四三、七三九	昭和六年	五、三五七、三七九		
大正十一年	六、九九四、〇六三	昭和七年	五、九四〇、三一四		

(四) 1. 大正十一年十月作業技手の官職を創設す。
2. 大正十一年七月刑務所現業員に對し創めて勤勉手當を給與す。

五 結語

以上述べたるが如く我國監獄作業は寄場以來百數十年の永きに亙る我國固有の傳統と斯界前人の刻苦精勵とに依り、幾多の難關を突破して今日の隆運を見るに至つたのであるが、而も自由刑制度の理想よりすれば、尙幾多解決を要すべき諸問題が殘されてゐるのである。試みに目下斯界に論議せられつゝあるものを擧ぐれば左の如くである。

a 職業訓練の徹底。職業訓練は石川島寄場以來歷代當局の常に留意せる處にして、殊に大正末期に至り職業訓練所を設立する等之が徹底に努力する處ありたるも、拘禁戒護其他一般作業計劃等に制せられて、今尙之が理想的解決を見るに至らないのである。

b 作業中央機關設置並監獄作業特別會計の採用。作業の綜合的管理に付ては曩に作業統制制度の採用に依て或程度の目的を達したが、作業の供給制度のよりよき組織及作業經營の合理化を圖る上よりして、作業中央機關の設置並特別會計制度の採用は、今後に於て最も急速に實現を要すべき事項の一であらう。

c 自己作業の實施。累進處遇制度の組織的內容として着々實行に移さるべく期待されたのであるが、其實施上には種々事務上の困難を伴ふ爲、未だ實現に至らないのは誠に遺憾である。作業時間に付て一般勞働時間との權衡を考慮すると共に、この寄場以來の傳統を速に再現せんことを熱望するものである。

d 賃金制度の採否。賞與金制度か賃金制度かは、從來學者實務家の間に盛に論爭せられた處の問題である。通說は賃金制度に傾いてゐるが、私は作業賞與金制度

が行刑上最も合目的であると信ずる。學理上、實際上將來尙大に研究せらるべき所のものであらう。

e 少年刑務所に於ける作業の改善。少年行刑に於ける作業の地位は、未だ監獄法の要求する處に遠いものゝやうに思はれる。盛岡の農業訓練、小田原、大村の漁業訓練、川越の木工訓練等に於ては或程度の成功を齎らしてゐるのであるが尙進んで此方面に力を入るべきであらう。

而も過去に於ける我監獄作業の發達の跡を顧りみるに、一般經濟界の景況は作業經營の大なる障碍ともなり、又發展飛躍のモメントともなつたことを看のがすことが出來ない。從て我國監獄作業の前途には、上記諸問題の外尙幾多の盤根錯節が横たはつてゐることを豫想しなければならぬ。私は「明治年間に於ける作業變遷概觀」の一篇の筆を擱くに當つて、刑務當局各位が百折屈せず、千挫撓まざるの意氣を以て、前人の遺業を繼承し、更に作業制度の發達改善の爲に勇往邁進せられんことを切望して已まざる次第である。

The Criminal-biological Service in German Penal System

Dr. Edgar Schmidt

ドイツの行刑制度に於ける刑事生物學部 (一)

司法省書記官　法學博士
エドガール・シユミツト

左の一篇は、去年ローマに創設せられたる國際刑事學學會 (Societa Internazionale di Criminologia) の主催によりドイツ官憲との協力の下に、一九三八年十月三日より同月八日までローマに於て開催せられたる第一回刑事學國際會議 (Congresso Internazionale di Criminologia)(昭和十三年三月號「刑政」時報欄參照) を記念するために同會議に捧げられたるものである。

刑事生物學 (Kriminalbiologie) は犯人の人格 (Persönlichkeit) を科學的に研究する一派の學問である——多くの人について情緒的に過ぐる意義を有つてゐるこの人格といふ語を避くるならば、犯人の本質 (Wesenart) と曰つても差支ないのである。刑事生物學は一個の自然科學的方法といふ意味に於ける純粹なビオロギー (生物學) ではない。かゝる自然科學的な犯人の人格の見方は、よしたとへ——これは全く必要なのだが——その觀察が心理學、精神病學及び遺傳生物學の見地から齊しく下されるとしても、往々にして一方に偏した觀念を與へる處がある。で、この自然科學的研究と共に人間は往々にして自ら環境を形作るものであることを考慮して、四圍の環境の何物たるかを會得するに努むるのである。是に於てか、クリミナルビオロギーが全的な研究——或は研究の試みといつた方が可いかも知れないが——かゝる研究であらんが爲には、ぜひ社會的考察が必要となるのである。已に一九二七年に、レンツ教授はその著「犯罪學要綱」("Der Grundriss der Kriminologie") に於て性向 (Neigungen) と身體の組織 (Gefügen) を打つて一丸とした全的存在としての犯人の人格を犯人の生物學的觀察の中心點としてゐたのである。彼は、遺傳、外部的經歷と並びに經歷の內容をなす造形的な體驗から自ら生じて來る犯人の人格の具現せ

るものとして犯罪行爲を視る必要を說いてゐたのである。

A クリミナルビオロギー（刑事生物學）の存在の理由

クリミナルビオロギーは國家に於ける司法機能の必要と國民としての已むに已まれぬ生活意志とにその存在理由を見出すのである。

一、司法機能の必要に應ずる刑事生物學

遺傳的素質及び環境の影響の變化の下に犯人の人格並びに彼れの成長發達についての學問として、クリミナルビオロギー——普通の方法論的に視て——は犯人の人格と犯罪行爲との間の關係を發見することを目的としてゐるのである。しかし、それは、診斷のための診斷としてではなく、卽ち、餘りに純粹な科學的の目的を有つてはならないので、終局の目的として犯罪の原因を剿滅する有效なる武器を發見する爲に役立つべきものなのである。とはいへ、犯人の特質を發見するには毫末も感情に馳せてはならないのであつて、出來得る限り、內部の條件卽ち犯人に存する可能性が發かれなければならないのである。

刑事生物學的の精査の結果を實際上利用する可能性は多方面に亙るもので且非常に價値の多いものである。それは眞の刑事裁判にも刑罰執行にもいづれにとつても効果が多いのである。

(イ) 刑事裁判に於ける刑事生物學の利用

(a) 犯人の責任能力

ドイツ現行刑法第一章第五十一條の意味に於ける犯罪責任能力の問題に對しては、犯人が行爲の時意識喪失のため、精神疾患のため、又は、精神耗弱のため行爲の違法なることを知らざりしか又はたとへ之を知るもこの判斷に從つて行動する能はざりしかの問題の解決に向つて犯人の專門科學的診査が根本的に重要なものであることは、今更喋々を俟たないのである。責任能力の著しく弱められてゐるかどうかの問題についてもまた同じ事が云へるのである。

(b) 責任の程度

我がライヒ（ドイツ國）の刑法として近く出づべき刑法は犯人の人格本位の刑法（Täterstrafrecht）であらうと思ふのである。しかし、この人格本位の刑法といふことを卽ち犯人の種種のタイプを對象とする犯罪防遏法（Verbrechensbekämpfungsrecht）だと解することになるかどうかを玆處に吟味する必要はない。それはとにかくとして、犯罪事實の確定と共に刑を量定するに當り、犯人の本質を出來得る限り確實に評價することは絶對的に必要であるにちがひないのである。公判に際して法廷に於ける被告人の擧止態度とか、これに對する裁判官の主觀的卽ち情緒的な反應は決して誤謬のない判斷の標準とはならないのである。

今玆處で近く出づべき刑法の有つ刑事生物學上の目的について云々したといつても、それは必ずしも常に犯人の人格が犯罪責任の問題及び刑の量定に向つて必要缺くべからざる考慮條件となるといふことを意味しては斷じてならないのである。

(c) 危險性

次にまた、以下のことを言ひ添へたいのである。それは、現行刑法には、純粹な司法的の性質のものでない概念、卽ち、刑事學上の事實とか刑事政策上の概念といふものが認められてゐるのであつて、例へば、刑法第二十條aの「危險なる常習犯人」の如き、第四十二條dの勞働忌避の概念の如き、第四十二條kの「危險なる性的犯人」の如き等しく皆是れに屬するのである。此等の事實の確定は極めて困難なものであつて、同時に、此等の犯人に對して判決によつて命令せられたる保安並びに改善の處分がその目的を達成し得たか、而して、もし達成し得たとすれば、此等の犯人の釋放が命ぜらるべきであるか否やの問題を決定するのも齊しくまた困難なものである。（刑法第四十二條f）條件附刑の執行猶豫（bedingte Strafaussetzung）が許可されて然るべきやの決定についてもまた同じ事が言へるのである。すべて此等の決定を下すに當りては、行爲の事實及び犯人の犯行上の履歷が判斷の出發點となり基礎となるのは固より言ふを俟たないが、しかし、此等の事實は常に規則的に裁判官の決定の唯一の基礎ではあり得ないのである。

(ロ) 刑罰執行に於ける刑事生物學の應用

(a) 刑罰執行の形式

自由刑執行中の有效な處遇方法の撰擇、特に刑罰執行の成果の期待及び受刑者の將來の行動如何についての判斷に對しては、感情に馳せず、價値判斷に基いて犯人の本質を考量斟酌することを忘れてはならないのである。豫後の診定の方向に從つて受刑者を分類するといふ思想が日を追ふて益々刑罰執行に於ける指導的思想となりつゝあることは、正しく疑ひを容れないのである。而して、また、遺傳學、心理學、精神病學並びに社會學の見地からの精査による犯人の人格並びに系統組織の究明が有效なる刑罰執行の可能性を强化するの貴い支柱を供給するに極めて適切缺くべからざる方法であることは、今更くどくどしき說明を俟たないのである。

(b) 釋放者保護

一九三三年八月一日のプロイセン（プロシヤ）の刑罰執行法（Strafvollstreckungsgesetz）は刑期滿了後眞面目に生活せんとする受刑者に援助を與ふるの目的を有つてゐる釋放者保護（Entlassenenfürsorge）を以て國家並びに國民の共通の事業なりとして明かに規定してゐるのであつて、この規定によつて、かゝる保護を必要とし、且つ同時に、拘禁中の行狀並びに本人の人格より看て是れを受くるの資格ある受刑者をこの任務に委ねるこ

とになつたのである。社會の安寧を考慮するの必要から保護を享受するの資格ある受刑者を撰擇するに當りては、刑事生物學的精査の結果が極めて有効に利用せられ得るのである。

(c) 斷　種

一九三三年七月十四日遺傳病に侵さるる次代の發生を豫防する法律（Gesetz zur Verhütung des erbkranken Nachwuchses）によつて種族保護の領域に於ける重大なる任務が行刑施設の管理當局に負はされるとになつたのである。是に於て、一九三四年三月二十三日の命令によつて、我が國民の世襲財たる民種の改良のために、已に一九三三年八月一日のプロイセンの服務執行規則（DVO）の第二十五條一號(c)によりて斷種の申請の義務を負ふてゐる行刑施設の長官及び醫官は、生物學的に價値の少いこの世襲財を除去し、然らざるも少くも是を制遏するの要求に應ずべく前きの遺傳病法の規定に精通してゐなければならない義務を負はされてゐるのである。この場合に、醫官は施設に於ける收容者の何人にこの法律の規定を適用すべきかについて自ら進んで精査するの義務があるのである。特に、精神耗弱者及び早期痴呆性精神病者の外に、偶然刑務所にその集合所を見出し、猶ほ未だ生殖時期に達せざる犯罪少年に着眼しなければならないのである。二十歳前後にして已に多くの前科を有つてゐるものは特に精到な診査をなすために重要な標準となるものである。遺傳病法に基いてなすべき此等の發議並びに決定に對しては、刑事生物學上の精査は根本的の基礎となるものである。

二　刑事生物學と國民生活

刑事生物學は、その全任務の一部として今云つた民族衞生を講ずる任務と共に、國民の生活意志の保存維持更らに進んではその強化昂揚を謀る努力と結びついてゐるのである。この點に於て、遺傳生物學との關係が先づ第一に考へらるゝのである。刑事生物學の研究事業はドイツ民族の生物學上の永存繁榮に向つて重要な智識を提供するものである——少くも提供し得る可能性を有つてゐるのである。固より主として優生學的な消極的な方面へではあるが、その價値は決して小々ではないのである。犯罪者のこの遺傳生物學上の研究は、固より國民の單に一小部分ではあるが、豐富な材料を提供するのである。行刑施設や、勞役場や、病院や、感化院に收容されてゐる遺傳生物學上から看て遺傳の悪い素質を有つてゐる人々に對する此の研究はドイツ國民の種族的の向上發達の問題に意義の深い說明を與へることにならうと思ふのである。而して、共同生活にとつて一個の危險物であり、且つ、素質の上からも、身體並びに精神の組織の上からも、國民の健康と精力とに危害を及ぼすの虞ある人々の場合に於て、特に國民保護の優生學的處分が必要になつてくるのである。

（つゞく）

海外時報

第六十八回全米行刑會議

— The Sixty-eigth American Prison Congress —

アメリカン・プリズン・アソシエーションの主催にかゝる第六十八回全米行刑會議は、去年（一九三八）十月二日ミネソタ州のセント・ポール市に於て吉例の通り發會の式を擧げ、同じく六日夜のバンケット（饗宴）を以て熱中裡に會議の幕を閉ぢたのである。この會議については、一般公衆は多くは討議に付せられた問題の何たるかをも知らず、知つてゐても大した關心は有つてゐなかつたと言はなければならないのであるが、合衆國のステートの四分の三が八百に近い委員によつて代表せられ一千五百人の男女のシテイズンが開會劈頭の會議に參列したといふ事實は、必ずしも公衆の間にこの會議に對する關心の衰へてゐないことを示すものと云へるのである。

犯罪豫防、受刑者の紀律訓練、犯人の分類、犯人の社會的更生等プリズンに關する重要な諸問題は總會並びに六個の部會に於ける會議席上熱心に討議されたのである。この討議の動向を察することを怠らなかつたものには、受刑者を單に社會が報復を加ふべき惡行者と看做すといふ考へ方から社會の利益のために解決せらるべき社會的な人の問題として彼等を考慮するやうになつた行刑理論に於ける著しい變遷傾向に氣が着いたにちがひないのである。討議の基調となつてゐたものは、犯人を拘禁するの目的はレハビリテーション（社會的更生）に存するのであつてパニッシュメント（刑罰）に存するのではないといふ信念であつたのである。

現在すべてのアメリカのプリズンの管理當局を惱ましてゐる大きな問題は、最近の刑務作業に關する立法（ステート間の請負作業を禁ずる法律）の結果として受刑者に課すべき作業のないことで、所長は空手徒食の受刑者に滿ちた施設の管理について策の出づる所を知らない有樣である。一人の所長は千七百人の受刑者の內一千人は全くアイドル（就業しない）でゐることを訴へてゐたのである。調査の結果、四十一個處のプリズンに於ける四萬一千人の內から僅かに八千人が何等かの生產的作業に就いてゐるのみであることが分明かつたのである。集つた許多の報告からの判斷で、合衆國に於けるすべての受刑者の三人の中少くも二人は空手徒食のための敗壞的影響を受けてゐるものと見られるのである。かゝる狀勢の長くつゞくに於ては、社會は將來罪波の襲ふ所となるのは明白だと云はなければならないのである。

會議に於ける講說者によつて提唱されたこの狀態に對する主たる救治策は行刑施設に於ける教育上のプログラムの擴張といふことであつた。しかしながら、行刑施設に於て作業並びに教

育の賢明なるプログラムを遂行する困難は已に久しく認められてゐる所で、困難の由て來る所は政治關係に在るのである。これについて、セント、ポール市の「パイオニーア・プレッス」紙の社說の一節を引用すれば、「プリズン・プロベーション並びにパロールの管理執行に於ける政治の有害なる影響は、今次のアメリカン・プリズン・カングレスのプレシデント（議長）たるユエル少佐（Major Rice M. Youell）によつて現在セントポールに開會中である會議席上明白に陳述されてゐるのである。彼は、劃期一番、政治上の利害關係の支配してゐるプロベーション又はパロールの如きを有つよりも、むしろ我々は全然これ等のシステムを有たざるにしかず、とまで喝破してゐるのである。」

しかし、この會議の主要なる討議は、以前の如く、プリズン內部の問題及び受刑者の一括的處遇の問題のみにかゝはつてはゐなかつたのである。ワーデンス・アソシエーション（所長組合）を初め、其他プロベーション及パロール協會（Probation and Parole Association）、少年保護團體會議（Conference of Juvenile Agencies）、教誨師組合（Chaplain's Association）、國民受刑者援助協會（National Prisoner's Aid Association）の如き諸團體は今次の會議に參加してゐたのであつて、プリズンの內外に於ける犯人との個別的交涉について此等諸團體の有つてゐる特殊の問題が討議に花を咲かしたのである。

更らに、犯罪豫防及び分類の問題もこの會議の討議の主調となつたのである。行刑施設に於ける職員の勞務の標準化並びに個人としての各受刑者の性格研究もそれ〴〵特別の問題として取扱はれたのである。會議中の或るランチヤン（午餐）席上に於ける演說で、ステート（ミネソタ）のガヴアーナー（知事）ベンソン氏は、「家庭の破綻、貧弱醜陋な住宅狀態、スラム（細民街）及び其他の不良なる經濟狀勢の結果は大部分の少年犯罪の養殖場である。政府もまた少年犯罪を生ぜしむる此等のコンデイションを芟除すべき責任を有つてゐるのである」、と述べたのである。

パロールの機能並びに目的に關する社會並びに新聞紙のいつもながらの誤解についての多くのスピーカー（講說者）のステートメントは「パイオニーア・プレッス」紙の社說に次の如く簡潔に要約されてゐる。「パロールは受刑者に對する寬典ではないのであつて、きびしい監視の下に條件附で釋放することである。それは、餘りに長くプリズンに拘禁しておいて、然る後、監視も取締もなく急に放り出された受刑者は、プリズンに於ける監督から有效なパロールの監視の下に自然に移さるゝ受刑者より危險の度が高いからといふ主旨に基いてゐるのである。パロールの弊を矯むるの道はピーノロヂーの主義としてパロールを信ずるに足らずとし又は之を排棄することではなく、この分野に於けるパロール、プロベーション其他の進步した思想方案の意義の何たるかを社會公衆をして理解せしめ、而して此等の制度の正しき運用のために適當なる方法と職員とを保證するに努むるに在る。若し、犯罪が合衆國に於ける大きな問題であるならば、パロールとプロベーションの二つの制度は社會公衆並びに國家の財務を司る人々の側から十分の支持を受ける値があるのである。」

會議の總會の一つで、アメリカの救世軍の總帥モード・バリントン・ブース女史は熱烈なるアドレッス（演說）を試み、犯罪問題を首尾好く解決するには三つの鍵があると說破し、第一に、刑罰執行の局に當る人々の責任、次に、受刑者本人の責任最後に、社會の責任であるとし、この點について、女史は、「社會はパロリー（假釋放者）に助力するの任務に失敗したのである。而して、社會がパロール・システムの眞の意義を見出すに努むることなく、神を畏るゝ男女の人々が奮起して救ひの手を伸ぶるにあらざれば、このシステムの目的は全く地に墜ちてしまうであらう。我々は今や受刑者ではなく社會を相手としてゐるのである——プリズンを出て社會に復歸しようとしてゐる受刑者に起つて公平なチヤンスを與ふべきである眞正のシテイズンの責任と義務とに訴へるのである。彼等幾千の人々は受刑者援助の事業から手をひいて、「それは我々の任務ではない」と曰ふ。社會に出て、正しい生活をして、尊敬するに足る人物たることを自ら證するのは受刑者本人の責任である、と彼等は曰ふのである。しかしながら、立つべき一つの足場もなく、一つのチヤンスも與へられずして、この同情のない荒い世間でいかにして自ら證することができようか」、と叫んでゐるのである。

會議の終了に當りて、ニユー・ヨーク市の行刑局長（New York City Commissioner of Correction）オースティン・マックコーミック氏は次期のアメリカン・プリズン・アソシエーションの會長（プレシデント）に選擧された。一九三九年のカングレスの開催地としてはニユー・ヨーク市が選定されたのである。

Journal of Criminal Law and Criminology, December, 1938.

中央及び南アメリカに於ける追放刑

— Relegation in South and Central America —

前號の時報欄に揭げたメキシコの行刑制度に關する報道中追放刑（流刑）について述ぶる所あつたが、スペイン系アメリカの殆んどすべての國々は危險なる累犯者に對する追放刑（Relegación）を規定してゐるのである。これは明かにフランスの一八八五年の累犯法の追放の規定に倣つて設けられたものである。アルゼンテイナでは一九二一年の刑法第五十二條に、コスタ・リカでは一九二四年の刑法第七十六條に、メキシコでは一九三一年の刑法第二十七條に、ペルーでは一九二四年の刑法第百十六條に、ヴエネヅエラでは一九二六年の刑法に、いづれも追放刑を設けてゐるのである。チリーでは以前にはこの制度があつたのであるが、一九二九年の刑法草案にはこれを規定し

てゐないのである。之に反してブラジルでは、現行刑法にはこれに關する規定はないが、一九三五年の刑法草案にはその第七十六條——八十四條に於てこの制度（Relegação）を採用してゐるのである。他の國々については自分は未だ聞知してゐない。

この制度は刑罰とは云はれてゐるが、補充的の保安處分で、期間は終身に及び得るもので、しかも、また條件附釋放も許可されるのである。この刑罰は遠く都市をはなれた人の住まない地方か又は島嶼に於て執行されるのである。しかし、此等の國國の母國たるスペインやポーチュガルの刑法々典にはこの刑罰はないのである。もつとも、政治犯人に對するデポーテーション（流謫）はある。ポーチュガルでは一八九二年にこの制度を採用したのである。

この追放刑は人里はなれた遠隔の地へ放謫するあらゆる種類の刑罰と同じく理論上では完全で都合が好いと思はれるが、さて實際についてみると極めて掛念すべきものがあるのである。フランスも南アメリカのギアナに「惡魔の島」と呼ばれる世界的に有名な流刑場を有つてゐるが、もし國内に用ふるに足る立派な行刑施設があつたら、たしかに一切の追放制度を廢止してしまつたにちがひないのである。然るに、かういふ善い施設がないために、フランスは國内に手ごわい職業犯人の跳梁するのを怖れてゐるのであつて、その結果今も刑法の改正草案にもなほこの流刑の制度を留保してゐる位なのである。しかし、フランスのこの流刑場たるプリズン・コロニーの狀態は弊害百出で終に一九三六年の末、フランス政府は流放の制度の廢止せらるべき法律草案を議會に提出することを決心しなければならなくなつたほどである。この草案に從へば、懲役刑（travaux forcés）は特別の刑務所で初期最長三ヶ年を獨居房で刑に服するのであつて、刑期滿了後（早期の釋放を許さず）、三ヶ年まで勞役場に收容せられるか又は少くも五ヶ年間パロールによる監視に付せられるのである。次に、レレゲーション（追放）は廢止せられ、之に代つて、累犯者に對しては特別施設又は一施設の特別監區に於て保安拘禁が課せらるゝことになるのである。この場合、刑期三年を經過したる後は五ヶ年のプロベーション・ピリオド（試驗期間）を付して假釋放が許可されることになつてゐるのである。政府が流刑廢止の改正法案を議會に提出するに至つた理由は、殖民省で殖民地をその價値相應に利用し得んがために流刑の制度の廢止を要求したためなのである。南米ギアナのフランスの流刑場カイアンヌで八年間救濟事業に從事してゐた救世軍も、この流刑場は原則的に決して受刑者を改善し得べきものではないと宣言してゐるのである。しかし、流刑場を廢して、國内に之に代るべき施設を建てるとなると、せひとも七八千人を收容するものが必要なのであるが、財政上の問題でこのプランを直ちに實行することは全く不可能なのである。しかし、この制度を廢止する氣運は動いてゐるので、徐々ではあつてもこの計畫の實現に着手せらるゝのも程あるまじく、近き將來に於て久しい間執拗に固持されてきたこのプリズン・コロニーもフランスの領土から其姿を消すことにならうと思ふのである。

中央及び南アメリカに於ても、また進歩した國々はこの流刑なる制度を有つことを喜ばない風があるのである。アルゼンチ

イナでは、危險人物に關する法律の草案にもこの制度は採用しなかつたし、チリーもこれを廢止する意圖があるのである。更らにまた、今や我々はメキシコからもこの制度に對する烈しい非難の聲を聞くのである。メキシコでは、已に夙くから犯罪人を遠隔の地へ追放してゐたのであつて、その後一九〇五年西海岸のトレス・マリアス島を買收して流刑場となし、一九〇八年八月の法律でこれに關する規定を設けたのである。しかし、一九三一年この島に在つた八百〇三人の徒刑囚の中で裁判上の手續を經て追放せられたものは僅かに三十九人で、殘りのものは凡て政治上不快なりとせらるゝの理由を以て島送りとなつた人達ばかりである。この島の購入當初は言ふを俟たず、現在に於ても島の受刑者の衞生狀態については改良すべきもの多々是れ有るのであつて、終にこの制度の效果について疑を挾はさましむるに至つたのである。行刑長官ゴンザレツ・ブスタメンテは一九三七年に「クリミナリア」誌上で力强い語でこの疑惑を訴へて、この制度を全く不必要であつて、且つ、經費倒れで價値のないものとし、この制度に反對する多くの學者と共に、警察制度中に犯罪に關するラボラトリウム（研究室）を創設したマルテイネツ教授の意見を引用して追放刑を攻擊してゐるのである。

かゝる攻擊は全く正しいもので誤つてはゐないのである。現在我等のドイツには追放の問題を考究するやうな機會は存してゐないが、よしや我々が再び殖民地を領有するやうなことがあつても、流刑場の如き有害無益な制度は愼んでこれを避けなければならないのである。それは徒らに内地に於ける實際效果の擧がるべき事業に注ぐべき勞力と經費とを空費するにすぎないものである。（ハイデルベルヒ大學教授ミッテルマイヤー）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Dezember 1938.

チリーの行刑制度に就て

（刑事學研究所）

— From the Penal System of Chile —

南米のチリーでは、一九二八年四月三日の命令によつて、刑罰執行の領域に於て極めて廣汎な參與權を醫師に許容してゐる非常に進歩的な監獄規則（Reglamento Carcelario）を設けてゐるのであるが、今や、一九三六年十二月二十九日施行せられたる極めて有機的な規則によつて聖チヤゴーの中央刑務所に犯罪並びに分類に關する一個のインスティテユウト（研究所）（Instituto Nacional de Clasificación y Criminologia）を創設するに至つたのである。この研究所は行刑局長の監督の下に屬し、病理學、遺傳學、統計學、精神病學、人體生理（ソマトロギー）解剖學、内分泌學、心理學、地理學、治療、犯罪豫防及び行刑衞生の諸問題を研究することを目的とするものである。中央刑務所以外の他の刑務所にも附屬の研究所が設けらるゝ筈である。中央の研究所には四人の專門醫が配屬せられてゐる。一般研究並びに研究に基く發案を行刑局に提出する外、研究所はこの目的に副へるあらゆる適當なケース（症例）を研究し、且つ、受刑者の處遇方法並びに釋放の可否の決定に與り、その意見は標準的のもの

として重きをなすのである。なほ研究所にはクリミノロヂーに關するミュヂアム（博物館）が設けられてゐるが、重要な意義を有つてゐるものである。更らに、研究所は「チリー刑事資料」（"Archivos Chilenos de Criminologia"——Cnilean Archives of Criminology）なる定期刊行物を發行してゐる。

この研究所に似た施設は、アルゼンテイナ、エクワドル、キユウバ並びにメキシコ等のスペイン系アメリカの他の國々にも存在してゐる。（ハイデルベルヒ大學教授ミツテルマイアー）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Dezember 1938.

ブラヂルの刑法改正

— On Brasilian Effort reforming her Criminal Law —

スペイン系アメリカの國々が頻りに刑法の改正に努力してゐることは、これまで誌上で報道してきたが、ブラジルも亦た此等の國々の一つなのである。この改正に從事した人々の中でも、有名な刑事學者のヴイルヂリオ・デ・サ・ペレーラ氏は特に努力を惜しまなかつた人で、一九二七年より二八年にかけて興味の深い刑法の草案を公にし、後一九三三年に至りてこれを改訂し且つ根本的に修正を施したのである。

このデ・サ・ペレーラの改正草案は、その提唱されてゐる改正案の要旨が刑事生物學上の事實に基いて組み立てられてゐるために特に興味が多いのである。右の案中注目するに値するものは犯罪人の分類である。ペレーラは累犯者と初犯者とを嚴に區分してゐるのである。彼は、更らに、累犯者を職業犯人、改善不能の犯人及び素質に基く犯人とに分かち、初犯者を機會的犯人と傾向的犯人とに分かつてゐる。特に目立つてゐる特徴は常に犯人の素質に重きがおかれてゐることである。草案の組み立ては二元的で、刑罰と共に保安處分を認めてゐる。保安處分は社會的危險性の存在即ち犯罪行爲を再びするの虞ありと認められる場合に命令せらるゝのである。しかし、個々の保安處分には惜しいことに期間の制限が付してあるのである。ペレーラの思想がいかに深く刑事生物學上の經驗から出た原則に根ざしゐるかは、各論其他に於けるホモセキヂユアリテート（同性愛）の問題の取扱ひ方を見れば分明になるのである。同性愛は公衆の面前で凌辱行爲に出でた場合には一年までの禁錮刑を以て罰せらるゝのである。しかし、もし、それが精神病及變質性のために災ひされてゐる反自然の淫行である場合には、裁判所は自由刑に代へるにそのケース（患者）の症狀に相應した保安處分を以てすることができるのである。ペレーラの刑法改正の業績は極めて興味があるのであるが、この草案は法律にはなるまいと思はれるのである。といふのは、一九三五年にベルガミニが更らに新らしい草案（"Proyecto de Codigo Criminal"—Project of Criminal Code）を當局へ提出してゐるのである。この改正草案はペレーラの提案に基く所が多いのであるとはいへ、また異る點も多いのである。ベルガミニの草案も累犯と初犯とを區別してゐる。累犯を決定するものは犯罪性の傾向で、三犯——必ずしも同種の犯罪でなくともいゝ——から犯人は改善不可能者として看做されるのである（但し違警罪及び過失罪のみについては同種の犯罪であることを要するのである）。なほまた素質的犯人及び職業的犯人は累犯者のタイプに屬するのである。累犯者に對立するものが初犯者である。若し犯罪性の傾向が著しくなく且つ四圍の情況が犯罪の發生に重大な影響を及ぼしてゐる場合には、機會的犯人は初犯者と看做されるのである。素質が外部の情況を壓倒してゐる場合には、初犯の傾向的犯人は初犯者としては取扱はれないのである。保安處分に付せらるゝには、この草案もまた社會的危險性の存在を必要條件としてゐる。

ペレーラ及びベルガミニの兩草案については、玆處には只だその輪廓を示したにすぎないが、十分興味のあるもので且つ注目に値するものである。

（ボン大學教授スタインワルナー）

Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform, Dezember 1938.

米國政府所屬刑務所に於ける看讀書籍

— Books in Federal Prison —

合衆國政府司法省行刑局圖書課長（Supervising Librarian of the Bureau of Prisons, U.S. Dept. of Justice）リー・ウイリアムス氏は最近アメリカ圖書館協會（American Library Association）の會合席上に於けるアドレツスに於て次のやうに述べたのである。

「合衆國政府の全行刑施設に於ける蒐集圖書の總數は殆んど十三萬冊に達してゐる——このコレクション（藏書）はテキサス州のダラス、ヴアーヂニア州のリツチモンド、カンサス州のウイチタ各市のパブリツク・ライブラリー（公衆圖書館）に比して冊數に於て勝さつてゐるのである。言を換へると、凡てのフエデラル・プリズン（合衆國政府所屬刑務所）に於ける一萬六千人以上の收容者の各一人に約八冊宛てとなるのである。合衆國刑務所附屬書庫に於ける一九三七年會計年度中の八十一萬五千三百九十六冊といふ素晴しい多量の貸出數は、收容者の看讀書籍（プラリー）を利用するもの〻非常に多いとを示すもので、平均閱讀者一人當り一年間に五十冊の書籍並びに雜誌が貸出されたわけである。この數字はプリズンの外の普通の人がやる讀書に比べて約五倍の讀書量である。誰しも想像することであらうが、この讀書量の大部分は娯樂的（ノンフイクション）なものである。しかし、貸出される書籍の約三分の一は小說（フイクション）以外の部類に屬し、そして、老練な勸め上手のライブラリアン（圖書掛）のゐる行刑施設に在りては、このノン・フイクション（小說以外の書籍）のパーセンテージは四〇パーセントよりも高いのである。」

で、彼は進んで、「拘禁生活を顧みた時に、受刑者がプリズンに在りし間にやつた有益な讀書といふことより以外に、更らに多くの誇りと滿足とを以て顧みられ得る事實は、恐らく一つもあるまいと思ふのである。この自主獨修の讀書研究を奬勵するのは、好意といふよりも、むしろ我々の義務である」。と曰つてゐる。Journal of Criminal Law und Criminology, December, 1938.

刑政第52巻第2号
矯正図書館

資料

エストニア行刑管理

國際委員ペーテル・カン、カール・ザールマル報告

下文は千九百三十七年ベルンに於て發行された『國際刑法及び刑務會議蒐錄』の中、エストニアに關しその「管理」以下の譯出である。佛語原文は該書の六十頁から七十二頁に收められてゐる。

B 行 政

一 中央行刑管理

(1) その組織

監獄の中央管理は司法大臣に直屬する一長官に依つて指揮されてゐる。行刑局長は全施設の指揮に任ずる。此の目的のために、施設の各所長に報告と說明を要求し、定期、不定期の視察をなす。そして受刑者を各施設に分割し、彼等の移送を命ずる。中央管理は別に一監督官、一醫務長官、一書記官と二人の司法大臣官房事務官を含む。

(2) 組織を支配する精神

エストニア刑法を支配する理念に從つて、その行刑組織は全收容者に生產的仕事を敎へ、秩序と規律の習性を與へて彼等を矯正することに熱意を持つ。累進制度は千九百三十五年二月一日から適用されてゐる。

二 施 設

(1) 區劃、收容能力、位置

エストニアには種々の自由刑を執行するための諸種の施設はない。

次表は施設の數とその收容能力を示す。

監獄名	雜居房	獨居房	標準收容能力
タリン中央監獄	一〇八	五五	一、三七七
タリンラスナメ監獄	三七	一一	三五九
タルチュ	四四	六	二四八
ハルキュ	一九	六	一九〇
ラクベール	一九	—	一七六
ヴイルヂヤンデイ	二五	一二	一九六
ペルニュ	一七	一	一五三
ヴアルガ	一〇	—	一三六
ヴオリュ (Võru)	一八	六	八六
ナルヴア	九	—	八三
キユレザール	一二	—	八一
ハーブサリュ	一二	一	七三
ペーードル	八	—	四九
ハルキュ未成年監獄	九	—	一二〇
總計	三四七	九八	三、三二七

(2) 指揮

各監獄の指揮は一人の所長に託されてゐる。所長は大監獄に於ては一人若くは數人の副所長に依つて補助される。所長は各施設內に於て法規の規定が遵守されてゐるかどうかを監督する。法規に規定がない場合、所長は各職員に仕事を割り當てる。

監督會議 (un conseil de surveillance) が各施設に創設されてゐて、受刑者の行爲、その勞働に於ける勤怠の考査の責に任じ、受刑者の進級、假釋放並びに釋放の許可を司掌する。

監督會議員は議長としてその施設の所長、行刑局の指命に係る副所長、該施設の醫師より成る。該會は、或る場合は裁判所、檢事局、辯護士會、保護會の代表者に依つて結成され得る。その決議は決定的のものであるが、決議の執行は檢事局の代表者がそれに反對する場合留保される、此の際決議は司法大臣の直裁下に置かれる。大臣が上訴を認める場合、その決定を破棄し、新たに審議を命ずる。

三 職 員

(1) 施設職員の構成

各行刑施設の職員は、所長（尙ほ或る場合一人若くは數人の副所長）醫師、看守、押丁 (les agents convoyeurs)、事務員を含む。

(2) 募集及び昇進の方法

所長及び副所長は法科大學の學位を持つ人々の間から規則的に募集される。看守及び押丁は六階級の初等敎育を了へた人の中から、特別試驗を受け少くも三ヶ月の實修の後に募集される。所長は司法大臣の指命に係る。他の職員の任命は中央行刑局の管轄內に在る。

(3) 職業敎育

刑の執行方法や行刑制度の根本原理に關して、定期的に講義や講習が刑務職員のために組織される。

(4) 俸 給

職員の待遇は月に二十から三百エストニアクーロンの間で異動する。（一・二〇クーロンは金一フラン）

所長の待遇は月百七十五クーロン、副所長は百三十クーロン、戒護課長は七十五クーロン、看守は六十六クーロンである。醫師への謝禮金は月百六十五クーロンに上る。此等の待遇の外に一回或は數回の年功加算、十八歳迄の子供各人に對する手當金、例へば住居、衣服、醫療等の如き現物給付を附加される。最後に、全監獄職員は尙、收容者勞働の純收入の中若干を受取るが、此の加俸は四ヶ月分の俸給を超過してはならない。

(5) 職員數と收容者數の比例

看守數と收容者數の比例は一對七であり、全職員數との比例は一對六である。

(6) 職員の官舍その他の住宅等

四〇個所の監獄で、職員の約二十%だけが同一の施設内に住居する。

四 自由刑の執行

(1) 獨居或は雜居拘禁、累進制度

自由刑は、一般的に晝間雜居拘禁、そして可能なる限り夜間は分離拘禁に處せられてゐる。

獨房は一般に被告人拘禁のために準備されてゐる。

拘留刑若くは三ヶ月を超えざる期間の收容者は、彼等の要求に依つて、監獄内に分房があり、且それが空いてゐる場合は、分房に收容される。

強制勞働は留置場或は監獄内の特別區劃で執行される。

拘禁刑に處せられた者は總て監獄内に收容される。

拘留刑は留置場或は監獄内の特別區劃で執行される。

二週間の拘留に處せられる者或は罰金皆濟のための被拘留者にして、監獄より二十五キロメートル以上の土地に住む者は刑の執行を受けるため各自の最も近い警察に收容されることが出來る。行刑當局は警察に該拘禁者收容の費用を支辨する。

千九百三十五年二月一日から三階級を含む累進制度が懲役刑並びに禁錮刑のために採用された。第一階級は試驗の段階であり、第二階級は改悛した收容者のために適用され、第三階級は善行と勞働に於ける模範的な精勤に依つて成績拔群の者の段階である。第二段階は色々な等級に分けられてゐる。階級の累進は受刑者の行狀と、勞働に於ける勤怠に依る。收容者に與へられる優遇は、その累進の各段階に相應する。訪問、通信の頻度は各段階に依つて異る。階級が進めば進む程、收容者にとつて必要な便益がそれだけ多く與へられる。第二階級の受刑者は一週間から一ヶ月古い新聞を讀み、喫煙し、自辨の着物を着、私物の寢具を使用し、體操の實習に參加することが出來る。最後の階級の受刑者は同一の特權を享有し、且、三日古い新聞を讀み該施設内で組織される慰安會と代表者會に參加する權利を持ち、自辨の下着類を有する。

彼等は又、週三回六時間施設を出て町へ行き、訪問をなし自己の用を辨ずることが出來る。

點數制が各施設に於て採用されてゐる。受刑者は善行を保ち勞働に精勤ならば、少くも月一點を得る。

收容者は宣告された刑期の十二分の一を最下級に、十二分の四を中級に、十二分の一を最上級に編入される。

例へば、收容者にして六年の禁錮を宣告された者は、少くも六ヶ月間は最下級に、二ヶ年は中級に、六ヶ月は最上級に總計三ヶ年即ち少くもその假釋放前に刑期の半分を受刑せねばならぬ。

收容者はその收容期間中最上級に編入されない前には假釋放されない。

(2) 分類

行刑施設内で男子と女子は分離され、そして可能なる限り收容者は彼等の犯罪及びその人格に從つて分類される。

(3) 勞働

勞働は全受刑者に對し强制的である。但し豫防拘禁者を除く。勞働時間は一日十二時間を超ゆべからず、しかも年平均勞働時間は一日八時間を超ゆべからず。

全勞働は國庫に於て賄はれる。勞働特別基金が行刑局附屬として創設された。それは受刑者をして勞働に習熟させ、彼等に仕事を教へ込むために、その施設内に於ける工場設立の費用に充てられる。それは基本財産と受刑者工賃の半額から成つてゐる。受刑者の工賃は日給、或はその勞働の性質に從つて出來高拂ひである。工賃は自由なる勞働者に支拂はれる賃銀の十%から七十五%間で異動する。收容者工賃の半分は彼等の個人的所得として計算される。それは順次に二等分され、その一半は收容者の處置に委せられ、他の一半は釋放迄小額貯金として保管される。受刑者は自己の處置に委せられた額を、囚人生活改善のためと自己の家族を扶養するために使用する權利がある。施設内の勞働は特に家内勞働を含む、例へば指物業、錠前製造業、靴製造業等、或は泥炭の採掘、農業勞働、土地改良を含む。行刑局長は、各施設に、國家に對する勞働、市町村に對する勞働、個人に對する勞働を企業する權限を與へてゐる。

勞働期間事故が起きた場合には、收容者は醫療を受け、勞働不能の負傷をした場合、賠償金を受ける權利がある。

(4) 教化、宗教、慰安

收容者の教化には最大の關心が持たれてゐる。初等教育を了へてゐない全收容者は教育される。各施設は受刑者の處理する圖書館を持つてゐる。收容者は圖書館にない書籍の看讀を許されてゐる。だがそれは所長の許可を要する。罷業の際には、收容者は發信、受信の權利を持つ、彼等は又近親の訪問を受けることが許可される。所長の許可を受けて妻や親族

が訪問した際には、職員は一人も立會はない。

宗教實踐の可能性は各收容者に與へられてゐる。講演會や音樂會が慰安の見地から組織されてゐる。

(5) 懲　罰

懲罰は監獄法及び該施設内規に規定されてゐる反則に對して宣告される。それは次の如し

(一) 譴　責
(二) 一ヶ月を超えざる期間新聞看讀の停止
(三) 一ヶ月を超えざる期間通信の停止
(四) 一ヶ月を超えざる期間訪問の禁止
(五) 一ヶ月を超えざる期間間食購入許可の停止
(六) 三ヶ月を超えざる期間普通獨房屛禁
(七) 二週間を超えざる期間暗室屛禁

懲罰は一般に施設の長に依つて宣告される。懲罰は卽刻執行される　受刑者は情願することが出來る。情願は懲罰を中止せしむる效力はない。

(6) 場所及び受刑者身體の衞生

各行刑施設の長は清潔が嚴格に保たれてゐるかどうかを監督する義務がある。監獄内部は每年一回、床は少くも一週二回洗はれる。

全收容者は入所時入浴させられる。拘禁中は少くとも月二回入浴する義務がある。入所時收容者は該施設の醫師の嚴密な診察を受ける。

收容者は獄衣を着なければならぬ。

食糧は定まつた標準で配給され、それはただ受刑者が勞働してゐる場合か、病氣の際にのみ異る。

收容者の常食次の如し。

朝	パン	六一五瓦
	砂糖	一三瓦
	珈琲	一二瓦
	牛乳	二十分の一立
晝	スープ	
	マカロニ	五五瓦
	馬鈴薯	二〇〇瓦
	牛肉	五五瓦
	豚肉	二〇瓦
	鹽	三五瓦
	玉葱	二瓦
	月桂樹	〇・二瓦
晚	馬鈴薯	七〇〇瓦
	鹽肉	一〇〇瓦

茶

收容者一人の食糧は月六クーロンだが、少年收容者の食糧は十二クーロンかゝる。收容者は自己の費用で間食を買ひ、外部からの食物差入を許可される。

五　或る群の特別處遇

(1) 少年犯罪人

少年犯罪人に對する特別處遇は規定されてゐない。彼等は出來るだけ年長者から分離されてゐる。

(2) 疾　病

一施設内には、百個の寢臺を持つ病院があり、他の諸施設にはより輕い病人が手當を受ける治療所がある。疾病に對する費用は、國家の負擔である。千九百三十四年一月一日から一九三五年一月一日迄七十九人が結核症に罹つた。

(3) 精神異常者

(4) 精神病者

收容者にして精神耗弱なる者に對する特別施設はない。精神病者は刑の執行を受ける能力なき者と看做されてゐる。發病が刑の宣告後に認められた場合には、刑の執行は病氣の全癒迄中止される。精神鑑定は行刑局長に依つて任命された醫師の委員會に依つてなされる。精神病に罹つてゐる疑のある收容者の診察は、必要の際には、精神病院でなされる。

(5) 他の群

浮浪者や乞食等に對する特別處遇は規定されてゐない。債務のために拘禁された者は、雜居房に收容され、他の收容者から分離されてゐる。彼等は私物の衣服を着、私物の襯衣、寢具を用ひる。彼等は新聞と書籍を差入される。

C　豫　防

(1) 釋放者の保護

監獄法二十二條に從つて、可能なる限り、各管轄地に一つの受刑者保護會が創設されてゐる。それの活動は、司法大臣に依つて認可された一般規約に依つて規制される。受刑者保護會は國家の補助金を受け、法人として認められる。司法大臣はその活動を監督し、報告書を受ける。

受刑者保護會の主要なる任務は、監獄に受刑者を訪問し、その精神的向上、文化的要求の充足に對し、全的な補助を與ふるに在る。會は彼等の釋放後の生活を準備し、釋放後に生起する諸種の困難を克服する可能性を彼等に與へて、彼等を保護するのである。

(2) 執行猶豫者又は假釋放者の監督

假釋放者は、エストニアに於ては何等監督を受けない。

(3) 保護會員の募集方法

エストニアに於ては、國家から任命される特別な保護會員はない。受刑者保護會のメムバーは慈善團體員のみである。

D 少　年

(1) エストニアには少年審判所は無い。

(2) 十二歳以下の少年は刑事的責任を問はれない。彼等は懲罰裁判に附せられることはない。彼等が違法を犯したる場合は、その家族に委託されるか、適當なる寄宿舍に入れられるか、教化施設に收容される。

(3) 十二歳から十七歳までの少年は裁判所に召喚される。裁判所は特別訊問をして識別の程度を決定する義務がある。卽ち彼等が自己の行爲の性質及び影響を理解し、それを決定する能力の鑑定これである。十二歳から十七歳までの少年が識別なくして行動したと宣告された場合には、彼等は刑事的に無責任である、兩親教師或は信用ある個人の責任ある監督下に置かれる。犯罪と認定されゝば、彼等は教化施設、或は監獄、或は少年用特別收容所に收容される。（此の最後の方法は今日までは實施されてゐない）。彼等はそこに最大限二十歳まで止まる。そして例へば初等課程の道德、宗教、職業の教育を受ける。その諸多の方法は刑罰の性質を持たない。

(4) 判斷力有る者として宣告された十二歳から十七歳までの少年に對しては

(a) 死刑若くは無期懲役に當る者は、最大限十二年迄の禁錮に、有期懲役に當る者は最大限八年の禁錮に代位される。併し兩者の場合共、裁判所は、少年を矯正院移送に依つて禁錮に換へる權限がある。

(b) 懲役刑は矯正院移送、或は裁判所がそれを時宜に適したものと判斷した場合、兩親、教師、或は信用ある個人の監督に代位される。

(c) 拘留或は罰金は、譴責又は責任ある監督に依つて代位される。

少年の矯正院移送が不可能な場合には、監獄内の少年特別收容所に置かれる。そこに彼等は最大限二十歳まで止まる。

十二歳から十七歳までの少年の公權の剝奪或は制限は、彼等が犯罪をなした場合にのみ適用される。その犯罪は死刑若しくは懲役刑であるが、その二つの場合共、禁錮に依つて代位される。

(5) 十七歳から二十歳までの少年に對しては

(a) 死刑は無期懲役に依つて代位される。

(b) 無期懲役は十五年の有期懲役に依つて代位される。

(c) 有期懲役若くは禁錮は、その刑期の三分の一を減刑される。

(d) 公權の剝奪或は制限は、累犯にして懲役又は禁錮を宣告された時に發生する。

(6) 十二歳から十七歳までの少年に關して行はるべき訴訟手續は一般のものに依る、但し次の例外あり。

(a) 告訴條文の寫しが少年の兩親或は教師に送附され、彼等は傍聽日を告知される。

(b) 十二歳から十七歳までの少年の事件は、單獨に、他の總べての刑事被告人とは別に裁判される。

(c) 若し少年又はその兩親が自身で辯護士を選定することが出來ない場合、裁判長は公式に辯護人を指命せねばならない。

(d) 裁判所がそれを必要と認める場合、事件の傍聽は禁止されねばならない。

(e) 裁判所は判斷力に關して、公式に特別訊問をなさねばならぬ。

新監獄法は、少年に對する矯正特別施設を豫想してゐる。各施設には、該施設の所長、教育員、醫師から成る一つの兒童教育顧問會が附屬してゐる。それは兒童教育の活動を規制し、收容者の行爲と進歩の狀況を監督し、彼等を分類し、進級せしめ、休暇を與へ、確定釋放を決定する。少年は成年よりも一層寬大な制度に從つてゐる。體刑は懲罰として認められてゐる。

E 統　計

千九百三十五年一月一日エストニア共和國は、總人口百十二萬七千九百二十八人を數へる。

千九百三十五年四月一日、受刑者總數は三千八百六十九人内男三千四百五十六人、女四百十三人。豫防拘禁人數は七百三十七人、内男六百六十三人、女七十四人。三千百三十二人の有罪者（condamnés）の中、二千七百九十三人は男、三百三十九人は女である。

有罪者は次の如く區分される。

(a) (b) 懲役　五百二十二人
(b) (c) 禁錮（prison）二千七十八人
(c) (d) 拘留　四百十六人
(d) 少年矯正院　百十六人

千九百三十四年四月一日から千九百三十五年四月一日までの受刑者平均數は三千五百八十一人である。

F 一般問題

一 結　論

全範圍に及ぶエストニア刑法の改正は、千九百三十五年漸く活動の緒に就いたばかりである。かくて、その結果を認識し、豫定された目的が達せられたと結論するには時期尚早である。

この改革に依つて豫定された目的は次の如くである。

(1) 統一的、實際的に綜合され、しかも全面的に刑法を包含する法典集の創作。

(2) 刑罰は矯正を目的とすることの再認識及びその達成のための努力。

(3) 累進處遇法は犯罪者を矯正せしめるための最良の方法であることを再認識して、それを徹底的に遂行すること。

二 將來の改革

實際に、少年特別審判所の創設が企圖されてゐる。例へば累進處遇法がより良く適用され得る新監獄の設立などがそれである。

國民精神と行刑の根本義

檢事總長　泉　二　新　熊

本文は泉二檢事總長が、昨年刑務官練習生に對して述べられた科外講演の大要筆記である。過誤や意を盡してゐない點があらば一切記者の責任である。

（一）

國民精神作興に關する詔書が渙發されてから本年は恰も滿十五周年に相當するので。私はこゝに國民精神と行刑の根本義といふやうな題目の下に、聊か所懷を述べて見ようと思ふ。國民精神といふのは、必ずしも日本のみに限つたことでなく、各國民共それ〴〵にその固有の國民精神といふものを有つてゐる。その國の成り立ちなり、歷史なり、又傳統なりに從つて、そこに自らその國獨自の國民精神といふものが出來上るのである。そしてその國民精神の線に沿ふて、その國の組織なり、國格なりといふものが出來上るのである。何れにせよ、國民精神といふのは、その國家がその國家であることの標識であると共に、それが個人道徳なり又國家事業の上に反映することによつて、始めてその國家の進歩發展が期し得られるものなのである。國民精神をこれと逆行して國家の進歩發展を期することは、いはゆる木に緣つて魚を求むるの類で、想像だも出來得ざるところである。國民精神は各國を通じ無視し若くは必ずしも大した相違のないふやうに思へないが、その作用からよつて、その質においては必ずしも大した相違のあるものとも思へないが、その作用から見ても、又その現はれ方から見ても、夫々に著しい特徴の存するのを見逃し得ない。他國のことは暫く措き、日本の國民精神についていふと、いはゆる智、情、意のこの三つの働き、それを最も正しく最も強く最も明かに發揮してゐるといふ點においてその特徴を發見し得ると思ふ。智、情、意といふのは、これを別の言葉でいへば智、仁、勇の三徳である。といひ得なければ少くともその三徳と相照應するものである。切言すれば、智、情、意の作用が、最も正しく強く明かに發揮されたときに、智、仁、勇の三徳目を形作る。智は智の要素であり、情は仁の要素であり、又意は勇の要素である。智、仁、勇の三徳は、元來智、情、意から出發したものではあるが、その昂揚された姿は、後者に比し、更に美しく更に高尚である。何人も知つてゐるやうに、昔、天照大神が皇孫瓊々杵命に御手渡しになつた三種の神器は、この智、仁、勇の三徳を象徴するものである。卽ち鏡は、鏡の如くに明徹一點の曇りなき智の徳を象徴し、玉は玉の如くおんもりとして一切を包括する仁の徳を

象徴し、更に劍は、劍の如く、破邪顯正の勇の徳を象徴する。かくして天照大神の御垂示遊ばされたるこの智、仁、勇の三徳こそは、古來我が國民精神の根本的要素として、個人の道徳を支配し又國家の政治に規範を與へてゐたのである。智、仁、勇といふ言葉は元來支那のものであらうが、それが完全に行はれ、若くは完全に行はるゝことを理想として、上下一致そのため最善の努力を拂ひつゝあるのは我が國を以て最とする。かくの如く皇祖の有難い神意に則つて終始一貫、國を樹てゝゐるところに、我が國體の精華があり、我が國民精神の特徴がうかゞはれるのである。

智、仁、勇の三徳は更にこれを他の方面よりいへば、誠の道といふことも出來る。誠の道は天の道であり、神に通ずる道である。その作用の廣大無邊なることは、恰も天地の廣大無邊なるにも比すべきものである。人間の自己修養の標的は、その誠の道といふことに存する。誠の道にいそしむといふことは、大宇宙の力に參加する所以であり、同時に自己の人格の完成を期する所以でもある。誠の道はその發現の形式如何により種々の働きをする。博愛衆に及ぼすといふのも誠の道の發現であれば、義勇公に奉ずるといふのも滅私奉公といふのもひとしく誠の道の發現である。特に今次事變に際しては、戰線に銃後に到るところこの誠の道の發現を見聞することであるが、私共としても竊に感激に堪へないものがある。この誠の道を推し擴げて行けば、天下何事として成らざるはないのである。しかし、これを誠にするは人の道なりといはれてゐるやうに、誠の道をよく一身に體して、これを眞の意味——實踐的の意味においては人間に要求せられる。苟も日本國民である限り、日本精神といふものは、大なり小なり必ずや持ち合してゐる筈である。それに則つて益々誠の道卽ち智、仁、勇の三徳を磨いてこれを一身に體得するやうに心掛けねばならない。今更申すまでもなく、我が國の國體は金甌無缺、世界無比のものであるが、それは要するに、智、仁、勇の三徳が圓滿に調和して、いはゆる天衣無縫ともいふべき形をとつてゐるもので國家としての理想的姿相でなくてはならない。日本精神の眞の意義を把握せんとするならば、深くその點に思ひをいたして見なければならない。

（二）

智、仁、勇の三徳は、よく圓滿に調和を保つて發揚されてこそ、その作用に無限の妙味があるのであるが、しかしながら、歷史に徴すると、いつの時代にも必ずしもさうとばかりは限つてゐない。時とすると、三徳の中の一つだけが、特に他の二徳に先行して尊重され發揚される場合がある。それは勿論一種の跛行的狀態であつて、決して感心したものではないが、歐洲文明においては、さうした現象が屢々見受けられる。歐洲文明とて

も、必ずしも智、仁、勇の三德を蔑にするわけではないが、事實においては、智の方面を特に尊重するといふ傾向が著しい。智の文明は、物質文明、科學文明である。從つて物質文明、科學文明においては、西洋はたしかに東洋の先生であるといへる。我が國を始め、東洋諸國はその意味において、深く西洋文明に感謝するところがなければならない。それと同時に私共東洋人としては、又深く考へて見なければならないものがある。物質文明、科學文明においてこそ、東洋は西洋に一歩立ち後れた感があるが、しかし東洋は古來、精神文明を以てその立前として來てゐる。物質文明、科學文明の基調をなすものは主として智であるが、精神文明の内容を構成するものは、智、仁、勇三德の圓滿なる發現である。我が國がこの尊き内容を有する東洋文明にしばし眼を閉ぢて、明治以來、徒に西洋の智的文明を採り入るゝことのみに急であつたのは、當時としては又已むを得ない事情があつたとしても、今日から見れば、それは大きな間違ひであつた。我が國は、宜しくその點に醒むべきである。物質文明、科學文明は、要するに功利的

いては、西洋は勿論のこと、近時の我が國でも西洋の尻馬に乘つて、餘りにも多く個人主義的の考へ方に捉はれすぎてゐたといふ事實は到底掩へない。言ふまでもなく我が國には我が國特有の國體があり、それに則つて又、確乎とした國家觀念が把持されてゐなければならぬ筈なのに、徒に西洋流の見解に引きづられて、動もすれば個人主義的の考へ方へ這入り込まうとしてゐたのは、我が國としてはたしかに一つの過誤であつた。しかしながら一旦その過誤に氣付いた以上、それは出來得る限り早き機會において是正されなければならぬ。我が國でも近來は、特に事變以來は、頻りに擧國一致、國民總動員といふやうなことが高調されて、全體主義的の思想が澎湃として涌き起つてゐるやうに見えるが、西洋においても、イタリーのファッショ、ドイツのナチス等がひとしくこの全體主義を立前として、政治の表面に登場して來てゐる。ファッショとナチスとは、細かい點では多少相違する點もあるが、大體において、——少くも全體主義といふことに關する限り、同一の概念の上に立脚してゐるといつてよからう。卽ち民族若くは國民を土臺とし民族若しは國民が一體となつて、國家の發展を圖ることをその最高の目標としてゐる點において兩者の行き方は完全に一致してゐる。從つてそこには一つの强大なる權力、——若くはその强大なる權力を象徴するかの如き偉大なる人物が要求せられてゐる。尤もそれだけの點からいふならば、コミンテルンとても同じことである。しかし前者が内部鬪爭を認めないのに對して、後者は階級鬪爭を認めてゐるので、その點において、兩者の間には著しき距離が感ぜられる。否な寧ろ兩者は全く對蹠的の存在と見るべきである。成程コミンテルンとても、實は鬪爭そのものを理想としてゐるわけではないといふかもしれない。少くもコミンテルンとしては我々の最後の目標とするところは、やはり鬪爭なき平和な社會を實現することに存すると主張する、今日の鬪爭は、その理想社會を實現するがための手段であり、徑路であるにすぎない、その意味において、現在は一種の過渡時代であると辯明する。しかしながら、詳しく穿鑿するまでもなく、さやうなことは全く一場の白日夢にすぎない。人間がみな佛樣になつたら知らぬこと、然らざる限り、そんな雲を摑むやうな空想がこの地上に實現するものとは到底思へない。してみればコミンテルンの主張は、全く一つの表看板にすぎないといふことになる。否、事實表看板にすぎないのである。コミンテルンの目的は、結局のところ、鬪爭そのものに在るといつてよい。若し鬪爭そのものは手段であつて目的でないといふならば、それは理想社會を實現するがための手段ではなくして、無產階級が有產階級に取つて代らんがための手段であらう。昔、支那の伯夷、叔齊は、暴を以て暴に代ふ、われその可なるを知らずといつてゐるが、コミンテルンの鬪爭主義は正にそれを地で行くものである。力で仆したものは又力で仆される。それではいつまで經つても、眞の平和が招來される道理がない。これに反してファッショとナチスでは、階級の利益ではなくして國家全體の利益を第一に置く。國民全體の利益のためには、個人の自由や階級の利益の如きは或る程度犧牲にしなければならぬといふ立前を取つてゐる。それ故、ファッショやナチスは獨裁といふ點ではコミンテルンと似てゐるけれども、その立前と目的に至つては全く別個のものである。國民全體といふのは、これを民族全體と言ひかへた方がファッショやナチスの場合にはより多く當てはまるのであるが、ナチスに至つては特にさうである。ドイツはドイツ民族を打つて一丸とすることをその終局の目的としてゐる。言ひ得べくんばドイツ民族全體主義である。先きにミュンヘン會議で成功を收めたチエッコ問題の經緯等に見てもドイツの意圖は優にうかゞへる。かくしてファッショ、ナチスは、民族—國民全體の利益と幸福を圖ることを以て國家最高の目標としてゐる。若し全體と個人との利益が相反するやうなことがあれば、個人は全體のためには自己を犧牲にしなければならないといつて、今日のファッショやナチスは、——たとへ全體主義を政治的に實現するがために、そこには强大なる權力が要求されてゐるとはいへ——私共が歷史上で學んでゐるやうな專制主義、專制君主といつたやうなものとは又大に違ふものがある。專制主義といふと、ある暴君があつて、自己の享樂や榮耀のために人民を苛めつけるといふやうなことを私共はすぐ聯想させられるが、全體主義といふのは決してそんなものではない。全體主義は、結局國民全體の利益を最後の目的としてゐるのであるから、出來るならば一人の利益とてもこれを犧牲にするが如きは、必ずしもその本意ではない。何となれば全體といふのは個人が集つて出來てゐるからである。個人と全く離れて全體といふことは到底考へ得られないことだからである。それ故、全體主義は全體の立前と矛盾せざる範圍内においては、出來る限り、個人の自由や利益を尊重する。唯已むを得ない場合においてのみ、個人は全體のために席を讓ることを要求せらるゝのである。これを人間の身體に譬へていふと、頭は頭、胴は胴、四肢は四肢と、何れも人體としてなくてはならぬものであり、從つてその活動に夫々の自由を與ふることは最も願はしいことであるがしかし一番大切なものは生命である。生命なくしては頭も四肢もあり得ない。だからその一番大切な生命を保護若くは保持するがためには、時として手足を切斷することも亦已むを得ないことになる。身體髮膚これを父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始めなりではあるけれども、生命を保護若くは保持するためにはそれも致し方がない。と同時に、生命と身體の各部分卽ち全體と個々とは、各々分離的の存在

ではなくして不可分的存在であり、兩者は同じ血、同じ生命によつてつながれてゐるのであるから、個々を育てるとは即ち生命を育てるとこになるのである。その意味において個々も十分尊重さるべきである。國家の場合に在つても同じことがいへる。個人は國家の生命を保持し、その繁榮を圖るために、喜んで自己を犧牲にすべきであるが、といつて個々がすべて自己を犧牲にしてしまつては、全體としての國家といふものが考へ得られなくなつてしまふ。要は個々は全體のために存し、全體は個々のために存するといふことになる。全體と個々とは、對立的關係に置かれてあるものではなくして、相互扶助的關係において結ばれてゐるのである。

かくて個人は、闘争することの代りに全體に對し自己を奉仕すべきであるが、全體も亦個人の存在を尊重して、全體の利益と矛盾せざる限りにおいて、その成長を圖ることに努力しなければならない。ファッショやナチスの全體主義においては今日強大なる權力が要求されてゐるが、その權力は決して濫用されてはならない。それにも拘らず、權力は動もすれば濫用され勝ちである。昔時の君主專制時代において屢々その實例を見た。又若しも警察、檢察、裁判、行刑等の職に在るものが國家の權力を亂用するが如きことあつては、國家の秩序を維持すべき官吏の職責を忠實に盡したものとはいへない。それは全體主義の思想とは凡そ正反對なものである。全體主義には權力が要求されるが、その權力は、全體の利益と幸福とのために行使されるものでなくてはならない。國家の機關である官吏は、その點に深く〳〵思ひをいたさなくてはならない。主觀的、獨善的の見解の下に、かりにさうした意圖はないとしても、不知不識の裡に權力を濫用するといふことは、我れ人の共に陷りやすき誘惑であるが、それだけに官吏たるものはその點に特に注意を要する。

（五）

ファッショ、ナチスの如き全體主義の要求するところは、それが少くも滅私奉公を意味する限りに於て我が國民精神の要求するところと互に相一致するものがあるといへる。しかしながら兩者は必ずしも同一のものではなく、全體主義に特色があれば、我が國民精神にも勿論獨自の境地がある。卽ちナチス等の全體主義は、民族を本位とし、民族の向上發展を圖ることがその最高の理想であつて、國家形態の如きは、民族發展の便宜上、時によりどうにでも決定せられる。現にドイツの如き、古は共和制であり、中頃君主制を採り、更に最近に至つて共和制に還元してゐる。各聯邦の如きは、或は自由國あり、或は君主國あり、或は民主國ありといふ風であつたが今日では全體主義のスローガンの下に、中央集權が略完全に行はれてゐる。司法制度の如きも、控訴院以下の裁判所は從來各聯邦毎にあつたのであるが、それが今日では全く中央に統一されてしまつてゐる。ヒットラーは、一面ドイツ國民の「指揮者」であり、一面ドイツの主權者といふことになつてゐるが、かれはその二つの役割を、不可分的に自己一身に集めて、實際政治を行つてゐるのである。現在のドイツ民族は、民族を繞る種々の條件から、或はさうした政治樣式を今日要求してゐるのであらう。ドイツの國家形態は、民族の要求に依存して、時によりいかやうにもその形を變へるのである。これに反して我が國の國家形態——國體は古より今に至るまで一定不動である。恐らく未來永劫に亙つて萬世不易であらう。上、皇室を戴き、萬民その餘惠に浴ひ、その奉公の誠を效して各々その生業を勵み、國家の繁榮を樂しんでゐる。ドイツの全體主義では頭と胴とが不可分的に結合し其の間に一定不動の地位上の區別の存する組織が認められないのであるが、我が國は、頭と胴とがチヤンと分れ、君臣の分自らに定つてゐるし、足には足の機能があつて互に侵すところがない。頭には頭の機能がある。各々その最も自然の法則に叶つた國家形態といはなければならない。その世界無比の强固なる國體は、いはゆる日本精神をその中に孕み、その日本精神が更に又この國體をいやが上にも培養して行く。これが日本國家の特殊性であり特殊相であるが、更に内容的にいへば、それは智、情、意——智、仁、勇の三德が圓滿無碍に結合され、調和された至善境であつて、世界中ひとり日本國のみが天與の特權としてこれを享受してゐるのである。智、仁、勇の三德を一身に體得し、誠の道によつて精進を續けて行つたならば、個人としては完全な人格を形作り、國家としては世界無比の國格を形作ること、むしろ當然な話である。私共は日本國民として、若くは日本國家の機關である官吏として、事毎にこの心掛けを以て、卽ち日本精神といふことを目標として日々の仕事に從事して行つたならば、先づ〳〵間違ひはなからうかと考へてゐる。

（六）

我が國民精神が我が國特有のものであり、それによつて我が國の國格が出來、我が國の政治が行はれべきものであるならば、行刑の分野においても亦、我が國民精神に基く特殊の行刑精神が打ち樹てらるべきであることはむしろ餘りにも當然のことであらう。我が國の今日の行刑制度は大體において、西洋のそれを摸倣して出來たものであるが、巧に彼の長を採つて我の短を補ひ、今日ではすでに全國的に統一されて實に立派なものになつてゐる。組織、運用等においても、西洋各國と比較してひとり遜色がないばかりか却つて出藍の譽れがあるといつても失當ではあるまい。米國の如き十九世紀の始めに、ジョン・ハワードの改良論を採用してヒラデルフイア監獄などを設け、

監獄の改良といふことについては、確かに一先進國たるを失はないのであるが、然しそれが今日一般に普及してゐるかといふに必ずしもさうでない。成程米國合衆國の經費によつて經營されてゐる監獄は、たしか數個ある筈だが、これは立派なものである。又州監獄にも仲々有名なものがある。紐育州のオーバン監獄とかボストンのステート・プリズンとか又シカゴのニュー・ジヨリエットかがその代表的なものであらうが、それ等は少くも形式的、外形的においては、日本の刑務所などよりもずつと優つてゐるかもしれない。しかしいはゆるカウンピイー・ジエールといふやうなものになると、——恐らく全國を通じ千以上はあるであらうが、それは〳〵慘めなものがある。

そこへ行くと我が國の刑務所は、大體においてよく統一されてゐる。建物の大小はあるとしても、内容的には、なるべく整つてゐる。作業にしても、米國邊では、非常に機械化してゐるので、却つて人間の仕事がなくなり、收容者など毎日ブラ〳〵遊んでゐるところが多い。或は仕事がなくて收容出來ないといふやうなこともあつて、さうした點、頗る不規律である。衞生に關することでも、大體において日本の刑務所の方がよく行き屆いてゐる。その他刑務職員が眞面目に働いてゐることや、又刑務官練習所の如きものを設けて、諸君の如き優秀なる人々を集めて、彌が上にもその素質の向上を圖らんとしてゐるとや、何れも我が國の行刑において見る所で、外國には類が少ない。尤も刑務官の養成については白耳義には相當の設備があり、ドイツでも最近大いにその點に注意を拂つてゐるやうであるが、從來は一月に一二回位の講習をやれば大意張りといつたやうな有樣で到底我が國の比ではない。要するに我が國の行刑制度は、今日では決して歐米のそれに劣るものではないが、しかしそれで滿足してはいけない。歐米に劣らぬとはいつても、結局は歐米のそれを眞似て、それと比肩するに至つたといふ程度にすぎない。例へば先年實施された累進處遇制度の如きも、やはり歐米からその範を取つてゐる。そこで私は考へるのであるが我が國には我が國特有の國民精神があるのであるから、行刑制度の如きも、須らくそれに則つて我が國獨特のものを樹立すべきであると思ふ。言ひかへれば、我が國もいつ迄も歐米の摸倣ではなしに、我が國民精神の十分に盛られた獨自の行刑精神乃至行刑制度を有つて然るべしであらうと思ふ。それには、刑務官自身が、先づ自己を修養陶冶することによつて、日本精神を一身に體得し、これを收容者の上に反映せしめることが、何よりも必要なことである。刑

務官自身が、智、仁、勇の三德を、大なり小なり身に備ふるに至れば、それは必ずや收容者の心持に通じて、敎化上に尠からぬ效果を收めるであらう。我が國の行刑精神の基調は正にその點に置かれてなければならない。規則などはいくら作つても、精神に缺けてゐては、行刑は無意味である。收容者の中には富や社會的地位においては、職員以上のものが相當ある、それ等の人達に對して、徒に理窟や言說を並べて見ても、恐らくそれは始まるまい。しかし刑務所の職員が、各々日本精神を體得し、智、仁、勇の三德を磨くことに努めて、身親らにこれを實踐躬行して見せたならば至誠天に通ずで、相手がいかに大物であらうと、その誠意に感じて、必ずや翻然悔悟するに至るであらう。その意味において、收容者の敎化は、先づ刑務官の修養から、といふことが出來る。そして刑務官の修養は、日本精神を土臺としたものでなくてはならない。さもなければ、我が國の行刑は到底その目的を達することが出來ないであらう。勿論歐米の行刑にしても收容者の敎化といふことに對しては相當苦心をしてゐる。しかしそれは、かれ等の國民精神に關する範圍内においてゞある。我が國の行刑は、それ以上に出でなければならない。歐米の行刑は、各々その國民精神——物質文明、科學文明を反映して、智的なものにすぎ、若くは意的なものを開拓することに吝かでないにしても、仁若くは誠の道といつた方面においては、とかく隔靴搔痒の感があることは事實である。從つて眞の意味において行刑の神髓に觸れることが、多少阻まれてゐるのではないかとも考へられる。勿論行刑とても、智的角度から考へらるべき多くのものがあるには相違ないが、その根本義をいへば、行刑はやはり仁若くは誠の道によらなければなるまいと思ふ。さうあつてこそ精神敎化の意義は始めて全きを得るものと思はれる。處遇についていつても、收容者に唯滿足を與ふるばかりが能ではない。收容者を人間的に取扱ふことは勿論結構なことであるが、かれ等に對し普通人以上に、良き待遇を與へるのはどういふものであらうか。その邊の程度が餘程考へものであらうと思ふ。收容者は、人間の最も欲する自由を奪はれてゐるのであるから、衣、食、住を少々良くしたり、或る程度の——時として普通人並若くはそれ以上の——享樂を許容したとて一向差支ないではないかといふやうな議論も西洋にはあるやうであるが、實はその程度が考へ物なのである。米國のオーバン監獄などは、丸で大學でゝもあるやうに、ラヂオで通信敎授を行つてゐる。そして收容者と大學生とが政治論などをやつて、一等は誰れ、二

等は誰れといふやうなことを決めて、それを雜誌に發表したりしてゐる。又作業も進歩してゐるといへば進歩してゐるが、跛行的たるを免れない。累進處遇などいつても、見やうによつては、それは收容者に對し、啖はすに利を以てするものであるともいへる。それは又、僞善を長養する結果とならぬとも限らない。僞善でも、惡事をするよりは優しかもしれないが、さりとて餘り香ばしいことゝはいへない。さういふ工合に、歐米の行刑は、智の方面において、又行刑技術といつた點においては相當見るべきものがあるやうであるが、肝腎の精神敎化に至つては　日本等に比し一籌を輸せざるを得ないやうに思はれる。歐米各國が、精神文化に缺如してゐるものがあるといふことは、行刑の分野について觀察して見てもその一端を看取することが出來る。要するに日本は、行刑制度若くは行刑精神においてさへも、從來歐米各國に學ぶところが多く、又そのため今日の立派な制度や設備を見ることが出來たのであるがもうそれも大體に於て過去の話で、今後は、我が國獨特の國民精神に則り、我が國獨特の行刑精神、行刑制度を樹立して然るべきではあるまいかと思ふ。智、仁、勇の三德が、圓滿に調和を保つてその中に具現されてゐること、それが卽ち我が國獨特の行刑精神乃至行刑制度である。刑務官が、右の三德を內容とする日本精神を眞に一身に體得して、不言不語の裡に相手方を敎化する、これが眞の意味においての我が國の行刑でなければならない。今日、我が國は、戰線と銃後とが完全にイキを合せることによつて、この赫々たる戰果を收め得たのであるが、この國民的親和力が、やはり行刑の上にも現はれて來なければならない。戰線で、隊長は、兵士に向つて「お前達もオレと一緒に死んでくれ」といふ。その意氣に感じて兵士達は、隊長を殺してなるものかといふ氣持になる。それは日本人ならば何人でも有つてゐる日本精神の自らなる現れである。刑務所內でもやはり同樣でなければならぬ筈である。例へば作業に於て、役人が收容者の勞苦を察して、「賴むぞ」とやさしくいへば、收容者も心から働く氣になる。孔子の道は忠恕のみといふ言葉があるが、この忠恕といふことが、智、仁、勇三德の一つの作用である。行刑の道は忠恕の道でなければならないが、理性のない母親が、盲目的に我子を猫可愛がりするやうなのはいけない。合理的な愛でなければならない。心の欲するところに從つて矩を越えさるものでなければならない。仁の外に、それと相並んで智と勇とが要求される所以である。要するに今日若くは今後の行刑は、他の一切の活動部門におけると同じく、その基調を日本精神に置き、智、仁、勇三德の協調的作用によつてのみ、最も效果的な收獲を期待し得ることとなるであらう。そしてそこに、我が國獨特の行刑精神乃至行刑制度が始めて樹立せられ、今度は逆に範を歐米各國に垂るゝことゝもなるであらう。

第三十回刑務官練習所卒業式

第三十回刑務官練習所卒業式は十二月二十四日午前十一時より刑務協會第一講堂に於て擧行、泉二檢事總長、岩村次官、木村控訴院長、吉益控訴院檢事長、大森民事局長、秋山所長、谷內、伊江、椎名、吉田、東各刑務所長、安達、河邊兩書記官、日沖、吉田兩事務官、森口典獄補等各來賓諸氏參列の上、伊藤刑務協會主事の開會の挨拶に次ぎ秋山練習所長より甲種首席代表西村金十郎氏、乙種首席代表藤平英夫氏、丙種首席代表森永源四郎氏等を通じて夫々卒業生一同に對し卒業證書を授與し優等生五名に對し賞品を授與し、終つて秋山練習所長は卒業生一同に對し、左の訓示を述べた。

訓　示

本日玆に第三十回刑務官練習所卒業式を擧行するに際しまして、練習所長として、練習生諸君に對し、一言挨拶を述ぶる機會を得ましたことは、私の衷心欣快とするところであります。

今回の講習は講習生を甲乙丙の三種に分ちまして、從來の如く、入所試驗を經て選拔によつて入所したるものを甲種とし、其の數四十五名、大學卒業生を乙種とし其數十四名、各刑務所に於て、多年實務の經驗を經たる者の中より、刑務所長の推擧に係るものを丙種として其の數十七名、合計七十六名の多數に上つて居ります。其の中今回の事變により、入所前應召されたもの〇名、尙入所後此の講堂から應召された者が〇名ありました爲に、結局本日卒業證書を授與せられた者は〇〇〇名であります。此の〇〇〇名の諸君が、玆に四ヶ月の講習期間を無事に終了されて本日目出度此の輝かしき卒業式を打揃つて迎へられましたことは、諸君に取りては勿論のこと、我行刑界に取りましても、洵に喜びに堪へぬところであります。私は先づ諸君に對しまして、滿腔の祝意を表する次第であります。只應召せられた〇名の諸君が本日の式に參列し得ざることは、頗る遺憾に堪へぬことであります。然し此等の諸君は今回の聖戰に馳せ參じ得たことを、男子の本懷と考へて居られるでありませうし、此練習所としても亦、名譽此上なき次第でありますから、私は玆に諸君と共に、此〇名の方々の武運長久を御祈り致し、他日の凱旋を待つて、再び此の講堂に迎へ入るるの機會を得たいと存じて居るのであります。

私は此の機會に卒業生諸君に對し、所懷の一端を披瀝致しまして、御參考に供し度いと存じます。

諸君は或は試驗により、或は推擧によ

りまして全國多數刑務官中より選拔せられた、所謂第一線刑務官中の英才であらるゝのでありますが、四ヶ月の練習期間中學識に於て、或は經驗に於て何れも、權威ある講師の御指導を受けられて、更に一段の光彩を增され、刑務官中の新智識として、此の練習所の門から昂然として、巢立つて行かるゝのでありますが、諸君の前途は、洵に洋々たるものがあるのでありまして羨望に堪へぬ次第であります。只玆に、諸君の御注意を乞はねばならぬことは、私共から斯樣な事を言はれた爲に、吾こそは刑務官中の新智識なりと言ふやうな氣持から、既に立派な一人前の刑務官になり得たやうな、所謂思上つた考へを起してはならぬと言ふことであります。成程諸君は、四ヶ月の講習により、新智識を得られたには相違ないのであるが、實はこれは諸君がこれから一人前の刑務官として、行刑界に立つて行かれるに付ての基礎を學び得たと言ふに過ぎぬのであつて、失禮ながら諸君の多數は未だ未だ一人前に刑務官のなつては居られぬのであります。丁度諸君は今日行刑界に新らしい第一步を、踏出されたやうなものでありますから、先づ此事を御注意申上ぐる次第であります。

行刑の目的使命が何であるかと言ふことに付ては、今更こゝに述ぶる迄もなく諸君に於て十分に承知せらるゝ如く、收容者を敎化善導致しまして、忠良なる國民として、再び、社會に復歸せしむると言ふことに存するのであります。

換言すれば、惡人を善人に作りかへると言ふことであります。凡そ世の中にこの位六ヶ敷い仕事はありませぬ、理窟や學問の力だけでは、人間の改造は出來兼ぬるのであります。身を以て範を垂れ誠意と熱意を以て彼等を導いて行くの心懸が肝要であります。從て、行刑の目的使命を達成せんが爲には、行刑官に其人を得ると言ふことが最も大切のことだと言はねばなりませぬ。刑務所の設備が如何に完備しましても、或は又、行刑制度が如何に改善されましても、行刑官に其人を得られませぬければ、行刑の目的は絕對に達成し得られぬものと確信致します。

行刑の理想から言へば行刑官は、悉く敎誨師、若は、敎育者の如き心境を以て收容者に接しなければならぬのでありますが、殊に第一線に立つ看守諸君に、其の心懸が必要であると思ひます。行刑の成績は畢竟第一線に立つ行刑官の心構へ如何によつて、定まるとさへ言ひ得るからであります、今諸君自らが此の事を反省せらるゝならば、恐らくは未だ、其の足らざるところあるを痛感せらるゝことと思ふのでありますが、そこに諸君の今後に殘された幾多の研讃修養の餘地がある譯であります。私が本練習所の開所式に當りまして、諸君に對し、行刑官として第一義的に必要なものは人格の力であると言ふことを、篤と申述ましたのは、畢竟こゝの事を申したのであります。

斯く申しますと、諸君は愈々、其の職責の重大さを感ぜらるゝと思ふのでありますが、行刑官の職責は實際重大であります。然るに其の待遇の之に伴はざるは甚だ遺憾でありますが然しながら人を敎化すると言ふ仕事は一つの聖職でありますから、此の意味から言ふと諸君の職務には極めて貴いものがあると言ひ得るのであります。諸君は須らく此の聖職に在るの衿を感ぜられ、本講習に於て得られたる學識を基礎として、更に更に不斷の修養を積まれまして、其の人格の光によつて收容者を指導せられ以て行刑本來の使命達成に努力邁進せられんことを望む次第であります。

諸君は本講習によつて、刑務所の幹部と爲り得るの資格を完全に獲得されたのであります。從て今後諸君の中から順次看守長に任用せらるゝものを出すことになるのでありませうし、更に又それ以上の地位に進まれるものもあることゝ存じますが、然しながら今日の卒業生が悉く看守長になり得るものと考へることは誤りであります。看守長になり得ると否とは諸君の今後に於ける修養の如何によることであります。又御承知の如く看守長は刑務所に於ける重要なる地位でありまして、多數の部下を統御するの才能と豐富なる經驗とを必要と致します。從て本練習所に於ける成績順位の如きは必ずしも、之れが採點の唯一の標準とはならぬのでありますから、諸君は成績順位の如きは顧慮するところなく、人格の修養に學問の習得に只管精進すべきであります。斯くすることによりまして、諸君の地位は求めずして自ら向上するに至るのであります。

御承知の如く現下の時局は極めて重大であります。事變の將來は全く豫測を許さざる狀態に立至つて居ります。斯る際に於て諸君は國民の一人として、又國家に職を奉ずる者の一員として、異常の覺悟がなければなりませぬ。殊に犯人の改善を以て其の職責とする行刑官としては、此の際一段の奮起を爲し人的資源確

保の爲め渾身の努力を致さなければならぬと存じます。幸にして事變以來收容者の數も大に減少するに至りました。之れは國民の自肅自戒の現はれであると思ひますが、收容者も亦深く自ら時局の重大性を感得致しまして、國家の爲何等かの御役に立ち得るの機會を求めて居ります。斯樣な際こそ彼等を敎化するの絶好の機會であると存じますから、諸君御歸任の上は、深く此事を念頭に置かれて、彼等を指導する上に於て萬遺算なきを期せられ度いのであります。

諸君の前途に對しては、吾々當局は多大の期待と關心とを持つて居ります。どうぞ諸君は小成に安んずることなく、互に相扶け相勵まし行刑界に一新紀元を劃するの意氣を以て邁進されんことを繰返し希望する次第であります。

之を以て練習生諸君に對する送別の辭と致します。最後に御來臨の閣下各位に對しまして一言御挨拶を申上げます、年末御多用中の處御繰合せ御來臨を賜はりまして洵に光榮且感激に堪へざるところであります。

謹で厚く御禮を申上げます。

次で司法大臣より左の式辭(岩村次官代讀)があり

式辭

行刑の本義は非違を匡正し再犯を防止し輯りて以て國家社會の淸平を維持するに在り故に過つて法網に觸るゝ者あらば努めて之を善導し之を敎化して其の良能を誘發し以て改過遷善の實を擧げ再び刑辟を犯すことなからしむるを要す而して其の途たるや固より制度施設の完備に俟つべしと雖も主として優良なる刑務官の指導薰化に負ふもの多し然らば則ち刑務官の職責は國政上洵に重且大なりと謂はざるべからず、今や我國は未曾有の重大時局に直面し全國民一致團結以て時艱の克服に邁進せざるべからざるの秋、社會の落伍者たる多數の受刑者を見るのみならず再犯者の猶其の跡を絶たざるは遺憾の極にして刑政の職に在る者の努力を要するや一層切なるものあり。此の秋に當り諸子は全國より簡拔の榮を荷ひて當練習所に入り拮据黽勉玆に其の課程を終へ各々任に歸りて履習する所を實地に應用せんとす必ずや多年の經驗に新知識を加へて其の抱負を實行し以て刑政の爲に貢獻する所あるべきを信じて疑はざるなり。予は諸子に期待する所多きを以て一言祝意を表し併せて將來の奮勵を望む。

泉二檢事總長は來賓一同を代表して左の祝辭を述べた

祝辭

みなさん御承知の如くに、我國は今日實に非常なる重大時局に直面いたしてをりまして、我が忠勇なる幾多の同胞將兵は、殆んど支那の全地區に亙つて、義勇奉公の念に燃え、一身を犧牲にしながら、聖戰を繼續しつゝあるのであります。かゝる際に私共のやうに、內地に在つて每に平和にその職務に從事してゐられまするることは、偏へに御稜威のいたすところでありまして、まことに感激に堪えない次第であります。諸君も同樣の御精神からでありませう。この四ヶ月の講習期間中、異常の緊張と努力とを以て、學業を御勉強なされ、今日目出度くこの光榮の卒業式を擧行されましたことは、各位のため、行刑界のため、將た又我が國家のために最ところでありまして、こゝに謹んで祝意を表する次第であります。この際私からも各位に對し何か希望を申し述べるのが本當かも知れませんが、しかし先刻から承つてゐまするに、練習所長からすでに、御懇篤にして且つ適切なる御訓示がありましたし、又司法大臣からもいろ〳〵適切なる御訓示がありましたので、私の申上ぐることも結局はその範圍を出でないことでありますし、旁々私としてこゝに再び同しことを繰り返すの必要はないと存じます。唯私が各位にお願ひするところは、各位が夫々御歸任後におかれましては、今日の練習所長竝に司法大臣の御訓示を常に眷々服膺して、自己の人格の練磨に努むると共に、所長始め上司の薰陶の下に、この講習期間中に修得されたる智識を實務の上に適正妥當に應用することによつて、行刑界の發展に寄與することを心掛けられ、進んでは今日の時局を深く認識して、現在及び將來に亙り、國民として國家のために最善を盡さるゝ御覺悟を有つていたゞきたいことであります。そして各位の御立場としては、行刑のために最善を盡さるゝことが、同時に國家のために最善を盡さるゝ所以であることを深く心に銘じていたゞきたいのであります。かやうなことは各位に對し今更らしく申し上ぐる程のことでもないのでありますが、各位の首途を祝するこのお目出度い日に、一言希望を申し述べまして、祝辭に代へたいと思ふ次第であります。

最後に西村看守部長(福岡刑務所)は左の答辭を述べた

答辭

本日玆に第三十期刑務官練習所卒業式を擧行せらるゝに當り閣下竝に講師方の御臨席を忝ふし且つ又懇篤なる御訓諭を賜り生等一同誠に感激に堪へず、顧れば本秋九月選ばれて入所以來正に四月其間講師方の熱誠御薀蓄を盡しての御敎授と練習所當局の御厚情とにより行刑諸學科の理論及實務處理上の要綱を修了し得たるは生等の深く欣幸とする所にして、其の鴻恩に對しては唯々感謝の辭あるのみ、今や時局は聖戰目的達成の爲め愈堅忍持久の途に入り行刑亦國策上極めて緊要の地步を占め其の任に當る刑務官の責務益々加重さるゝに至れり、而も飜つて生等不肖にして人格識見共に未だ成らず果して其の任を全ふし得べきや頗る覺束なきものありて今後の努力研鑽に俟つもの一層多きを覺ゆ、雖然生等固より其の任の重きを知り自彊不已の熱意を以て職に奉するの覺悟あり、希くは幸に大方諸賢の御指導を蒙り依て以て行刑有終の美をなさんことを 伏して答辭となす

かくて閉式後、一同司法省玄關前にて

矯正図書館

記念撮影を行ひ午餐後散會した。今回の卒業生は左の諸氏である（○印は優等賞品受領者）

甲種

東拘　増田好壽
小菅　佐藤義藏
同　横田秀夫
豐多摩　宇都宮茂
同　兒玉實榮
同　中安宅規
横濱　福澤武
同　柳川勇太郎
水戸　酒井虎之助
同　所昇
宇都宮　山本彩二
前橋　○伊藤三郎
甲府　坂本政雄
同　保坂今朝太郎
大阪　山田助左衞門
同　福山繁雄
同　生田義行
神戸　重松忠義
同　纐纈末雄
同　的場覺
奈良　野竿金次郎
島根　中河原喬
同　高知　小澤昌信
山口　川村富美雄
福岡　○西安永秀雄
熊本　○調村金十郎
宮城　柳原義人
秋田　○本橋正人
青森　櫻田芳雄
札幌　小室平五郎
網走　福田正則
同　能登谷助男
同　東達
久留米　狹間鶴龜
少年　小林綾夫
北海少年　足達操
關東　堀坂義一
臺中　東嘉市
臺南　小林綾夫
同　足達操

乙種

豐多摩　富山藤男
同　木下直弘
同　吉川英夫
福山　○藤平英夫
福岡　大原正昭
生田義行　志田原龜
重松忠義　山内健次郎
纐纈末雄　松田勇
的場覺　
野竿金次郎　
中河原喬　

丙種

水戸　宮下芳
宇都宮　尾井俊五郎
靜岡　大森鐵一
京都　森本勇
大阪　鈴木正俊
高松　木村利國
三重　下井英之助
山口　吉田熊太郎
岡山　三浦平八
長崎　○森永源四郎
福岡　有吉勘三郎
熊本　寺本庄作
宮城　針生傳次郎
秋田　鈴木辨治
同　阿部清盛
札幌　川橋政十
函館　下澤喜三郎
小田原少年　
奈良　松野良典
神戸　青山清
廣島　松尾正
福岡　菊浪春夫
大阪　津川駿吉（聽講生）

甲種

東拘　榎本惠子
栃木支　藤山ユキ

小田原・川越兩少年刑務所協議會

少年行刑の行途を明るくしようとの努力に懸命の小田原・川越兩少年刑務所協議會は昭和十三年十一月二十一日川越少年刑務所長室で開かれたが小田原側からは根田所長寺眞教務課長列席し大いに討論熟議せられ概ね次のやうな成果を擧げた。理論と實際との渾然融和した此の協議會は會を重ねて漸く其の目的と方向とを明らかにして行くやうである。

第二回協議會狀況

一、議題及議決事項

(一)少年の教育に付改善を要する點如何

本問に就ては少年行刑教育令を中心に議を進むると共に他方少年刑務所に於ける教育の組織的技術的部面に付檢討を加ふることとせり

(1)少年行刑教育令は其の教育目的を人格を陶冶し善良なる普通人たらしむる點に置くものなるも今日の社會情勢に鑑み一層の積極性を之に加味するの必要なきや卽ち單に合法人を作成するに止まらず進んで眞劍なる訓練に依り彼等をして健實にして自ら君國の護りたらんとの熱と力を有する第二國民意識を建設せしむべきに非ざるか少年刑務所に於ける教化目的を此の積極觀の上に築かんには教育の基本觀念を積極的なるものに革新するを要すべし乍併此の點に就ては充分なる注意を拂ひ以て時勢の進運に遲れざるを期しつつ漸進的に善處することとす

而して少年行刑教育令に關する限りに於ては實科の年限を延長し且つ青年學校令に併行して教授内容を徹底的に改正するを要すべく行刑教育令中の「級」を「期」と改稱し實科にありて豫科二年を豫科前期後期本科にありて本科第一學期乃至本科第五學期とす而して實科教授課目を普通科と共通にし作業設備を適性本位に考慮すべく教授の課程を明瞭にし作業の都合により教育に支障を來たさざることなき樣教育施行時間の最小限を定むるを要すべく此等の諸點に付極力合法的實行を期することとす

(2)組織的技術的部面に就ては

(イ)兒童教育に最適なる環境を有する地（例へば歷史的偉人生育の地等）を敷地に撰擇するを可とすべし

刑政第52巻第2号
矯正図書館

(ロ)囑託制度の運用に依り教師陣容の充實を計ること
(ハ)教育設備（例、教場）の充實增設
(ニ)教科書（特に算術讀方教科書）の再改正と共に修身公民教科書編纂を要望するも當面教授に際し適當に考慮すること
(ホ)短刑期（特に準少年に於ける短期刑）は教育施行上種々不都合あるも實施に當り考慮すること

(二)少年と準少年と如何に處遇を異にすべきか

本問に就ては抑々「少年」「準少年」の區別は法律の規定に由り生れたるものにして其の「少年」と「準少年」たるとの間に如何なる特質差異あるやを檢討するを要するを以て豫め野原川越庶務課長を主任として統計的に調査せしめたる處其の結果報告は概略次の如く

(1)家庭の貧窮、生育關係、學歷其他廣く環境に於ては少年と準少年との間に殆んど差異を認め難く(2)罪質に於ても亦然り唯(3)最初の不良行爲を犯したる年齡に於て準少年受刑者の二十%は十九歲以後に屬し(4)異性關係有るものに就き「少年」に於ては最初の年十七歲を最多とするに「準少年」に於ては十九歲最多なり卽ち「少年」の方稍早熟にして惡性の發現若干早きを知り得るに止まる而して「少年」と「準少年」との最大にして恐らくは唯一の相違は(5)刑の量定の實際に於て今日少年の刑期は長く準少年の刑期は短かきこと是なり卽ち「少年」に於ては新入者中一年未滿皆無なるに「準少年」に於ては其の四十%は一年未滿なり

右の諸點を綜合して考究するに

(A)少年と準少年とは本質的に一般的には別處遇の必要なし（從つて本協議會も存在の理由あるを再認識す）
(B)現在に於て少年と準少年とを別異處遇するの要點は主として少年に於ては長期刑處遇を準少年に於ては短刑期處遇を旨とするの點にのみ存し且つ現在に於ては此の事實に立脚して川越と小田原との如く別異拘禁を可とす

但し準少年受刑者に對し短期刑を科することは適當ならざるを以て將來準少年受刑者に對しても少年法を擴充適用せられたきものとす

此の故に

小田原少年刑務所と川越少年刑務所とは次の諸點に就き其の收容者處遇上考慮すべきものとす

(1)川越の拘禁方法は長期處遇に適するものたること
(2)川越に於ては特に規律訓練を自治訓練にまで教導すること
(3)川越に於ては教育時間數の增加等に依り教育の徹底を期すること
(4)川越の作業は職業訓練本位とすること

其他

(5)「少年」に於ては給養上の諸制限又は書信接見の制限の類を廢止すること

一、次回の議題

一、少年受刑者の集團的規律訓練を刷新强化する具體策如何
二、教化指導上少年受刑者と共同動作を採り得る限度如何

以上

第三回協議會の成果

會を重ねて協議員一同漸く此の新らしい協議會の空氣に慣れ議大いに熱し別項の如き研究を遂げた。議決事項は理論的體系的ならむことを努めた形跡があるが實際の協議狀況は相當深く實證的經驗的部面を掘り下げてゐる由で、此の會はます〳〵現在及び將來のわが少年行刑へのよき一指標たらむとしてゐる。

第三回協議會狀況

一、開催日時
昭和十三年十二月十二日午前九時三十分より同日午後四時迄
一、開催場所
小田原少年刑務所會議室
一、協議員
小田原少年刑務所側
根田所長以下幹部一同
川越少年刑務所側
寺光所長、小沼戒護課長、三重教師
一、議題及議決事項
(一)少年受刑者の集團的規律訓練を刷新强化する方策如何
(1)何が故に少年受刑者に特別なる集團的規律訓練が必要であるか、第一に少年受刑者の殆んど全部は其の劣惡なる生育關係等に緣由して集團的規律訓練の未教育なる者多きこと、第二に犯罪少年の通有性として放縱にして粗暴纖弱にして輕佻なる性向を擧げ得べく、良き協調性の缺除は其の日常生活に顯著なるものあり、第三に少年は其の心身未だ發育の過程中にあり從て又此れらの性向矯正に付彈力性大なり、第四に現下の戰時時局は特に第二國民の集團的規律訓練を要求すること高きものと認めらる
(2)而して少年受刑者に對する集團的規律訓練の指導原理は要するに秩序と高潔の二點を强調するにあるべし卽ち「總べて規範に遵ひ敬愛和協を效せよ」といふ秩序指導原理と反面之に併行して邪惡なる集團意識を排除せしむるがために「正義を愛し野卑固陋を卻けよ」といふ高潔指導原理とを揚げ此の二者より發足して以て規律、堅忍、協同、正義觀念、奉公精神等の涵養に導くべきものとす
(3)集團的規律訓練の刷新强化策として

(イ)所旗所歌の制定
(ロ)自治訓練
(ハ)勤勞奉仕作業
(ニ)野球ドツチボール等の團體運動
(ホ)聯合體操（ラヂオ體操建國體操等）
(ヘ)軍事教練等を擧げ得べく
これらを嚴肅に嚴格に且徹底的に施行し特にこれらの集團訓練の成果を其儘日常化する事に意を注ぐべく而して此の爲めには職員の熱意と謹直とに俟つこと大にしてしかも先づ職員一般の再教育を必要とすべし

(二)教化指導上少年受刑者との動作を共にし得る限度如何
(1)本問に於ても第一問の場合と同じく職員再教育の必要を大前提とするも此の點を暫く措き職員が收容者と動作を共にすることを容るす爲には其の職員の少年に對する深き「愛」を要請せざるべからず此の「愛」の有無を無視して強行する共同動作は恐らくは第三者の客觀に於て又對者たる少年の心理に於て單に不自然なる「芝居」を觀取せしむるに止まり所期と甚だ遠かるべし（職員の內省に於て自らその不自然さを覺知するは良心的にして恕すべきものと信ぜらるるも）

(2)乍併無心なる遊びの裡に自ら少年を同化し得るといふが如き理想を職員萬人に求むべきに非ざるを以てここには目的的に職員が少年と共同動作を採る目的を明示して共同動作の指標を職員に與ふるを要すべきものとす卽ち職員が少年と動作を共にするに當りては(1)恒に敎化指導を念頭に置くべきこと(2)其の方法として先づ少年との親和

(3)個性觀察はこれらに從たるものとす
(3)共同動作を採り得る事項と限度
(イ)遊戲競技體操唱歌（ロ）集會（ハ）運動會（ニ）勤勞奉仕作業（ホ）花壇手入（ヘ）構內夜營訓練其他
廣く衣食住の三點に於て少年と之れを共にすることを得ざるも
(イ)衣に付き少年刑務所に於ては可及的私服著用を可とすべし（尙進んで少年刑務所職員服制の改定を望む）（ロ）食に付ては例へば皇軍感謝の爲の無菜日又は日の丸辨當の催しを共にするといふが如き特種の場合に限定せざるを得ず（ハ）住に付ては夜營訓練の類を考へ得るに止まる終りに戒護職員が戒護の本旨を忘るべからざることは勿論なりとす

一、次回の議題
(一)少年刑務所に於ける作業經營の特異性如何
(二)少年受刑者に對し經濟觀念を強調すべき方法如何

新年奉祝會及び名刺交換會

刑務協會主催の新年奉祝會及び名刺交換會は、戰捷第二年の元旦午前十時から協會第一講堂に擧行された。これは毎年の恒例であるが、今年は、從來にない新年奉祝會を先づ擧行して、次で名刺交換會に移つてゐるところに特色がある。又例年は在京及び近縣の刑務職員に對しても案內狀を發したのであるが、今年は在京職員のみに限つたのも例年とちがつた點である。それといふのが今年は時局柄に顧みて、準備なども主つて簡素なものとし從つて會費も徵收しないので、さうすることがむしろ至當であらうといふことになつたからである。自然來集の會員も例年は二百四五十名に上るのが普通であつたのが、今年は約百五六十名程にすぎなかつた。さて、同日午前十一時、開會の合圖と共に、秋山刑務協會々長を始め、岡祕書課長、安達、河邊兩書記官、日沖、吉田兩事務官、吉田、推名、伊江の各刑務所長、谷內東京拘置所長、根本仙三郎、香川又治郎、竝に伊藤、大原兩刑務協會主事その他在京刑務職員約百五十名來集、先づ伊藤主事の開會の辭に次で一同起立、國歌「君ヶ代」を奉唱、次で宮城遙拜、皇軍の武運長久、默禱を行つた後、秋山會長より左の挨拶があつた。

謹んで新年の御挨拶を申し上げます。昭和十四年の春を迎ふるに當りまして、刑務協會主催の下に、こゝに新年奉祝會竝に名刺交換會を開催いたしましたるところ、多數諸君の御參加を得まして、かくも賑々しく御出席下さいましたことは主催者側としてまことに滿足この上もない次第であります。唯本年は、例年と異りまして、名刺交換會の外に新年奉祝會を擧行いたしました代りに、御來集を願つた會員各位は、東京刑務所の方々に限られ、近縣在任の會員各位に及ばなかつた上に、宴席の準備等も又極めて簡素なものにいたしましたので、例年のそれに比し、聊か物足らぬ感じもないではありませんが、それは時局柄さうあるのがむしろ當然であると考へた結果に外ならぬのでありますから、各位におかれましても、その點何卒御諒承下さいますやうに御願ひいたしたいのであります。

本年の春は申すまでもなく戰捷第二の初春でありまして、私共としてもまことに感激深きものがあるのでありますが、この意義深き年を迎ふるに際し、私共は先づ聖壽の萬歲を心から壽ぎ奉ると共に支那各地の戰線において今尙ほ、勇戰奮

闘を續けつゝある皇軍將兵の勞苦に對し深甚なる謝意を表する次第であります。が戰地の皇軍將兵の中には、我が刑務關係者も相當多數に御出でのことでありますので、私共としては、特に緣故深きそれ等の方々の武運長久の程を、各位と共に衷心から祈念いたしたいと存ずるのであります。

顧みるに、昭和十二年七月に日支事變が勃發いたしまして以來、今日まですでに一年有半の歲月を閱したことでありますがその間、我が忠勇なる出征將兵の獻身的奮闘と、銃後國民の總動員的支援とによつて、有史以來殆んど未曾有ともいふべき赫々たる戰果を收め、現在支那の主要なる地點は、擧げて日章旗の制壓下に置かれてあるといふ狀態を見るに至りましたことは、帝國臣民としてまことに御同慶の至りに堪えない次第であります。皇室の御稜威の有難さと、皇軍將兵に對する感謝とは何も今更のことでもありませんが、年を新にするにつけ、一層この感を深うせざるを得ないのであります。しかしながら飜つて考へまするに、戰捷國日本が、その戰捷の意義を眞に效果的に結實せしめ、以て聖戰の目的を究極的に達成せしめんがための努力は、むしろ今後において、より多く要求されることゝ存じます。事變は今、長期建設の段階に入つたといふことは、朝野の間にも頻りに唱へられてゐることでありますが、要するにそれは時局を有利に收拾し戰爭の跡始末を立派につけるといふことに外ならぬのでありまして、若しそれが出來ないとすれば、折角の聖戰も、結局その目的を達成し得ないことになるのであります。今日國家總動員といふことが叫ばれてゐるのも專らそのためでありますが、これはひとり戰爭行爲そのものについてばかりでなく、一層切實に痛感されるのであります。端的にいへば、今囘の戰捷をして、我國のため若くは東亞のために極めて有利なる結果において終結せしめるといふと、これが昭和十四年の日本に課せられたる重大使命でなくてはならないのであります。ところが、この事は何人にも想像が出來るやうに實は非常に困難なる事業なのでありまして、日淸、日露の兩戰役後に於ける實例に徵しても、そのことは明白な話であります。思ふに近代的戰爭はたゞに軍人と軍人との戰爭であるに止まらずして、實に國民全體がその全力を擧げて戰はなければ、最後の勝利を博することが出來ないといふのが、その特徵となつてゐるのであります。今日國家總動員といふことが叫ばれてゐるのも畢竟はそのためでありますが、これはひとり戰爭行爲そのものについてばかりでなく、

戰爭の跡始末をうまくまとめるといふいはゆる戰後の經營においては特にその必要が痛感せらるゝのであります。戰後の經營と申しましても、今次の戰爭は、從來のそれ以上に、東亞に新秩序を建設し、永遠の平和を樹立するといふ非常に遠大なる目的を有つてゐるのでありますからその困難なことも從來に倍するものがありませうし、從つて國民としても、更に一段の緊張と努力とを必要とすることになるのであります。折角の戰捷も、國民が多少氣を弛したばかりに、九仞の功を一簣に缺くが如きことあつては、護國の英靈や出征將兵達に對しても何とも申譯ない次第であります。各位もその點に深く〳〵思ひをいたされて、この意義深き新春を迎ふるにつけても、一段と緊張した精神を以て、今次の聖戰をしてその有終の美を濟さしむるやう、夫々の分に應じて、國家奉公の誠をいたされんことを特に希望して已まない次第であります。

我が行刑界におきましても、可なり多事多端の中に舊年を送つた次第でありますが、本年は昨年以上に、事務の繁忙を極め、又相當の難關に直面すべきことも優に想像に餘りあるのであります。行刑界に在つては、次々に解決を要すべき問題が多々あるのであります。私共は、出來得る限りの努力を拂つて、その解決に向つてベストを盡したいと考へるのでありますが、中でも本年は刑務法の改正といふ重大問題を眼前に控へてますので、それやこれやで、私共としても本年は、殆んど寧日なしといつた多忙な每日を過さなければならぬことゝ心窃かに覺悟してゐる次第であります。何卒各位におかれましても、私共の立場を篤と御諒察下さいまして、何分の御援助をお願ひいたしたいと存ずるのであります。幸に各位の御援助によりて、本年、我が行刑界に對し何程かの貢獻をなすことを得ますれば、私共としてこの上の喜びはないのでありまして、年頭に當り、特にこの事を各位に御願ひいたす次第であります。右簡單ながら、所懷の一端を述べて、年頭の御挨拶に代ふる次第であります。

更に秋山會長の發聲にて一同起立の上天皇、皇后兩陛下の萬歲を三唱し、「愛國行進曲」を齊唱してこゝに新年奉祝會を終り、名刺交換會に移つたが、時局柄とて、冷酒を酌み、スルメを嚙つて戰線氣分を味ひつゝも、一同、この年に希望を抱き、しばし歡談に時を移したが、最後に、根本仙三郎氏の發聲にて刑務協會の萬歲を三唱、和氣藹々裡に正午散會した。

小菅刑務所見學記

練習生　本橋達

本日（十月十五日土曜日）午後より小菅刑務所見學と云ふので練習生一同は晝食後協會より三々五々小菅へ向つて出掛ける。二三日前から降り出した秋雨は仲仲止みさうもなく北千住を過ぎ小菅邊へ來れば風さへ加へて秋色熟れた武藏野の野面を冷くけぶらしてゐる。電車の窓から右手に大きな建物が見える。雨にドス黒く濡れた灰色のコンクリートの頑壁の城廓、これが小菅刑務所である。電車を降りて泥濘の道を冷雨に打たれ乍ら行く事數丁曲りくねつた然しよく手入の屆いた廣い道路が官舍の間を縫うて吾々を廳舍玄關迄導いてくれる。

先づ目につくのは廳舍正面中央に聳え立つ九十四尺の見張塔。そして重厚な且つ思ひ切つた構圖をもつ車寄の建築裝飾である。この門の前に立つ者には必ずや何かしら威壓を感ぜしめるであらうそれである。

冷く濡れた雨具を脫いでホットする所を三階の講演室へ案内され、結構な茶菓のもてなしに與る。今日は所長殿が全國收容者の獻金にかゝる海軍機の命名式に御臨席の爲羽田へ行かれて御不在との由で田口看守長殿が小菅刑務所の沿革、收容者の消長、拘禁區分、處遇、及び作業に關する概括的なお話をして下さる。尚參考の爲にと昭和十二年度當刑務一覽のパンフレット迄下さる。それに依る小菅刑務所の沿革を一寸書いて見よう。卽ち、

「當所は東京市葛飾區小菅町に在り地は元德川幕府治世の初め諸侯の參勤交代に當り將軍自ら送迎の禮を行はれし處にして千住御殿と稱せり。後三代將軍の代の放火、及び放火と約同數の竊盜其他であり然も刑期十年以上の重罪犯人がその大部分を占めてゐるのである。但しこゝ當分の間東京控訴院管內の刑期七年以上の初犯者及び作業の技能受刑者を入所移入してゐるさうである。

斯る多數の長期刑の收容者に課せらるべき作業は昨年來軍需關係のものが壓倒的に多いとのことである。

從つて每日〇時間以上の延長作業を行ふ等、職員、收容者の勞苦は遂に昨年度末に於ける調定額二〇二萬圓餘と云ふ飛躍的數字を現出せしめたのも宜なる哉である。因みに十年度のそれは六〇萬圓十一年度は九〇萬圓程度に過ぎなかつたさうである。

「皆よくやつてくれます。まあ所內を一通り御見學下さい。其上種々御質疑に應じませう」と仰有る田口看守長殿の言葉も熱つぽい。

やがて案內係の部長殿が二人見えられたので一同二班に別れて引率せられ各々行刑區域に入つて行く。

先づ病舍。雜居病室と云ふにはあまりにも廣大な一室がある。そしてその周壁はコンクリートや土に代へてガラス張りでありその臥具、衣類は靑、赭色に代へて純白である。「これぢやまるで白衣の勇士だね」と誰かゞ呟く。正に採光、醫療設備等の點に於ては社會一般と比べて遜色なさゝうである。又斯くあらねばならぬものであらう。隔離、獨居病室を瞥見して先を急ぐ。次は敎誨堂、扇形の大講堂の中央に映寫室を置いて左右に、初犯の席を區分してあるのが目につく。一同正面の佛堂を禮拜して舍房の廊下へ流れ出る。舍房は三階に亙るパノプチコン式の配列である。南部舍房、北部舍房及び優良舍に分ち更に各々第一、第二、第三舍に區分せらる。房內外の採光もあまり悪くないが、雜居房のベットと一寸戒護上の不安は視察孔の狹小な事と共にベットの密着は視察孔の狹小な事と引率の部長殿があちらこちらの階段、廊下をグル〳〵引張り廻して愈々工場の入口へ連れて行つて下さる。第一に木工場である。目下盛に〇〇〇を拵へてゐる。木工場は四棟、相當規模も大きく且つ活氣のある樣に見受けられた。

次は印刷工場、こゝでは每月每週刑務所へ配付せられる「刑政」「人」を印刷してゐるのである。丁度「人」の印刷の眞最中であつた。

次は鍛冶工場、薄暗い然し廣い土間を採つた一見ゆとりのある工場である。晝尙たるベルトの唸り頭をしびれさす樣な旋盤の音響、ハムマーの下にくねる灼鐵、鐵粉と油にまみれた彼等の顏手。そしてその眼。彼等の胸には愛國の至情が燃えさかつてゐるかは知らない。けれどもそこに仕事に打込む眞劍さ、そして肉片と鐵の接觸する緊迫感が生々しくこの轟音の中を貫いてゐるのを感ずる。

「一つの事柄に打込む心は純である。そしてその姿は美しい」と云つた先人の言葉を想ひ起す。或は吾々行刑の職にある者の爲に用意せられた言葉かも知れない。

續いて紡績工場へ入る。全國の看守諸氏の被服地、收容者用の靑赭白布地等はこゝで製造せられると云ふ。此處は又鍛冶工場以上に機械の騷音がひどい。殆ど窒息的と云ひたい位である。この騷音の收容者の衞生に及ぼす影響はお伺ひする暇もなかつたが、それ相當考慮研究せられて居る事であらう。

これで大體大工場は一通り見學した。あとは營繕、洗濯、染色、乾燥、其他の小工場を瞥見、再び講演室に引返す。

田口看守長殿より「何か御質問でも……」とのお言葉があつたがこれから眞劍會へも見學に行かねばならぬし、時間も相當經過したので一同御厚意を謝しつつお暇した。

殉國の英靈

京城刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長
故 野崎洋興氏



君は明治四十二年七月鹿兒島市冷水町に生れ、昭和七年六月總督府看守拜命、同年八月京城刑務所勤務、資性溫厚、事務に練達、寡默にして事に當り貫かずんば止まざるの氣象を有し、昭和十一年十一月劍道初段の允許を有す。客年七月應召直ちに〇〇隊〇隊に編入され、北支に出動各地に轉戰中、本年八月〇〇日山西省〇〇縣〇〇〇に於て戰鬪中左顱頂部砲彈破片創胸髓挫滅動脈損傷に因り名譽の戰死を遂げらる。同日附を以て看守部長に昇進、劍道二段を允許さる。君の故鄉に年老いられたる母堂一人殘されあり。

京城刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長
故 吉岡正行氏



君は明治四十一年九月、島根縣邇摩郡久利村に生れ、昭和五年五月總督府看守拜命、同年八月京城刑務所勤務、資性堅實、事務に勉勵し、又尙武の氣象に富みの間に頑是なき二女兒がある。

新潟刑務所看守部長
陸軍歩兵軍曹
故 豐岡正平氏



故豐岡正平氏は新潟市外兩川村に生れ、歩兵第十六聯隊に入營、昭和八年十一月上等兵として除隊、翌九年六月十六日新潟刑務所看守を拜命す。資性溫順、體軀偉大にして柔道三段の技量を有し有爲の靑年刑務官として將來を囑目されて居つたが、偶〻勃發した今次事變の爲め昭和十二年九月に應召〇〇部隊に屬し勇躍征途に就いた。幾轉戰の後本年九月〇日河南省〇〇〇〇山附近攻擊中別動隊に特派せられ、高地に倚る頑敵を掃蕩しつつ第三高地突擊の際、豐岡伍長は單身敵陣に突入し敵機關銃を奪取するや阿修羅の如く抗敵を掃射し、友軍を有利に導きたるに不幸殘敵の狙擊に遭ひ胸部貫通銃創を負ひ、殊勳甲との絶賛を受け名譽の戰死を遂ぐ。同日軍曹に任ぜられ復職して看守部長に昇進した。享年二十八歳。

廣島刑務所看守部長
陸軍歩兵曹長
故 橋本勝氏



故橋本勝氏は客年七月應召歩兵第〇〇聯隊に入隊、同年十月〇日北支に出征、爾來北支中支等に轉戰武勳赫々たるものありしが、不幸本年六月慢性胃腸炎に罹り、同九月入院療養の止むなきに至り、同十月〇〇陸軍病院に送還を受け只管靜養再起出征の日を待ち居たるに惜哉遂に同十二月四日不歸の客となる。同氏は昭和八年九月一日廣島刑務所看守に任ぜられ資性溫厚職務に忠實熱誠にして恪勤精勵將來を囑目せられ居たるものなり享年二十八歳。

甲府刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長
故 清水金藏氏

故清水看守部長は山梨縣中巨摩郡平林村に呱々の聲を擧げ、昭和六年一月歩兵第四十九聯隊に入營、昭和六年七月一等兵を命ぜられ、昭和七年十一月歸休除隊、昭和八年六月甲府刑務所看守拜命、性質實直職務に恪勤精勵劍道初段にて前途を嘱望せられ居りたるが、昭和十二年十月應召勇躍征途に上り、各地に於て勇戰奮鬪し、本年九月上等兵に進み、本年十月〇〇城附近の戰鬪に於て不幸敵彈を受け壯烈なる戰死を遂げらる。戰死當日附を以て陸軍歩兵伍長に任ぜらる。享年三十歳。

甲府刑務所作業技手
陸軍歩兵軍曹
故 秀村清二郎氏



故秀村作業技手は佐賀縣出身、大正十四年三月東京府立工藝學校卒業、大正十四年十二月一年志願兵として歩兵第四十八聯隊に入營、陸軍歩兵伍長に任ぜられ大正十五年十一月滿期除隊、昭和六年九月甲府刑務所作業技手拜命、印刷工擔任にて銳意勵心職務に從事し居りたるが、昭和十二年九月應召勇躍征途に上り、各地に轉戰赫々たる武勳を樹てたるが、不幸罹病內地に還送され、〇〇陸軍病院に於て治療中本年十一月二十一日遂に病死せらる。死亡當日附を以て陸軍歩兵軍曹に任ぜらる。享年三十四歳。

宮崎刑務所看守部長
陸軍歩兵軍曹

故時任彖義氏



君は昨年七月召集せられて〇〇〇部隊に所屬し勇躍出征北支の激戰を初陣とし、大別山の峻嶮を越え、本年十月〇〇部隊の勇士として漢口一番乘りの勇名を馳せらるゝ迄轉戰すること實に數十度、其の間勇猛果敢の〇〇灣敵前上陸あり首都南京の攻略戰あり常に身を挺して部隊の先頭に立ち赫々の武勳を樹てられつゝありしに惜哉漢口攻略後十月〇〇日遂に壯烈なる戰死を遂げられたのである。君は大正二年五月宮崎市下北方町に生れ、資性溫厚にして篤實。豪灣歩兵部隊に入り上等兵に進み、昭和十年六月歸休除隊後直に宮崎刑務所看守として奉職し、宏量有德の刑務官であつた。尚八月任伍長戰歿と同時に復員部長被命歩兵軍曹に任ぜらる享年二十六歳。

鹿兒島刑務所看守部長
陸軍歩兵上等兵

故丸山勇雄氏



故丸山看守部長は明治三十九年三月十日鹿兒島市外中郡宇村に生れ、高等小學校卒業後居村實業學校補修科を了し、鹿兒島化學研究所書記を奉職昭和二年一月豪灣歩兵第一聯隊機關銃隊へ入隊、同三年一月一等兵に進級、同年六月歸休退營。翌年十月鹿兒島刑務所看守拜命したるものにて資性活潑恪勤精勵し、同十年六月部長に昇進成績優秀の刑務官として將來を囑目されたるが、昨年九月勇躍て應召。各地に轉戰赫々たる武勳を樹て本年七月上等兵に進級し、今回〇〇附近の激戰に於て不幸敵彈に傷き療養中、十一月五日遂に護國の鬼と散られたり享年三十三歳遺族は夫人及一男二女あり。

長崎刑務所看守部長
陸軍歩兵伍長

故東時彦氏



氏は昨年九月中支戰線に於て激戰中〇〇附近の殘敵掃蕩を命ぜられ、〇〇東方に進出せし時、各方面よりする敵の猛烈なる銃火の下に在つて果敢なる各個躍進をなし、遂に敵前六、七十米の土堤下に達す。氏の前進中或は小流を渡り、或は水田を過ぐその勇猛驚くに堪へたり。偶偶一彈はその頭部を貫き、〇〇日壯烈無比の戰死を遂げらる。氏の刑務所勤續年數は一年五ヶ月にして卓拔有爲の刑務官吏なりき。遺族は鹿兒島川邊郡加世田町津貫五五三に兩親あり、年齡は可惜僅か二十有五歳。

刑務所便り

第一回職務研究會

川越少年刑務所

新春を迎へて此の一月十五日次のやうなプログラムの下に第一回の職務研究の會が催された。當日は、三宅先生に寒中を特に遙々當所までお運び願つて尊いお話を聽かせて頂き、此の新らしい試みに光彩あらしめられ、まことに有難かつた。

順序（午前七時三十分開始）

一、遙拜
二、帶劍職員の點檢、禮式、操練、建國體操
三、大審院部長判事三宅正太郎閣下講話
四、所長訓話
五、各課代表十分間演說
六、晝食——懇親
七、各部會（技手座談會、部長座談會擔當座談會など）
八、見學（市內小仙波町なる古刹喜多院に參拜、寶物拜觀等の事あり）（終了午後四時）

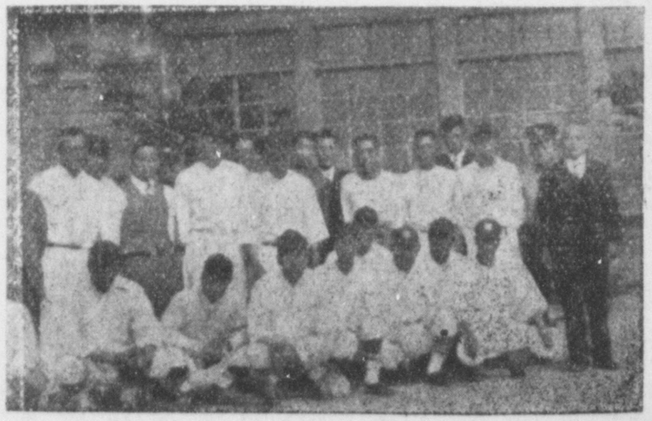
名拘對名檢親善野球記

名古屋拘置所

十一月二十三日新嘗祭の佳節を期し當市郊外庄內公園グランドに於て當所對名古屋地區裁判所檢事局との親善野球を催した。

惟ふに檢察、裁判、未決拘禁の三者が鼎の三脚をなし審理の圓滿なる進行、審判の適確を期することが、畢竟刑政の本義に生きる所以である限りその局に當る者の緊密なる提携と協力とが要請される而してこの要請を滿し、これが强化に資せんが爲め相互の親善を圖らんとするの擧は蓋し意義ある企てと謂へやう。

この日秋氣いよ〳〵淸澄に、幸運にも晩秋とも思へぬ小春日和の溫さに惠まれグランド橫を流れる庄內の淸流もぬるまんばかり。斯る和やかな雰圍氣の中而も雄大な景致を背景に双方ベストを盡しての熱戰が展開された。



一方檢事局側は百戰練磨の貫錄を示して我を抑へんとすれば、我亦假令チーム結成後日未だ淺しとは言へ若さと意氣にもの言はさんと張切る。双方に續出する

好守好防に觀衆を魅了せしむれば、他方愛嬌失策に各選手を剛笑せしむるなど親善野球にふさはしき情景を展開した。結（先攻）名拘　0100101　3
名檢　1020001　4A
局右の戰果を以て檢事局側に凱歌上り双方階級的意識を離れてスポーツ精神に生きる者のみが味はひ得る戰後の感激にひたりながら正餐を共にし歡を盡して午後三時和氣藹々裡に散會した。

日支事變戰死職員慰靈祭

宮崎刑務所

聖戰ここに一年有半その間我が宮崎刑務所よりも多數の刑務官吏相次いで膺懲の利劍を北支中支南支の天地に振ひ、赫赫たる武名を轟しあるは感激に堪へざる所なり。然るに此等勇士中今回、陸軍步兵曹長河野年、陸軍步兵軍曹時任兼義、陸軍步兵伍長靱木林の三勇士、君恩に殉じ護國の華と散る。哀惜の情、景仰の念現すに筆舌なく、十二月四日、三勇士の英靈を永へに顯彰し、且つ忠魂を慰めんが爲め職員收容者一同當所教誨堂に參集嚴肅に慰靈祭を勤修せり。

佛前には白木の位牌安置され、祭壇は宮崎刑務所長、大分刑務支所長、宮崎刑務所職員、大分刑務所職員、日州保護會等より贈られし花輪供物、所せまきまで飾られ、左右三流の弔旗の上に掲げられし颯爽たる三遺影は、生けるが如く浮き出され、拜する者悉く淚滂沱として流さざるはなし。

職員を始め一同着席、時に午前九時三十分、式のすゝむにつれ哀惜の至情は全身に漲り、慰靈の至誠、眉宇に漂ふ。導師浦水教務課長の表白文に至るや、英靈彷彿として來るが如く、神本所長の言々句々胸を壓する祭文に、獻欵嗚咽の聲堂に滿ち、香煙縷々、讀經朗々、實に莊嚴嚴肅を極む。一般及收容者燒香裡に一同の感激更に高調し、銃後國民として愈々盡忠報國の念を一層熾烈ならしむるものありたり。

當所としてこの催しは最初にして、且つ佐々木氏が鄕土部隊付きなるを以つて印象特に深きものあり。

氏は先づ、揚子江流域に流るるクリーク網、點在せるトーチカ陣を目擊して、神業に非ざれば突破し能はざる所と、皇軍將士の奮戰を絶讚し、軍馬の墓前に獻げし一枝の菊花に將兵の心情を汲み、揚子江遡江の辛苦を語りて廬山山岳戰參加の模樣に進み、將兵が如何に責任遂行に

從軍布教使特別教誨

宮崎刑務所

去る十二月四日、我が宮崎刑務所に於いては、事變にて護國の神となりし刑務所三勇士の慰靈祭を勤修し、收容者に多大の感激を與へたる所、同月十八日第三日曜總集教誨に際し、目下歸還中の第六師團司令部付從軍僧佐々木演暢氏を招聘し、中支方面の現地狀況を聽取せり。一同重なる感激に盡忠報國の念を一層熾烈ならしむるものありたり。

當所としてこの催しは最初にして、且つ佐々木氏が鄕土部隊付きなるを以つて印象特に深きものあり。

氏は先づ、揚子江流域に流るるクリーク網、點在せるトーチカ陣を目擊して、神業に非ざれば突破し能はざる所と、皇軍將士の奮戰を絶讚し、軍馬の墓前に獻げし一枝の菊花に將兵の心情を汲み、揚子江遡江の辛苦を語りて廬山山岳戰參加の模樣に進み、將兵が如何に責任遂行に粉骨碎身しあるかを述べ、その行たるや大乘菩薩の行なりと感激せしめ、最後に、時局愈々多端の今日、國民が一致協力、確固不拔の精神を養ひ、武力に勝つも思想經濟等に負ける事なきやう、第一線將兵のみならず、國民協力し、各自が菩薩道に邁進すべしと結び、一同に一大決心を固めしめ敎化上稗益するところ甚大なりき。

魚族慰靈法會概況

小田原少年刑務所

少年行刑に一示唆を呈した我が浦賀海上刑務支所は、昭和四年の開設にかゝり由緒ある軍艦武藏に次で現在の大和は、少年海上行刑の道場として、星霜を閱すること既に十年　爾來その實績は職員と收容者との緊密なる協戮の下に、遠洋と近海の漁撈作業によつて得たる收益は、毎年五萬圓を下らず、加之逐年向上の一路を辿りつゝある傾向には矚目すべきであらう。斯る躍進の跡には特殊な而も開豁なる施設と嚴格なる海軍式訓練の然らしめたものゝあることを看過し得ないのである。

ところで飜つて此の如き實效を遂げ得た裏面を烏瞰するとき、そこには莫大なる物言はぬ犧牲のあることを思はねばならぬ。彼の柚人は生木の靈を弔ひ、漁夫が魚類の法要をいとなむの慣習は大乘佛教の敎理であつて、草木國土悉有佛性とも謂はれる所以である。此の意味に於て撈作敎育に貢獻したる夥しい魚族の魂を弔ひ慰めることは、時宜に適した企てと云はなければならぬ。是を以て動もすれば殺伐化せんとする彼等青少年をして宗敎的情操を涵養せしめ、人間性を潤澤に且又人格陶冶に資せしめんとの期待に他ならないのである。幸にして、十一月六日、處女航海に就いた少年愛國丸（百二十噸）が千葉縣野島岬を距る八百浬の漁場から獲た鮪を滿載して歸港したのは、十二月一日であつた。これを好機會に、根田所長及寺眞敎務課長の參勤を得て午前十時より敎誨堂に於いて魚族慰靈法會が嚴修されたのであつた。

潮風靜穩にして陽光燦々と天窓を透し燈明裊麗、薰香馥郁と堂を罩める裡に、寺眞敎務課長導師となり朗々たる讀經に開始され、次で根田所長の弔詞は哀切の至情こもつて魚靈の安からんことを想はしめ、玉井支所長亦魚類の犧牲的精神に對して感謝し惻隱の情を陳べるや一同肅然として敬弔の思に浸つたのであつた。

時刻は移つて、職員、收容者代表、來賓等の禮拜燒香あつて、最後に寺眞敎務課長より「業緣の反省」の題下に、業力不思議の內觀より衆生の恩寵に對して感恩生活を強調せられた。此の敎悔を感銘深く聽聞した一同は、嚴父慈母の精神に想到し魚靈より大敎訓を暗示されたかの如く法緣を悅んだ。

第二區武道大會の記

昭和十三年十一月二十三日新嘗祭の佳辰を卜し第二區第十三回武道大會は刑務協會府中支部主催の下に府中刑務所演武場樹德殿に於て擧行された。

紅白の陣幕を引き廻らしたる樹徳殿には一層清淨の氣が立ちこめてあつた。

早々悠然と乘り込む各所選士と應援團來賓も一般觀客も續々と詰めかけ諸種の準備も滯りなく定刻豫定通りに開會。

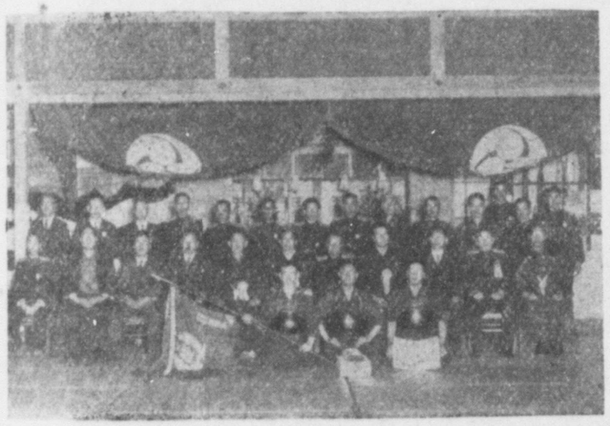
午前八時三十分勇ましき大太鼓の音に全員會場の神前に整列して禮拜し、宮城と靖國神社に向つて遙拜すれば一同自ら崇高森嚴なる氣分に充ち日本精神の昂揚に肅然となる。

先づ椎名支部長の簡潔雄渾なる訓辭によつて開會は宣せられ、次いで優勝旗返還式が行はれた。前回の優勝者横濱刑務所（柔道）及府中刑務所（劍道）の選士より夫々光輝ある優勝旗は椎名支部長の手に返上せられた。審判長高野範士及三船九段の試合に對する一場の注意があつて後午前九時愈々熱戰の火蓋は柔劍道同時に切つて落された。

斯くて試合は順調に進行して午前十一時柔劍道共豫選を終了し柔道は宇都宮、小菅、横濱、府中、の四刑務所、劍道は府中、横濱、前橋、小菅、水戸、豐多摩の六刑務所が決勝戰に騎馬を進めて覇を爭ふことゝなつた。

午後零時三十分轟然と鳴り響く大太鼓の音に戰風再び捲き起つて愈々決勝の熱戰譜は展開されたのだ。

來賓席には本省の安達書記官、芥川衞生官、豐多摩の吉田所長、谷内拘置所長其の他の各支部長、刑務協會の大原主事等の熱心なる觀戰があり、各位の武道奬勵の御思召しは一同に深く感銘せしむるものがあつた。





戰進みて選士の意氣愈々揚り力みと興奮の中に何時しか戰ひ全く終つたのが午後三時二十分一同心を空しうして再び神前に整列し、三船九段及柴田教師の適切なる講評があつて後、椎名支部長より

今日の覇者小菅刑務所（柔道）及府中刑務所（劍道）選手の頭上高く榮ある優勝旗は授けられて燦然と輝き、引續き入賞刑務所各選士及譽の個人優勝に對する賞品授與があり、萬場感激の拍手で割れんばかりであつた。

一、柔道決勝　順位　得點　刑務所名

一	七	小菅
二	四	府中
三	四	宇都宮
四	二	横濱

二、劍道決勝

一	一一	府中
二	一〇	豐多摩
三	八	横濱
四	七	前橋
五	六	小菅
六	三	水戸

三、個人優勝

柔道

吉田己藏（府中大將）
阿部鶴松（小菅中堅）
杉田　正（小菅先鋒）

劍道

伊藤幸江（小菅大將）
松本知一（府中中堅）
田中佐太治（豐多摩先鋒）

職員家族銃後會

高松刑務所

高松刑務所は十二月二十五日大正天皇祭を卜し職員家族銃後會を敎誨堂に於て開催せり。

午後一時應召職員家族現職員並に家族續々と參會し一家族だに缺席者なく滿堂立錐の餘地なき盛況にして、同一時三十分敎務課長開會の旨を告知し、一同起立宮城を遙拜し引續き愛國行進曲を合唱、終つて所長は目下支那事變勃發以來今日迄職員の應召者あり、內〇名の應召者あり、內〇名戰死現在〇〇名應召中にて缺員を生じたるも、職員は一層精勵を盡され加之軍需作業の關係職員の勤勞亦多とする處にして職務の遂行は一に家族の內助の力に依る處大にして、目下非常時局下に於ける家族の心構、長期戰の目的に堪へ得るの覺悟培養につき、時局柄極めて御懇篤なる御講話あり。終れば餘興として萬歲手踊等就中氣合術は銃後體位向上の叫ばれる現時局下にふさはしきものとしてその鍛錬の力に只々驚異の眼を見張る。餘興終つて本日の白眉たる呼物福引抽籤あり。山と積まれた家庭實用向の景品を前に各自福引券をしかと摑み景品を見据ゑる。二百餘の子供達は分配された菓子を抱きレコードの輕きリズムに喜々と戲る。和氣藹々として午後四時過閉會したり。尙出征中の職員には慰問品を發送したり。

事變下に於ける聯隊長の敎練視察

岩國少年刑務所

廣島工兵第五聯隊長陸軍工兵中佐永山喜一殿を十二月當所に迎ふ。

當日は雲多く寒風時ならず吹き荒び恰も北支の嚴寒を思はしめるものがあつた定刻三時少年達は各隊擧つて傳統を誇る

岩國少年刑務所を背負つて兩頬を赤く染め血氣に逸る若人の血を滾らせて元氣よく聯隊長の閲兵を受けるのであつた。第一年次後期第三年次後期總員百三十四名はゲイトル、ゴム底の足袋もきつちりと戰闘帽も勇ましく、がつちりと銃を擔ひ「頭を右」も威勢良く大人も及ばぬ整然たる行進は見る者をして「うまい」の感歎詞のみ。

續いて徒手各個教練には一年次後期四十五名、二年次の執銃五十名が日頃の鍛錬も此の時こそと一擧手一擧動活潑に元氣よく電氣仕掛の如く正確に成し遂げたるはさすがに岩國少年の本領を發揮したるものと云ふべきであつた。引續き部隊教練として小隊戰闘教練は第三年次三十四名によりて開始せられた、攻防秘術を盡したる疎開戰闘特にパン〳〵と敵の輕機により射ち出される轟音と共に味方の小銃部隊は必死の攻撃をなすところ、共同一致の軍國精神は彌増に高潮し、突撃は勇猛に敢行せられ戰闘の最高潮に達せんとするや依戰ラッパ鳴り響き玆に、戰闘教練は終り、次いで第二年次以上の八十九名は掉尾の花を飾らんものと中隊密集教練の體形を整へたのであつた。最後の密集突撃こそ日本魂の本領を發揮せるものと言ふべく高い厚いコンクリートの壁も一突に突破せんと突き進むの迫力こそ列國の魂を奪ふに充分なるものであつた。身は囹圄にあり乍ら宛然こゝに至つては何處に出しても卑下する事なきあの態度これこそ三千年來培はれたる軍國日本の姿を如實に表したるものと云ひ得るものである。

聯隊長の講評に「あれで行けば戰に勝てる」と云はれた如く當所としての名譽でもあり行刑界に於ても又大なる誇りとすべきである。

彼等少年が將來軍國の一員として雄々しくも立ち上る時に正しく強くあの樣な精神力を以て行く事が出來得たなれば誠に良果を得たものと思惟せられるのである。

以上の如く彼等の腦裡には既に日本精神、日本魂の血は漲つて居る事はつきりと分つて來るのである。斯の如く今回の視察は如何に彼等に取つて有意義であつたかは言を俟たざる處である。

時變下に於ける行刑に一段と華を添へたるものと云ひ得るわけである。

左記狀況

課目　年次　人員

一、閲兵及分列　第一年次後期　三名
　　第三年次後期

一、各個教練

(1)徒手各個教練　第一年次後期　四五名
(イ)不動の姿勢、(イ)擧手注目の敬禮
(ロ)速歩行進、駈歩行進、行進間の諸動作、折敷

(2)執銃各個教練　第二年次　五五名
(イ)擔銃、捧銃、(イ)立射、膝射、伏射
(ロ)駈歩行進、後進間ノ後向、折敷、伏セ

二、部隊教練

(1)小隊戰闘教練　第二年次　三四名
(イ)據點占領の分隊防禦戰　(ロ)稍々堅固なる陣地に對する獨立小隊の攻撃　(ハ)運動及射撃　(ニ)輕機關銃及小銃の協調　(ホ)突撃及追撃

(2)中隊密集教練　第二年次　八九名以上
(イ)整頓　(ロ)方向並隊形變換　(ハ)行進及行進間の方向並隊形變換　(ニ)密集突撃

一、査閲官氏名

工兵第五聯隊長
陸軍工兵中佐　永山　喜一

永山工兵第五聯隊長

講話概況

昭和十三年十二月一日於敎誨堂

諸君の教練を見たが、非常に元氣で立派に出來る、あれでいけば戰ひに勝てるといふ話をしたいのであるが何も準備がしてないで。

杭州灣の敵前上陸に自分等も參加したのであるが、あの時上海方面は相當苦戰になつてゐた。上海は揚子江を上り黄浦江に面する町であつた。

其處で我軍は杭州灣に上陸してそして南京を攻めたのである。南京はこの上流にあつて自分等は川を遡行して攻略の任務を帶びたのであつた。

南京の近くの浦口に上陸して敗殘兵を蹴飛ばし鐵道局に入つた處が階上でゴソゴソ音がする、何事だらうと兵を派して調べた結果若い支那兵であつた蔣介石より強制徴發されて來た山東省生れの看護兵でとても勤勉だから上海に連れて歸つたが繃帶巻などなか〳〵上手であつた。

杭州にありては城壁に面し千米の距離にてクリークに沿ひ大湖へと進撃の道中に鐵兜や銃器が隨分捨てゝあつた。我軍の追撃急なため之等を捨てゝ民家を襲ひ便衣となつて逃走したのである。

話が前に戻るが上海から南京迄〇〇日もかゝつた、沿道は敗殘兵の狼藉の至りであつた。日本軍とても糧食などの徴發が必要ではあるがあらゆる物質が奪掠されてゐるので其れが出來なかつた、杭州灣の上陸成功により後を衝かれた南京の敵は總退却をした。そこで我軍は上流に至り退路を遮斷して大打撃を與へたのであつた。敵は南京に四ヶ師團ゐたので大部分が逃走するので督戰隊は之を防止する爲同志討をしたのである。

我軍は川の兩面より攻撃し二ヶ師團を全滅したのであつた糧食彈藥に缺乏しつつも常に五倍以上の敵をよく撃破せるはこれ、もとより　天皇陛下の御稜威の然らしむる所であるが又敵に服從の精神がなかつたためである。

服從は卽ち軍紀である。この頃報道されてゐる通り日本軍が或地點を占領すると日ならずして支那の良民が復歸するこれは我が軍紀の嚴正なためである。

軍紀とは命令を守ることである。命令

があつたなら如何なる困難を排しても之を遂行することである。支那軍の兵器は歐洲製のとても優秀品であり技倆も前に話した看護兵の如く上手であるに拘らず退却するのは彼等には我軍の如く國家觀念がないからである。

日本軍が兵器を捨てゝ逃げるなどは考へられないことであるが支那軍は平氣で逃げ其處で督戰隊といふものが必要となるのである。自分等も一個分隊の兵力で敵の一個中隊を破り又は敵の中へと突き進み或は南京徐州陷落後安慶を占領するために敵の中へ二晝夜も前進したことがある。其後自分は上海に歸つたが其の途中住民に南京陷落の感想を聞いてみたが彼等は「商賣が出來るから嬉しい、一日も早く蔣が降參するとよい」と答へた。

斯の如く支那人には國家觀念がないに反して我軍の常に勝ちしは命令を守り天皇陛下の御爲めに戰ふからである。

餘り面白くなかつたであらうが今日は別の用事があるので又の機會にお話するどうか規則を守る即軍紀を守るこの精神を以て日々修養し立派なる日本國民となる樣切望する。

終

感想文

○○生

十二月一日午後三時廣島工兵第五聯隊長、永山中佐殿の査閲を私達第三小隊も同じく受ける事が出來得た事を深く感謝する次第です。全員閲兵隊形に集合の所へ所長殿と同道中佐殿が見えられた、前もつて中佐殿が日支事變の杭州灣敵前上陸に勇名を馳せられた部隊長で大きな鬚の有る御方であると承はつて居たのですぐにわかりました、閲兵終り全員の分列行進其れより三、二小隊の各個教練を御覽のやうで三小隊方面にはこられなかつた、で私達は中佐殿が目の前におられる時と少しもかはらず日頃鍛へし岩國健兒の魂を堂々と發揮したが、各個教練が終つて一小隊の戰闘教練、一二小隊の密集教練があつたが三小隊は中佐殿の御講演をお聞きするため教誨堂へ入つた。

教誨堂にてしばらくお待ちして全員が揃ふた頃中佐殿は見えられた、所長殿の御紹介に續て中佐殿が壇上に立たれた、私達は教官殿の號令により敬禮を終へた私達の眼は皆中佐殿に集まつた中佐殿は眼を輝かせられて「今日の教練非常によく出來た私も大變嬉しい」といはれたそうして杭州灣敵前上陸より南京陷落迄の御話をせられた、私達は一語も聞き漏さじと皆熱心に聞いてゐた、私達に有益な御話が非常に多く且つ皇軍勇士の奮戰のさまが眼前にあるやうで感銘深きものがあつた、中佐殿かなぜ支那軍は日本軍より多くても負けるのかと云ふ事につき御話せられた、それは日本軍は軍紀がある支那軍には軍紀がない日本軍はたゞ命令のまゝに動く何時迄に何處を占領せよと命令あればたゞそれに向つて前進するまでゝある、たとへどんな困苦にあへども命令のまゝに動く日本軍は

天皇陛下の御命令により動くのであると強くいはれた、其れが支那軍では軍紀等なつてゐない督戰隊がゐないと戰はないといふ狀態であると云はれた、其次に支那軍には國家觀念がない、自分達は何のために戰をしてゐるのかわからない兵隊ばかりで一般民衆も亦戰爭の目的を知らない南京が陷落時中佐殿に一般支那民衆が南京が陷落して御目出度いと云ふなぜ目出度いかと聞くと商賣が出來るといつたそうである、まるで御話にならない。日本軍の勇士が御國のため東洋平和のため天皇陛下の御爲めに「海行かば水づく屍、山ゆかば草むす屍、大君のへにこそしなめかへりみはせじ」といふ盡忠報國の精神とは雲泥の差だ、吾が皇軍が強いのもこゝにあるのだと云ふことを強く強く感じた、中佐殿は最後に「私も非常に忙がしい最後に皆さんに云ふことは皆さんが修養されて立派なる日本青年とならんことを切に希望しておく」と語られた。そうだ私達は日本人だつたのだ私達の胸には三千年來の日本人の血潮が躍つてゐるのだ更生する時は今だ／＼!!

私達は教練が良いとほめられた教練の目的は立派な人間を作るにあるのだ、立派な教練の精神を日常生活に生かしてゆけばどんなことがあつても出來ないことはないのだ、教練がすべての方面に日本一にならなくてはならないそうだ私達は罪を犯して收容されてる身だ私達の親友は皆兵役につき或は北滿に或は北支に中支に南支に又は銃後戰線の第一線に活躍してゐるのだ、事變始まつて以來毎日のやうに私達は後悔の念にかられる、毎晩のやうに自分が銃を持て第一線に突擊してゆく夢を見る殘念だ、過去の事を思つてもだめだ、これからの事を思ひ一生懸命やるんだ、まじめにやるんだ一日でも早く出所するんだ此の時局に刑務所に居る樣なものは日本人たるの資格はない、我々は大日本青年なのだ、これからの指導者なのだ、日本人であると云ふ堅い信念のもとにやつてゆかねばならぬ、あゝ私達はなんと幸福な事でせう世界の王者たるべく約束せられし日本人と生れしことを、私を日本人として生んで下さつた神佛に感謝いたします、

又そうして下さつた神佛の御心に添ふよう、又今日の御熱心なる査閲及び軍事講話をして下さつた永山中佐殿の御言葉にそむかざる大日本青年とならんことを天地神佛に堅く／＼誓ふものであります

感想文

○○生

內外共に多事多端な今年もまた超非常時中の非常時の中に暮れんとしてゐます過去を省りみて私は何うしてどんなにして歩んで來たらうか戰爭は次ぎ／＼と進展し支那の重要都市は皇軍の將士勇士の御奮闘によつて次ぎから次へと陷落し今は長期建設が叫ばれてゐます、其の長期建設に副ふべく私は奮闘努力したのであらうか?あの各國の人々をアッと云はせて驚かせた杭州灣敵前上陸に參加せられた工兵第五聯隊長永山部隊長殿が御査閲に御見えになる事は十一月中旬室口教官殿から御達しがあつた、其の十二月一日

は遂に來た、いよいよ今日は永山部隊長殿の査閲があるんだ、私達に取つて無上の光榮であります。

私は十二月一日は頭痛がした、自分ではかなり頭痛が激しいと思つた、これだけ頭痛がすれば今日は査閲を受けることは出來ないかもわからない、教練に出ようか出まいかと私の心は躊躇した、其の時私の胸をつよく刺戟したものがあります其れは何かと申しますと責任感でありました、私達の最も光榮であり又晴れの場所の場合に私の如き覺束なき者に小隊長を拜命せられてある事が頭の中に矢の如く飛び込みました、そうだ私は小隊長といふ重大な役をさづけられて居るのだ此のくらゐの頭痛でくたばる樣では日本男子の恥になるよしやる斷然やるそれで肱彊がして倒れれば本望だ倒れるまでやるんだそうしてゐるうちに一二三小隊教練と呼出しがあつた私の心は勇み立つた、今迄頭痛で惱んで居た事もすつかり忘れた。

教練に出て部隊長殿の御見えになる迄三十分程間があつた、其の時皆の者を整頓するのに號令を掛けたら頭のしんにこたへた、矢張り頭が痛い、そのうちに部隊長殿がお見えになつた初めに閲兵次に分列と順々に進んでいつた最後に戰鬪教練部隊教練密集教練で終つた。

戰鬪教練に自分は防禦の分隊長であつた、しかも獨立分隊であつた其の間そばにだれがいるやら誰れが査閲に來て居られるやらそんな事は一つも考へるひまもなかつた、また考へようともしなかつたのだ、それで悪い事をつく〳〵思ひました、私は今所長樣始め各々先生から國家觀念を戴いているのであります又日本の軍隊には軍規があると言はれました我々生活にも軍規と同じ樣に規律があります、私は今年は規律を亂しはしなかつたらうか反則はしなかつたらうか今年も殘り二十餘日しかありません其の二十餘日間の間に大いに反省し悪い事はやめ良い事を生す樣に來年の用意を致す覺悟であります又どんな事でもやればやれるとつく〳〵思ひました私にこれ程忍耐力が出來たのかと今は實に喜んでゐます。

最後に永山部隊長の武運長久をお祈りして感想の一端と致します。

感想　〇〇生

十二月一日我々の待つてゐた査閲の日だ、空はどんよりと曇りがちである、室口教官殿より十一月二十九日の教練日にお聽きして居ましたがどんな御方であらうかと私は思ひました、一二三小隊と南面の閲兵隊形をとりて緊張裡に永山中佐殿に査閲を受けました、續いて教誨堂に於て永山中佐殿より講評を又實戰談をお

聞きする事が出來た、お話の中には色々のお話もあつたがそれをまとめたものは「規律卽ち自制心」に付いてであつた、規律卽ち是軍隊間に於ける處の絶對的服從の精神なり（軍隊ではこれを軍紀といふ）いかなる人の命時にも長上者に對しては禮儀を旨とし其の命令の內容の如何を問はず絶對的に心服をする處に統制ある皇軍の面目躍如たるものあり、其れ故に君等は我々醜草の民を畏くも我が生みし子と思召され吾々臣民は一天萬乘の大君を現神と崇め奉るは必然の所以である

斯樣にして長上と部下が一心同體となつて活躍し共同團結の力強き大きな塊となり渾然たる大和魂の發揚となつて現はれ一朝有事の際にも大山の如く微動だにせず皇國大日本の皇統を維持する事が出來たのです、それが支那人には國家と云ふ觀念がなくしたがつて規律と云ふものがないので我が皇軍が一小隊を以て支那軍の一中隊を破る事が出來るのも當然であるとの有難いお話を聞き考へさせられる處がありました。

人生の半分を罪惡の生活に送り來りし現在の身ですが今迄は世の中と云ふものに對して未だ考へが淺薄であつたため、徒らに現在の慾望、快樂を滿足せしめんが爲めに前後の考へもなく囹圄の身とはなれど矢張等しく父母を持ち大日本帝國の臣民として赤子として皇統連綿たる日本國に生を享けてゐる身です、何であのとき自制心がなかつたのかと思ふと悲しくなります、つら〳〵案ずるに徒らに一生を刑餘者となり社會の劣敗者として暗黑な光を見ない泥中のモグラ見たいな味氣ない生活で一生を冗費する樣では海山より深く高い父母の恩に報ゆる事は愚かひいては社會の平和、秩序違反者として國家の大いなる害虫として一生暗黑の中に浮きつ沈みつ外形だけ具備せし一種の人形の如く暗澹たる悲運の生活をしなくてはならないのだ。

今や國家は非常時のクライマックスに到達し全世界はあげて軍擴の火蓋が切られたる今日茫然として國家の非常時を見過してゐる時ではない、小にして考ふれば來るべき吾が身の人生に於ては特に必要なものは規律卽ち自制心を養成したくてはならないと思ふ善道と信じ正義と信じたならば飽迄雄々しく服從し規律ある生活を尊ぶところに日本精神の明るき光があるのだ、規律と自制これこそ若き青年の守るべき考ふべき好問題であり好指針であると思ひます。

最後に永山中佐殿の健康をお祈り致しますと共に遠く中支南支北支の曠野で奮鬪せられて居られる皇軍將兵の武運長久をお祈し又白衣の勇士の方々に感謝の意を表すると共に一日も早く健康になられる樣神佛にお祈りして筆をとゞめます。

入佛慶讃式狀況

名古屋拘置所

當拘置所ハ昨年七月二日竣工並ニ開廳ノ式典ヲ擧行シ主トシテ未決拘禁所トシテ名古屋刑務所ヨリ分離獨立スルニ至レリ

教誨堂ハ本建築ト共ニ完成シタルモ御

矯正図書館

本尊ハ素ヨリ何等莊嚴設備ナク教化上甚タ遺憾トシ曩ニ大谷派本願寺ニ對シ御本尊、宮殿等奉遷方懇請シタルニ這般御尊像、宮殿、須彌壇其他佛具一切ノ新調寄贈ヲ受ケタルニ依リ舊臘十二月十九日之レカ入佛慶讃ノ式典ヲ擧行スルコトヲ得タリ

當日ハ嚴寒ノ際ニモ不拘來賓立石控訴院長・宮城檢事長・松田裁判所長・棚町檢事正・名古屋控訴院檢事長・名古屋市長・辯護士會長・名古屋刑務所長ヲ初メ岐阜・岡崎各所長・京都ヨリ御連枝宣暢院・朝倉社會課長・名古屋別院小江論番・北條教務所長・其他市内有力者名望家並ニ當所職員等約二百數十名參列アリ午前十時御連枝宣暢院導師ノ下ニ別院輪番並ニ僧侶二十名名古屋刑務所常磐教務課長外教誨師當所竹津教務課長等新裝成レル教誨堂佛前ニ嚴肅ナル勤行ノ儀アリ參列者一同敬虔ノ裡ニ禮拜燒香アリ同十一時四十分極メテ莊嚴裡ニ式ヲ終ヘリ

所長式辭

本日茲ニ阿彌陀佛ノ尊像ヲ奉迎安置シ閣下並ニ諸賢ノ御貴臨ヲ忝フシ入佛慶讃ノ式典ヲ盛擧シ得ルハ本職ノ最モ欣幸トスルトコロナリ惟フニ檢察裁判行刑ノ本義ハ防犯ニアリ防犯ノ目的ハ之ヲ宗教的信念ニ基キ教化改善シテ眞ニ良民復歸ノ實ヲ擧ケシムルニアリ茲ニ東西兩本願寺ハ明治初年以來多年ニ亙リ宗教上ノ立場ヨリ此點ニ留意シ國家ノタメ盡サレタル其ノ功績ノ顯著ナルコトハ世人常ニ膾炙シテ止マサルトコロナリ而シテ此度本拘置所ノ新設セラルヽヤ大谷派本願寺ハ直ニ教誨師ヲ派遣シ阿彌陀佛ノ尊像並ニ佛具等ヲ寄贈シ更ニ今又入佛式ヲ擧ケルニ際シ名古屋別院輪番所並ニ同教務所ノ多大ナル援助ヲ得連枝宣暢院殿ヲ始メ小江輪番北條教務所長等多數僧侶各位參勤ヲ忝フシ此盛典ヲ嚴修シ得タルハ斯業ニ携ハルモノヽ感激ノ極ナリ今ヤ事變モ新段階ニ對處シ愈々擧國一致堅忍持久ノ覺悟ヲ固メ外東亞新秩序ノ建設ニ内銃後防犯ノ完璧ニ邁進スヘキ秋ナリ庶幾クハ吾等職ヲ刑務ニ奉スルモノ深ク時局ノ重大ナルヲ認識スルト共ニ佛陀大悲ノ冥護ノ下ニ強キ宗教的信念ニ立脚シ來賓諸賢各位ノ御庇護ヲ願ヒ彌々行刑ノ眞諦ヲ發揮シ以テ聖恩ノ鴻大ニ報ヒ奉ランコトヲ期ス

聊カ蕪辭ヲ述ヘテ式辭トス

行刑局長祝辭

本日名古屋拘置所教誨堂入佛慶讃式ノ法會ヲ嚴修セラルヽニ當リ一言讃辭ヲ述フルハ予ノ欣懷トスル所ナリ

惟フニ行刑ノ本旨ハ一ハ社會ノ安寧秩序ヲ保全シ一ハ刑辟ニ觸レタルモノヲシテ教化善導シ以テ忠良ナル國民トシテ社會ニ更生セシムルニアリ洵ニ國家的濟生ノ大事業ト謂フヘク殊ニ刑務教誨ノ責務ノ重キコトハ言ヲ俟タサルトコロニシテ教化徹底ハ實ニ宗教的感化ニアリ而シテ之レヲ施行スルノ道場タル教誨堂ノ整備スルト否トハ行刑教化ニ影響スルトコロ大ナルモノアルヲ信ス夙ニ大谷派本願寺

ハ思ヲ玆ニ致シ本教誨堂ノ工成ルヤ尊像並佛具等ヲ寄贈セラル宜シク日夜禮拜大悲ノ慈光ニ浴セシメラルヽコトハ收容者教化上寔ニ效果アルヘク邦家ノタメ慶賀ニ堪ヘサルナリ

今ヤ皇國ハ未曾有ノ戰時體制ノ下ニアリテ國民精神總動員亦一段ト緊張ヲ要スルノ秋ナリ希クハ佛陀照鑑ノ下ニ深ク時局ヲ認識シ宗教的信念ニ立脚シテ盡忠報國滅私奉公ノ精神ヲ振作シ以テ行刑教化ノ使命達成ニ邁進セラレンコトヲ聊カ所懷ヲ述ヘテ讃辭トス

聖地清掃奉仕作業狀況

川越少年刑務所

一、日時　昭和十三年十二月四日午前六時三十分ヨリ午前九時三十分迄

一、場所　大正天皇特別大演習御野立所跡（川越市大字新宿在）

一、施行狀況　所長（私服）教務課長、營繕技手及ビ、戒護者トシテ官服ノ戒護課長、部長一名看守一名ヲ以テ引率喇叭手三名ヲ先頭ニ行進シ年來手入不行屆ノ爲荒廢セル聖地ノ清掃ヲ開始シタル處早天清氣ノ中ニ一同欣喜シテ勤勞ニ勵ミ作業豫想外ニ進捗シ僅々三時間ニシテ七拾坪ノ聖地内外ノ記念碑磬キ雜草拔取、芝草刈、垣刈込、道路修理等ヲ了ヘ見違ルバカリ壯嚴整然タル御野立所跡ヲ再現シ適度ノ勞作疲勞ノ中ニ善行ヲ果シタル心豊カナル喜ビニ溢レツヽ一同歸所ス

一、施行狀況　所長（私服）教務課長、營繕技手及ビ、戒護者トシテ官服ノ戒護課長、部長一名看守一名ヲ以テ引率喇叭手三名ヲ先頭ニ行進シ年來手入不行屆ノ爲荒廢セル聖地ノ清掃ヲ開始シ

一、場所　大正天皇特別大演習御野立所跡（川越市大字新宿在）

一、日時　昭和十三年十二月四日午前六時三十分ヨリ午前九時三十分迄

聖地清掃奉仕作業狀況

川越少年刑務所

ハ思ヲ玆ニ致シ本教誨堂ノ工成ルヤ尊像並佛具等ヲ寄贈セラル宜シク日夜禮拜大悲ノ慈光ニ浴セシメラルヽコトハ收容者教化上寔ニ效果アルヘク邦家ノタメ慶賀ニ堪ヘサルナリ

今ヤ皇國ハ未曾有ノ戰時體制ノ下ニアリテ國民精神總動員亦一段ト緊張ヲ要スルノ秋ナリ希クハ佛陀照鑑ノ下ニ深ク時局ヲ認識シ宗教的信念ニ立脚シテ盡忠報國滅私奉公ノ精神ヲ振作シ以テ行刑教化ノ使命達成ニ邁進セラレンコトヲ聊カ所懷ヲ述ヘテ讃辭トス

聖地清掃奉仕作業狀況

川越少年刑務所

一、日時　昭和十三年十二月四日午前六時三十分ヨリ午前九時三十分迄

一、場所　大正天皇特別大演習御野立所跡（川越市大字新宿在）

一、施行狀況　所長（私服）教務課長、營繕技手及ビ、戒護者トシテ官服ノ戒護課長、部長一名看守一名ヲ以テ引率喇叭手三名ヲ先頭ニ行進シ年來手入不行屆ノ爲荒廢セル聖地ノ清掃ヲ開始シタル處早天清氣ノ中ニ一同欣喜シテ勤勞ニ勵ミ作業豫想外ニ進捗シ僅々三時間ニシテ七拾坪ノ聖地内外ノ記念碑磬キ雜草拔取、芝草刈、垣刈込、道路修理等ヲ了ヘ見違ルバカリ壯嚴整然タル御野立所跡ヲ再現シ適度ノ勞作疲勞ノ中ニ善行ヲ果シタル心豊カナル喜ビニ溢レツヽ一同歸所ス

聖蹟に赤心の竹簀

少年囚徒が罪の衣をぬいで

こゝにも描く感激篇

〃武藏野學院〃の收容兒童が皇國の重大時に日覺めて天晴れ護國の楯たらんと大陸戰線に赴く快ニュースが本縣民の心を涙ぐましく打つとき、今度はまた若き日に罪を犯して暗い囹圄にある少年達が長期戰下に猛省悔悟して〃良い日本人〃の良心に立ちかへり、行人忘れてかへりみなかつた尊き〃聖蹟〃改修奉仕にひたすら汗の勞役にいそしむといふ〃更生青年日本〃の明朗第二話が生れ銃後縣民に心強い感銘を與へてゐる

川越市少年刑務所では事變以來少年囚の教化善導に力を傾け「陛下の赤子を眞心に歸らせよう」と溫い訓化主義を採り從來の〃監守〃〃收容兒〃の冷たい稱呼を廢して職員を先生と呼ばせ囚徒を生徒と呼んで導者被導者が一心同體となつて勞役金を割いて國防獻金とし作業品を慰問袋につめて戰地へ發送するなど銃後國民運動の一角に參加させ又軍事教練を施して更生の明日には天晴れ銃を執り得る健朗な第二國民としての心と體とをきたへあげて來たが彼等の胸底にも次第に日本精神がしみ透り去る廿九日午後〃生徒〃一同で所外

勞力作業の歸り所附近の〃雀の森〃の丘のほとりに畏くも去る大正五年川越に行はれた特別大演習に行幸遊ばされた大正天皇の御野立所がかかへり見る人なく雜草の茂るにまかせ荒廢してゐるのを發見歸所後生徒代表五名が寺光所長に面會を求め〃恐れ多い極みでありますがお許し下されば私達の手で清掃改修の御奉仕を申し上げたいのです〃と至誠あふれる若い面を輝かせて申し出た

聞いた所長も思はず感動し直ちに緊及び浦和檢事局と打ち合せの上少年達の健氣な愛國尊皇の心根を許していよ〳〵來る四日早朝から全生徒が出役して聖蹟及び附近一帶の改修作業に一週間の豫定で土を運び水を流し草木を山から移して感激の奉仕を行ふ事に決つたものである

罪の子ら嬉しき奉仕

聖蹟に心淨めて

時局にめざめた川越少年囚

あやまてる罪の道から暗い囹圄の身にも時局の息吹に飜然目覺め、我等も日本男子と燃える樣な信念に只管健實な第二國民として更生への精進を續けてゐる川越少年刑務所の少年囚が、同所に程近く畏くも大正天皇が大正元年川越附近に行はれた大演習に行幸遊ばされし御野立所の聖蹟が荒廢にまかせてゐるのに胸打たれこの赤心の淸掃作業奉仕は四日朝六時から寺光所長岩堀作業主任の指導で國防色の作業衣も凛々しく、選ばれた廿六名の少年達によつて雜草刈り垣の手入れ、記念碑の洗掃、道路の修理から玉砂利敷きまで軍隊式作業によつて見事に行はれた鎌を手に土にまみれた寺光所長は語る少年達の眞心は全く涙ぐましい程です日曜日は仕事を休ませるので少年達も日曜日を樂みにしてゐるのですがけふの少年達は朝暗い內から起き晴れの勞力奉仕に心から感激してゐました御覽なさい少年達の嬉しそうな晴れ〳〵とした明るい顏を、ただ場所柄世間竝のお祭り騷ぎ的な集團勤行に終らせたくないのです。

愛國貯金會設立

小倉刑務支所

拜啓初多ノ砌貴會御職員一同樣ニハ愈愈御淸穆ノ段慶賀候

陳者南京陷落後一周年ニ當リ已ニ廣東攻略成リ武漢三鎭モ皇軍ノ手ニ歸シ祝着ノ至リニ覺候然ルニ內外ノ情勢ハ時下益益國民一致協力物心兩面ノ總力ヲ以テ時難克服ニ努メサルヘカラサル處ニシテ殊ニ出征軍人遺家族ニ對シテハ凡ユル援助ト慰安トヲ與ヘテ以テ聖戰ノ目的達成ニ邁進スヘク深ク留意致シ居リ候之ニ就テ當所職員ニシテ應召セル家族ニ對シ考慮ノ結果本年二月十一日憲法發布五十周年記念日ヲトシ別紙「愛國貯金會」ヲ設立シ職員一同自發的ニ銃後赤誠報公ノ一端トシテ協力シ來リ出征職員ニ對シ慰問文慰問品ヲ送付シ又其ノ家族ヲ慰問シ出征職員家族タルノ面目ヲ失セサル樣之ヲ激勵シ又ハ茶話會ヲ開催シ或ハ慰問品ヲ贈呈シ之ヲ慰安シ此ノ職員家族ヨリ多大ノ感謝ヲ受ケ實ハ小官ニ於テモ內心洵ニ喜

ヒ居リ候然レ共之ヲ以テ滿足スルモノニアラス益々此レカ實績ヲ擧クル樣致シ度キ存念ニ有之候之ニ關聯シ別送大阪朝日新聞九州版ニ當所出征職員看守部長安部準平、看守工藤虎彥ノ兩家族ノ美談ヲ掲載セラレタルニ付小官些ノ努力モ影響シタルカト愉快ニ覺候豫テ右兩人ハ兩君出征以前ヨリ主婦トシテ內助ノ道ニ缺クルコトナク出征以後「感心ナモノダ」ト聞キ及ビ當所關係ヲ以テ已ニ表彰致シタルモノニ有之刑務職員家族ニ關スル美談ニ付「刑政」又「人」雜誌ニ御記載被下候ハヽ幾分御參考ニ相成コト、思料候條事情相添ヘ御依賴申上候

追而斯カル善行者ニ對シ貴會ニ於テ何等カノ表彰ノ方法無之哉內議ニ及ヒ併セテ御依賴申上候

愛國貯金會設立ノ趣旨

一、本會ノ名稱ヲ小倉刑務支所職員家族愛國貯金會トス

一、本會ハ小倉刑務支所職員竝ニ其ノ家族ヲ以テ組織ス

一、本會ニハ會長一名、副會長一名、理事若干名ヲ設ク

一、本會ノ會長ハ之ニ小倉刑務支所長ヲ推ス

一、本會ノ趣旨ハ職員竝ニ家族內ニ於ル時局認識ヲ强調シ銃後赤誠奉公ノ一端トシテ私生活消費節約ニ努メ時局ニ對應スル確信ヲ扶植シ併セテ出征兵士ニ對スル慰問ノ徹意ヲ具現セントスルニアリ

一、本會ニ貯金スヘキ金員ハ職員各家庭內ニ於ケル消耗品ノ節約竝ニ不用品ノ賣却等消費節約ヨリ得タル金員ヲ以テ充當スヘキモノトス

一、貯金ハ每月一回本會理事迄持參スヘキモノトス

一、獻金ノ方法ハ理事ニ一任ス

一、理事ハ職員出征兵士ノ慰問竝ニ軍當局ニ獻金スルモノトス

銃後に咲き出た

雄々しき隣人愛

我が家を顧みず勇士の家護る

天晴れ！軍國の妻

「柱と賴む夫を戰地に送り三年前からの病軀をおし子供三人をかゝへて每月僅か十五圓の收入で苦しみながらも健氣に家計をつなぎ、僅かに持つ一軒の借家人たる夫の同僚が出征するや家計をさゝへる大きな收入であるにも拘らず家賃を値下げしてやりかつ戰地で病氣重體となり陸軍病院に還送されるや每日の如く親身となつて見舞ひに通ふといふ銃後に咲いた勇士の留守家族を結ぶ麗しくも雄々しい隣人愛の軍國の妻女がある」

これは小倉市日明田中醫院裏安部準平軍曹の夫人さかえさんで日明校六年生の長女とく子さんを頭に一男二女があり、準平軍曹は小倉刑務支所看守から應召したもので部下思ひの性質から戰地の給料

は貧しい家庭出身の部下たちに頒ち與へ自分では一錢も身につけず從つて留守宅に送金があるはずもなく、刑務支所からの支給は月十五圓で子供三人をかゝへては生計の足しにもならずさかえさんは自ら髪結ひを初めて「健氣に」立ち上つたが三年來の脚氣に惱まされ遂に廢業の止むなきに至り生計の苦しさは增すばかりだつたが、今春一軒しかない貸家に住む夫と同じ小倉刑務支所の看守一等兵工藤虎彦氏が出征し同氏の妻女しづえさんが幼兒一人をかゝへ借家住ひで家計に困るやうでは、と鄉里大分市に歸らんとするやさかえさんは〃後にある留守宅の私達はお互に助け合つて行きませう〃と九圓の家賃を六圓に値下げしてやりその後生計は一層苦しくなるばかり長女とく子さんも母親の生計苦を小耳に挾み次第に顏色も悪くなつて行くので擔任の岩崎訓導がコツソリ事情を尋ねるととく子さんはワツと泣き出し右の樣な有樣で小さい胸に母親の「苦しみ」をジツと祕めて考へつめて來たといふそのいぢらしさに同訓導もいたく感激し早速二學期から學校で學用品の給與をする手續きをとつたが工藤一等兵が脚氣で重體となりこのほど小倉陸軍病院に還送されるやさかえさんは毎日同病院に見舞を欵かさず看護を手傳ふといふ雄々しい心掛けに日明國婦分會でも經濟的にも何とかしてあげたいと感激にふるへながら協議中だが當のさかえさんは微笑みながら語る

工藤さんとは同じ大分市の出身で何でもなくたゞ私達留守宅を守る者の務めをしてゐるだけです

ホウ知れましたか、全く珍しい立派な話です、美しい心の結びには一同泣かされてゐます、工藤君は戰傷のため目下小倉陸軍病院に入院中ですが、この話を聞いて嬉し泣きに泣いてゐる。

出ます、夫は目下四十度以上の熱で詳しい話はしてゐませんがそれでもどんなに感激してゐることでせう

刑務支所から
表彰狀贈呈
井川所長語る

小倉刑務支所では銃前銃後を結ぶこの美談には同所あげて感動しこれこそほんとに愛と心の結晶だと大變な評判になつてをり井川人情所長もホロリと泣かされてゐます、工藤君は戰傷のため目銃後に贈る絶好の資材とこれまた感激し十一月三日の佳節には譽れ高き軍國の妻として安部軍曹の妻女さかえさんに表彰狀を贈呈したほどで同所長は感激の面持で語る。

讀者の頁

行刑隨筆

後田 靑蕨

行刑の運用

行刑の本質は教育にありと云ふ所謂近代行刑の基礎は統一された論理の上に立脚されたものであり、此れに依つて監獄の經營が其の運用の上に多大なる近代的色彩を帶ぶることを認められるものである。

行刑の價値を知悉すると云ふべきことは一に行刑の本質的觀念に通曉することを意味し、行刑の終局の成果を期待することは其の運用の最善なる方法に寄與して可能なりとすることが出來るものである。故に行刑の第一義なるものは人的要素を含むことの條件が要求され監獄經營の上に絕對的な意義を齎すものである。

近代文化の行刑に對する必然的なる要求として需めるものは一に監獄經營の根本たる命令系統の完全無缺なるものと、人對人の問題に鑑み、對應する智能開發、人格陶冶の上に需むる人的要素を主眼としたる此れ等行刑の運用である。

監獄經營に對する法規命令系統の行刑の本質に及ぼす效果的價値に付いては只自然なる法則に追從して爲される姑息的なる方法に付いては自然なる消極的な價値が窺はれ人爲的要素を加味することに依つて人爲的なる觀念を持つ積極的な進化せる行刑の成果が認め得られるものである。されば法の運用が積極的に應用され改善に對する漸進的、能動的なる展開を爲さむとする事實の實質は行刑爲政者の抱懷する意識に外ならぬ。改善てふ行刑の本質的な原理に對しての認識は如斯意識に基く努力が一に人的要素を翹望する行刑の進化的なる叫びであらう。現代行刑の根本は其の本質上時代の進捗を要望して止まない。此處に於てその原理を要求してゐるものだと認められるであらう。

法規命令系統のもの及び人に對する效果に付いては法規それ自體の新たなる時代に對應して消化され適應せられる融合性を有する點にあり、その運用の角度及應用の上に於て强靱なる彈力性を有し、法規の消極的意義を活かし此れを廣く客觀化する上に自由なる法規の伸縮性を認めることにある。

されば法規自體の自轉する滑用さはこれを運用するもの、卽ち行刑に對處する爲政者の如何に寄與する點將に大なるものがある。卽ち法規自體の主觀的な價値に付いては只法規としての嚴嚴さを失はぬのみの存在に過ぎないものがあり、積極的な價値の展開に付いては之を運用せしめるその方法が法規をして絕對的價値あるものとしての活用を觀ることが出來得る所以のものである。

法規の客觀化することはその運用上に

於ける解釋が立法の主旨に則り最善な方法と努力に依りて初めて終局の價値を是認することが出來得るものと解せらる。

行刑が人對人の問題を是認し採用したる當然の歸趨として行刑の本質はその根本原理を人的要素に求め改善の第一義は人格陶冶にありとするに至つた。行刑の進化、それは統一され綜合された理論の上に立脚された改善に對處する根本的打開の方法によるものである。

命令の統一完備と、人格の結合、それが現代的行刑の基本であり、行刑改善に資する絶大なる方法である。

吾々の今日に於ての行刑への徹底は明日の行刑を活かす原動であり、明日の輝かしさを活かす偉大なる行刑は犯罪撲滅に對する有終の美を形成する效果的作用と謂はねばならない。

行刑の本質が改善てふ事實にある以上處遇するもの丶統一された行刑本來の主旨を活用して明日の至純な動機を助成する爲の努力を續けなければならぬ。行刑の運用それは現在の吾々に與へられたる唯一の義務であり、天職でなければならぬことの重大さが感じられるものである。

母の教

岐阜　大田　峰月

街路の打水に足下の暑さも聊か癒される夏の宵、車內で受けた教訓が今更の樣に私の腦裡に確に刻み込まれ母の偉大なる力に感銘しました。

それは二人の幼兒を伴れた母親が電車の中で幼兒に果物を與へました。嬲て女の兒がバナナの皮を足下に棄てようとしたのを母は眼で制止し、年下の男の兒の散らした屑と共に新聞紙にまるめ風呂敷に入れて幼兒等に車內を汚さぬ樣にと實際的に敎訓しました。此の母を見受けた處綿服にて質素でありましたが溫和の中に威嚴があり、その言葉數は少いが淑やかで力がありました。幼兒等は一々快よげに承知しました。

私は我が身の車內なる事も打忘れ母親の態度に心引かれ此の光景に魅せられて居ました……突然車掌の「○○○驛でございます」の聲にハット我に返り彈かれる樣に飛び降りた。そして靜かに歩みを續け囘想した時、母の誠に行屆いた有難い事を思ひ浮べました。

故鄕に在つた時、お母樣只今と外出から歸つて優しい母に迎へられる程嬉しいことはない。一日のつかれも其日のいやな出來事も一時に忘れてしまひます。もし母がゐなければ元氣よく家に歸つても何んとなく淋しい。どんな苦勞を重ねても子供の爲と思つて盡して下さる。どんな我まゝもきいて下さる母、優しい母尊い母。どんな寒い日でも朝早く起きて御飯の仕度をして下さる母。いつまでも子供の樣に何かと心配して下さるのも母、風邪でもひいてはと心配してそつと布團を掛けて下さるのも母なればこそ。

私達の爲に苦い顏一つせず、何不自由なく育てて下さつた父も同じですが、やはり母の方が細い處に氣がついて何かと氣をつけてくれました。

數多い言葉の中で母と言ふほど親しみのある言葉はないと思ひます。

飜つて考へる時、彼等收容者の內には慈愛なき家庭に於て育てられ環境の支配に依つて受刑の身となつた者、自ら遊里に出入し遊興の資に窮し犯行を重ねたる者、生活苦よりの犯行もあり其差は千差萬別でありますが、吾々行刑の任に當る者は先づ身を以て範を垂れ、慈母の如き愛情を以て接し人類愛を持して處遇したなれば必らずや行刑の效果は彌が上にも擧り改過遷善の目的は達せらるゝものと信ずるものであります。

仕事と興味

岐阜　紫水生

自己の職業に趣味否興味を持ち得る人は幸福であるが果して眞に自己の職業を理解し、之に全生命を打ち込んで行く人が幾人あらうか、大抵の人は自己の職業に厭々し乍らもパンの爲に止むを得ず働いて居るといふ狀態ではなからうか。所謂今日主義で其の日其の日さへ無事に濟めばよいと言ふ樣な儚ない氣分で仕事に從事するといふよりも、時計の針の動きにのみ心を奪はれてゐる人は何の變化も興味もなく、明けても暮れても不愉快な顏をして尊い人生を醉生夢死に終る人である。然らば、何故多くの人は自己の職業に興味を持ち得ないであらうか、それには種々な原因もあるであらうが、第一自己の職業を餘りに輕視し過ぎるからである。第二には仕事を形式的にのみ處理し、深く研究することを忘れてゐるからである。如何に些細の事でも表裏から研究すれば其處には何物か摑み得ない筈はない。其の研究的努力こそ熱と意氣を伴ひ刷新改良を生み、それが仕事に對する興味となる。

吾人刑務官吏の仕事も一面から見れば所謂緣の下の力持で、無味乾燥なつまらない仕事の樣にも思はれるが、今一步を進めて深く考ふるとき刑務所は人間の再敎育場であり、良かれ惡かれ一定の型に嵌つてゐる人々の其の型を破つて、更に新しい型に入れ直す仕事であるから、白紙の兒童を敎育する小學敎育よりもより至難の事は言ふ迄もない。卽ち惡癖を矯正し、眞に社會生活の適格者として良民に伍しても些の心配もなく立派に生活し得る人を創造することは洵に至難中の至難事ではあるが、然し乍ら、それだけこの難事を成就した時の喜悅と滿足感は更により以上のものと言ふべきである。斯樣に考へきたるとき、吾人刑務官吏の職業價値はさう輕々に看過すべきものではない。否吾人の使命は他の何物よりも重、且つ大である。全國の諸兄よ大に意を強くし、常に職務に興味を持つて倦まず臆せず、熱と意氣と不斷の努力を以て一路目的の彼岸に向つて邁進しようではないか。

切抜帖より



「銃後奉仕」少年の活躍

多摩少年院　收容兒童

多摩少年院縫工部に於ては、從來八王子市授産場の委託を受け、軍需品たる肩章臺等の製作に參加し、作業を通じて院生に現下重大時局を認識せしめ、銃後國民の決意と生産增加の趣旨を體得せしむる等、精神教育上に資するところ多大なるに鑑み、本年七月以來縫工生十三名にて一ヶ月平均二、五六一組の製作を完成した。

印刷部に在りても、十月立川軍需用紙店より企畫版和裁の陣中日誌の委託印刷を受け僅か七日間にて印刷を完了し、印刷生は皆皇軍の聖戰陣中に使用する用紙なることを認識し、發奮努力を續けたる結果、殆ど刷り損じもなく、技術の正確と作業の迅速を發揮したるために、軍部の檢査に全部合格して完納を見た。

木工部は製作品卽賣會を、十一月三、四日兩日に亙り、東京市日本橋白木屋ホールに於て開催し、製作品の殆どを賣りつくすの盛況を呈した。尙卽賣會當日には少年相談部を設けて谷醫官及び東京少年審判所より少年保護司も出張して少年少女の身上相談に應じた。——司法保護一月一日號——

福田會の行事

福井縣福田會では、今回釋放者及既決受刑中の者等と、家庭上の連絡を圖るを目的とし「釋放者保護は受刑中から」をモットーとして、人事相談部を開設することに決定したが、會としては刑務所附近民家を事務所に充當する方針であるが、差當り福井刑務所面會人控室に、左のやうな廣告を掲げて、不自由してゐる家庭等に積極的によびかけることになつた。

「刑務所入所者及釋放者の身上、就職その他に關し、御相談がありましたら、家族の方でも御遠慮なく本會事務所へ御出で下さい」

——司法保護一月一日號——

少年の苦惱に檢事總長の情

前科を消し大陸更生

一少年が檢事總長の情によつて前科二犯の汚れを洗ひ落し、大陸で新生活の一步を踏み出すことが出來たといふ歲末明朗篇——宮崎縣生れの某少年は、今秋北支の或る會社に入社するといふ段取りにまでなつたが、身分證明が必要といふので鄕里の役場に賴むと、かつて久留米少年刑務所に入つた前科が二つ記載されてゐる。此の證明書では失格の憂目を見ることは明らかであるので、役場に前科を消してくれるやうにと切願したが聞入れられなかつた。

少年は九州で電信學校に通ひ、電信人として立たうとする矢先き、若氣の過ちから罪を犯し、少年刑務所に收容された。そして出所するや又も自暴自棄から罪の人として、少年刑務所に入つたが時局の波は獄中の石塚少年をも刺戟し、遂に翻然として悔悟するに至り、假釋放の恩典に浴して出所、少年はこゝで大陸への新生活を求めたのであつた。

過去の罪に折角の大陸雄飛の志を阻まれて懊惱した少年は意を決して、遂に泉二檢事總長に宛て惱みを訴へ出た。檢事總長も少年の切々たる眞情と眞面目さに打たれ、東京保護觀察所の市原所長に託し、同所長の計らひで漸く會社當局が、少年を採用することゝなり、近く勇躍出發、輝かしい新生活に入ることが出來るやうになつた。

（——東朝十二月二十五日）——

會つての保護少年

いま帝國の干城

恩師と感激の對面——

非常時局に感奮して一身を君國に捧げようと血判で更生を誓つた曾つての司法保護少年今は滿洲國境警備の重任について居た皇軍勇士と、恩師少年保護司とが十四日夕上野待合室で感激の對面をなし、餘りに立派な少年更生の姿に、明るい軍國の微笑みが擴がつた。この祕話の主人公は深川區毛利町の司法少年保護團體、服業治産會長藤園憲哲氏と、萬里の長城古北口を守備する〇〇部隊の高柳忠一伍長だ。

一昨年の六月、過去の總てを淸算して、專ら更生の意氣に燃えてゐた高柳君は、藤園氏から修身の教材として聞かされた北滿の國境警備に當つてゐる皇軍勇士の勞苦の話に感奮して血書を以て現役志願をした。この熱誠は鬼事叶つて一昨年二月に晴れの入營、更生の希望に輝く第一步を滿洲の大陸に踏出した高柳君は入營後益々軍務に精勵、各地の匪賊討伐に數々の武勳を樹て、昨年三月には現地教導學校に入學、去る九月優秀な成績で卒業、同部隊から拔擢されて內地に歸還、〇〇へ轉任の途次、久し振りに恩師に此の朗かな勇姿を見て頂きたいと打電し驛頭に寸暇の會見となつたものである。

「君が大變好きで、よく食べに行つてゐた店の壽司だ」

と待合室に驅けつけていきなり渡す藤園氏、

「先生御元氣でしたか」

と白布で卷いた銃を片手の高柳君、感激の頬には美しい師弟愛の涙さへ光つてゐた、やがて午後七時、藤園氏の激勵の言葉に送られて勇躍任地に向つた。

——東朝十二月十五日——

海外異聞錄

◇懲役百三十九年が一擧五年に短縮

去年のクリスマスに自分のモデルとその母及び同居人を殺した廉でニューヨークの監獄に收容されてゐるロバート・アーウインといふ彫刻家は、前代未聞の百三十九年といふ懲役に處せられんとしたが、病氣との理由で一擧に短縮されようとしてゐる。彼アーウインはさすが死刑は免れぬ所と覺悟したものか、獄中でそつと電球を外し、ソケットに指を突つこんで自己の致死電壓を試さうとしたところを發見されて大騒ぎとなつたが、初めの公判ではその殘虐な犯罪に憤慨した裁判官は百三十九年の懲役を申渡した。しかし同人の精神鑑定をやつた結果、彼が梅毒性腦病患者であることが判明し、目下肺を患つてゐる上、刑期が一擧五年に短縮される形勢となつてゐる。

◇一九三八年の十大事件

チエツコ問題を中心に、歐洲大戰以來の危機を現出した一九三八年の一年間を通じ、米國新聞紙上に最も大きく揭載された十大事件は何だつたらうか。米國最大の新聞通信社APがこの一年間に報道した十大ニュースを紹介すると次の如くである。

一、ミユンヘン協定の成立とその後の發展
二、ドイツに於けるユダヤ人迫害と世界各國に對するその反響
三、米國中間選擧に於ける共和黨の躍進的勝利
四、ニユー・イングランド地方を襲つた大暴風
五、廣東、漢口の陷落
六、コリガン君のアイルランド飛行
七、ヒユーズ機の世界一周
八、ミルウオーキーの列車事故
九、ニユーヨーク・フイフス・アヴエニユーに於けるビルデイングからの投身自殺
十、オルソン・ウエルズの火星通信

◇ドイツの人口增加奬勵「母の勳章」を制定

ドイツ政府はドイツの人口增加奬勵の意味から子供を多く生んだ母親に勳章を授けることを考究中であつたが、その意匠も決定したのでヘツスナチス黨副總理は去る十二月二十五日クリスマス放送に於いてヒトラー總統のクリスマス・プレゼントとして「ドイツの母」十字章を制定、來る五月十二日「母の日」を期し盛大な授與式を行ふ旨を發表したが、この「ドイツの母」十字章の意匠はほゞ鐵十字章に酷似し、たゞその十字の下腕がやや長目な點が違ふのみである。この母の勳章は四人または五人の子の母には青銅、六人または七人の子の母には銀、八人以上の母には金の「ドイツの母」十字章が與へられる筈で、この勳章佩用者は傷痍軍人と同じ待遇特權を受けることとなつてゐる。ドイツ政府はこの新勳章作製には總計六十トンの金、銀、青銅を要する見込みだといつてゐる。

◇名犬のひとり旅 大西洋横斷八百哩

ドイツの犬が米國にわたり西海岸のサンデイエゴまでやつて來た。この犬は百ポンドのドイツ種シエフアードで持主から千ドルの保險を掛けられてゐる。このシエフアードはドイツのニユールンベルグを出發以來サンデイエゴまで長途八百哩を人間のお伴なしにひとり旅をやつた譯だが、その大西洋横斷當時には他に三頭の友達もゐたのだ。然し他の犬は船客達の世話になつて芽出度く米大陸に上陸したが、遂にミネソタ州あたりで行方不明になつて、たゞひとりこのシエフアードだけが目的地サンデイエゴに到着したものだ。彼の頭についてゐる手紙こそ彼の旅券であり水先案內でもあつたわけだ。この犬はドイツの警察で警察犬として訓練を受け犯人の逮捕、追跡、或は遺失物發見、個人の生命、財産の護衞等に非常な功績を樹てた犬だといふ。

◇ユダヤ人との婚姻者は離婚すべし

ドイツのユダヤ人排斥政策は遂にドイツ人とユダヤ人との結婚を禁止するに至つたが、ドイツ政府は之を以て未だ滿足せず、今度は更に一歩を進めて、現在既に結婚してゐる者でもゐる場合は即刻離婚すべしとの法令を發布することになつた。近く實施を傳へられる石がユダヤ人でありアリアン人にしてユダヤ人と模樣である。近く實施を傳へられる石の法律はアリアン人にしてユダヤ人と結婚してゐる者に對して離婚を命じ、之を肯んじない者はたとへアリアン人でありアリアン人と見做し、これをユダヤ人同樣のであつても、ユダヤ人同樣の國外に追放するか乃至ユダヤ人同樣の壓迫を加へるといふのである。ナチス黨幹部の見解によれば、この法律はユダヤ人と結婚してゐるドイツ人をして、全部離婚せしめるに十分な效力を發揮するだらうと。

◇八十の一生に笑ひは唯一日といふ統計

今年七十になる男の生活統計を採つてみたところが面白い數字が出た。睡眠八時間平均として二十三年、洗顏に一年半、食事に六年、健康體で大した病氣はしなかつたが、それでも病床に二年、勤勞娛樂運動等に二十年。更に八十になる氣難しい老人、これは睡眠二十六年、旅行三年、勤勞二十一年、戀愛四年、新聞讀みに一年、顏剃三十二週間、ネクタイ結び二週間、カラーの釦探しに六日間、癇癪を起した時間が六年、笑つたのがたつた一日といふのである。女は一年の中十四日髮の手入、眉墨だ眼の化粧だといふと更に三日、コンパクトで鼻の頭を叩くのが四日、爪磨き二日、もつと大きな問題は飾り窓や特賣場で品物を引くり返す時間が一年を通じて約三週間。——なるほどこれではお忙しいのも無理はありません、といふのが最近英國での統計である。

◇ロスアンゼルスの日本人二世が女辯護士

日本に初めて女辯護士が出現して、女性のために氣を吐いてゐる折柄、ロサンゼルスの日本人二世坂本千代子（二六）さんが見事にカリフオルニア州の辯護士試驗に合格して、日本人女性の頭腦の優秀さを誇つてゐる。二世の女性で辯護士になつたのは坂本さんが最初で、二世達は何れも鼻高々である。

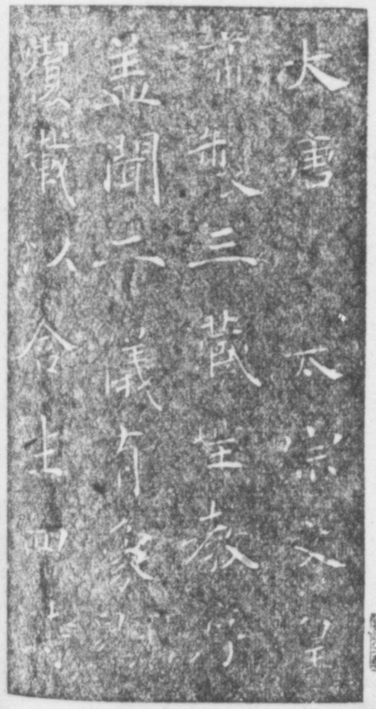
刑政第52巻第2号
矯正図書館

書道講座

書道の變遷（十七）

褚遂良

褚遂良は初唐の人、杭州錢唐の生、字は登書といつた。河南郡公に封せられたので褚河南ともいふ。書は王羲之を學び、虞世南、歐陽詢を師として一家をなす。唐四大家の一人である。父の友歐陽詢は甚だ褚遂良を重んじたとのことである。最も楷法を工としたが、行また衆を拔く、虞世南の死後、太宗皇帝、侍中魏徵に嘆じて曰く「世南歿して後書を論ずるものなし」といはれた。時に魏徵、一人褚遂良ありと答へた。太宗即日褚遂良を召して直ちに侍書に任用せられたとのことである。



太宗が羲之の書を集むるに當つて、其の眞僞を辨ずるもの少なく褚遂良をしてその任にあたらしめた。褚遂良鑑識高く一點の失誤もなかつたとのことである。その後太宗崩ずる時に、高宗を輔弼せられたいとの遺詔を受けたるが、則天武后を皇后に冊立することに極力反對して遠ざけられた。

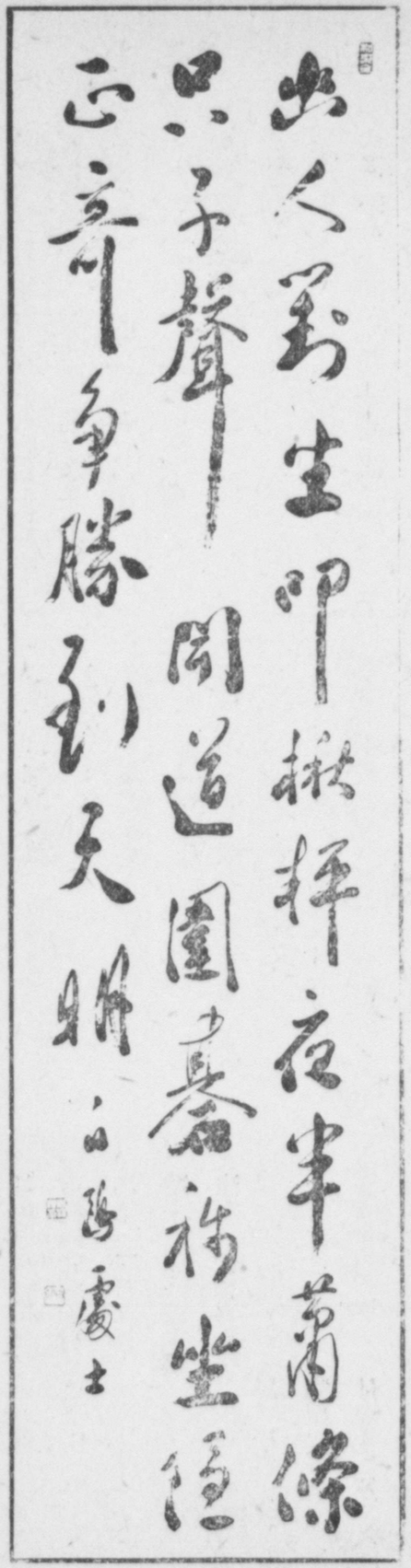
顯慶四年、六十四歲で卒した。

伊闕佛龍碑、褚遂良四十六歲の書である、褚遂良の碑中一番若年の書とされてゐる。純雅清遒で寬博、まことに雅趣に富むものである。楊守敬評して曰く、この書方正寬博で陳隨の舊格に沿ふてゐるといつてゐる。

孟法師碑、褚遂良四十七歲の書、此の碑莊重雅健而かも暢達して古意に富む。また處世南、歐陽詢の書に近く、多少隸意あり。褚書はこの頃より萌芽を見ることが出來る。この碑の拓本天下に一本の外ないといはれてゐる。

もと有名な臨川氏の收藏するところなりしが、今は我が三井家の寶藏するところである。房玄齡碑、褚遂良五十七歲の時同州聖教序、龍朔三年六月の建碑で、この年號は褚遂良歿後四年を經てゐる。筆力峻拔勁健の致はあるが然し雁塔の清韻には及ばぬ。雁塔聖教序を模刻したものに相違ないといはれてゐる。

枯樹賦、この枯樹賦は先づ褚遂良の行書代表作といつても過言でない。倚斜縱橫頗る風趣に富み結構の變化に至つては學ぶときは稍もすると輕佻浮薄となる恐れがある。故にこの書を學ばんとすれば他の追隨を許さぬ趣致をもつてゐるものである。書拔熟してより入るべきであらう。



出入冥生門戸閉
只手聲聞道園墓
正奇勇勝在掌菌
天開白陽慶士

倪寛賛、この書書品の高きこと絶倫、古來最も品位ありと稱されてゐる。渾然として筆力あり、處世南の孔子廟堂も三舎を避くるの概ありと評されてゐる。

外に、哀冊、千字文等がある。何れも妙趣極りなきものである。

凸版掲載は雁塔聖教序

『大唐太宗文皇帝製三藏聖教序

蓋聞二儀有レ象覆載以テ含レ生ヲ四時無レ形

幽人對レ坐叩二楸枰一ヲ

夜半蕭條只子聲、

聞道園碁稱二坐隱一

正奇爭レ勝到二天明一

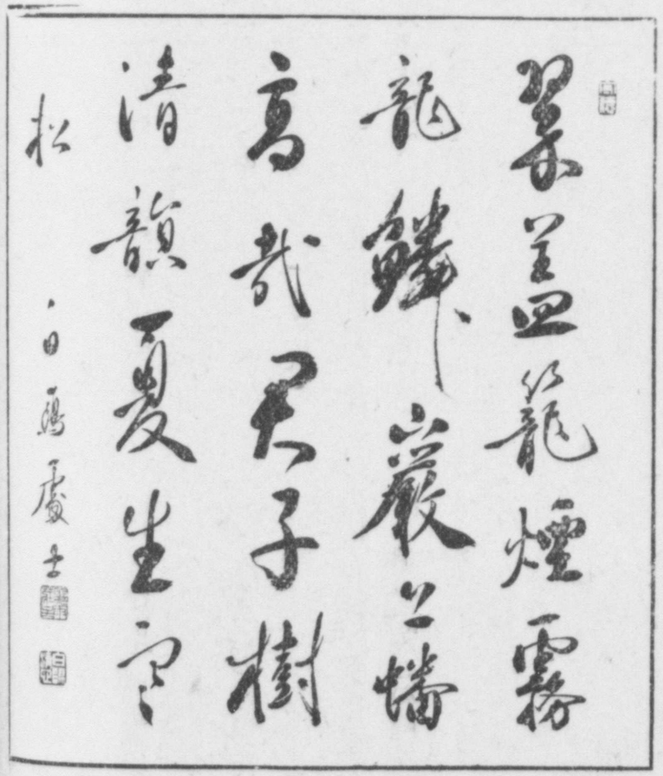
色紙

翠蓋籠二煙霧一

龍鱗巖上蟠、

高鼓君子樹ノ

清韻夏生レ寒ヲ



第四回競書募集

一、課題　一月號掲載の課題揮毫のこと

一、隨意　古碑帖臨書、又は自運何れにても可一人一枚。

一、條幅　小畫仙半截大、書體隨意一人一枚。

一、注意　級位あるものは、級位、所屬、氏名、號、を明記せる紙片を貼付すること。新に應募するは級位に新と記すこと。

最近書道は一般から非常に認識を深くせられるやうになつて來ました。競ふて應募せられんことを切望します。

一、送先　東京市品川區西品川三ノ八三一高橋白鷗宛送付のこと

一、締切　二月五日

一、發表　三月號本欄

選歌しつゝ（一九）

大翼

年明けて光明鮮に、天地瑞祥あり、諸君と共に新しき東亜建設の第二春を迎へ得たことを同慶とし、且つ時局から一層堅忍自粛を期したいと思ふ。

前月號の選歌及び原稿は、筆者が約半月に亙り旅行をして居つた關係で、編輯部への發送がおくれたため、つひに印刷の間に合はなかつたやうである。ために本誌歌壇の諸君の期待に背いた結果となり自責の念に堪へないから、ここに右の次第を述べて宥恕を乞ふのである。

萬葉集の解題は今尚ほ續いてゐるが、見らるる通り極めて簡略的なものであり、殘りの部分の終るのも最早近い中だと思ふが、これは短歌に志す以上、どうしても一通りの古典の智識が必要であり、それの有無は作柄の上に微妙な影響を持ち來たすこ

毎月募集

刑政歌壇

當季雜詠　締切　毎月十日限　用紙ハガキ一葉三首

一　花

○府中草の日のくにを今朝ぞ立つなるコンドル機曉雲をとぐろかすかな　水戸　植松紀代子

二　山

○多度山にむかひて翔びし白鷺を美しと見き油島の渡舟　名古屋　高島明峰

三　羽

○鳶一羽羽ひるがへし飛びゆけり段々畠に移りゆく影　海上　三浦子路

秀逸

○水の流落合ふあたりひとところ多の陽ざしのうすれゐるにけり　岐阜　梶田草民

○今日無事に卒業證書賜りぬと先づ告げやらむ故郷の妻に　遼陽　志田稠黄

○父上の遺し給ひし古袴小さきづも繕ひてあり　高松　紅蘭

○書きゐたる故郷へのふみをなげすてゝ逆襲の敵にわれは備へぬ　福岡　武末志摩

○戰線の友をし思ふ寒々と月の光の鋭きみれば

選

とでもあるから、せめて萬葉集の持つ雰圍氣位は心得て居つて貰ひたく思うて始めたことである。但しこの欄での筆者の記述はもちろん大まかなもので、單にその手引となる程度を意圖したものであるから、少しく眞に萬葉集に親しまうとするほどの者は、自らその全卷を座右に備へ、筆者が後に示す註解書の中から適當なものを選んで、直接作品に接しつつ勉強を進めるやうにしなければならぬ。前にも觸れたと思ふが、萬葉集を續み、その作品に盛られた古代日本人の精神を味はふといふことは、現在のやうに日本の國運が歷史的に大きな轉換期に臨んでゐる時代にあつては、むしろ國民一人一人の用意といつていい位のものである。今日、日本精神の傳統といふものに對して新しい生命を感じて居らぬ者はあるまい。この精神をば眞に自分の身についたものとして攫む—悟るといつてもよい—つまり自覺するのである。この自覺がとりも直さず時代の國民精神であつて、國民の氣風や性格の持つ型、言ひかへれば國民性と謂はれるものは、この自覺を通じてはじめて形づくられるものであるが、萬葉集の作品の大切な所以は、この國民性が一一の歌に詠ひ活かされてゐるところにある。神を崇び祖先をうやまふ心と、君に仕へ國に報ずる誠とが一本となつて、當時の人々の裏み詐りのない思想感情を通じて眞つすぐに力強く歌ひ上げられてゐるからである。これが、この祖先たちと血のつながる後代のわれわれに取つても、萬葉の作品が常に新しい感激となる根本の理由である。

×

▽草の花君　ナチスの訪日機禿鷹を立川の空に送る昧爽の光景を感慨にのせて詠つたが、成功の因は下二句に据ゑられてある

▽明峰君「多度山」「油島」といふ如き固有名詞を重ねてしかも快い聲調を成し得たのは第四句に確かな把握があつたからである、

▽子路君　寫し得て鮮明といへるけれども、どこか類型の不安を感ぜしめぬでもない。

佳作

○飛行機の分列式も勇ましく美幌の島に朝日かゞやく　札幌　來生忠次

○バイアス灣敵前上陸の快擧にし病みてもれにし汝を思ふも　三次　井上與志子

○征途病みて歸る船路に漢口陷落の報をきくらむ汝を思ふも

○白菊をたばさみにけり皇軍は明るく續くぬかるみの中　栃木　遠藤青綠

○しばらくに木枯し止みて既には夜更けを馬の物食むけはひ　山形　村山翠水

○亡き姉と落葉焚きつゝ語りしを想ひぞ出づる薄陽さす庭　松江　村上夜詩繪

○敎會をおほへる蔦の葉は落ちて玻璃窓固く閉ざされてあり　遼陽　志田稠黃

○夜業終へラヂオニュースに遲れじと月夜の道を急ぎ歸るも　滋賀　樋口柏葉

○大海の中より昇る初陽かげ我が日の本の島に耀く　大阪　足立碩花

○辛き世に甘き夢描る人生も醒めて現實は脚下にあり　東拘　横山生

○日濁の親和を結ぶコンドル機師走の夜空剪りてはやしも　小菅　兼平義郎

○ゆき白き富士がね明けてさせる日に大和島根に波のよる見ゆ　釧路　船山船風

○曉の大氣の中に愛國歌唄ひつゝゆく土工囚かな　浦和　根本生

○霜枯れの黍の葉末の赤トンボ羽おもたげに夕陽を浴びゐる　札幌　紺野東峰

○戰死せる夫の遺兒をまもりつゝ今日よりわれは强く生きゆかむ　高松　礎村晴男

○遠々に三筋の音色のきこえつつ初旅夜をねむれず居るも　豐岡　柳水

○死刑囚よ再び生れて來らむ時は良き人となりて來たまへ祈る　關東　木照惠一

○多されば灰色の氣配立こめて土葺きの屋根の暗く連る　洮南　竹塹生

○皇軍の武運祈れば子も何を願ふか小さき手を合せ居り　函館　杉田思秋

○廣々とゆるく流るる十勝川向ふ岸には人の釣るみゆ　帶廣　渡邊長八

○朝まだき凍りつきたる洗面器いくさの庭の寒さ思はる　沼津　常春

○校庭にニュース映畫の夜は晴れて空一面に星またゝけり　豐多摩　西田朗々

○枕べの孫のいたづらおこるなと病の祖父はほゝえみて云ふ　金泉　後藤虛斗

○大陸軍歌にブラスバンドの調急に驛の別れの目に耳に沁む　千葉　沙汀

○安らかに舍房にまどろむ囚人よ疲れて見るは何の夢かも　姬路　文廣介

○軍事郵便の赤きスタンプに心躍り戰友の便りを息つかず讀む　咸興　岡元舜水

○モンペ穿いて勇士を送る娘等の萬歲の聲に朝鴉飛ぶ　北滿　今西狂山

○在りし日の君を偲びつゝ筆とれば思ひあまりて書けぬ悲しさ　宮崎　眞砂

○ふたとせを親とも師ともうやまひし君が墓べはけふ吹雪しぬ　京都　平井鶴宗

選歌しつつ（二〇）

萬葉集の巻六は巻五と同じく部立は雜歌である。この巻は大伴家持が手記したものであらうといふことに多くの說が一致して居る。養老七年から天平十六年までの作品が收めてあるが、巻中で古來人口に膾炙されてゐる歌に高橋蟲麿の

千萬の軍なりともことあげせず取りて來ぬべき男の子とぞ思ふ

があり、山上憶良の

をの子やも空しかるべき萬代に語りつぐべき名は立てずして

があり、海犬養宿彌岡麿の

御民われ生けるしるしあり天地の榮ゆる時にあへらく思へば

といふのがある。いづれも國土に對する愛と皇室に對する忠誠の熱情とから生まれた歌であつて、我が民族精神の精髓を卒直雄勁な聲律によつて歌ひ上げ、千古の佳調を成して居る。これらの歌を今われわれが靜かに味はふと、あたかも現在の支那事變に臨みつつある國民の心の叫びをそのまま表現したやうな生々しい呼吸と迫眞力とを感ぜざるを得ないのである。卽ち「千萬の」の一首は、戰線に出征する勇士に餞ける最高の信賴と景仰の心を敍べたものであり「をの子やも」は、現地に在る將士不斷の決心としては勿論、銃後に在つて聖戰を長期に支へる國民の覺悟を詠うたものとしても實に立派なものではあるまいか。「御民われ」の一首に至つては、まさに無明の混沌を開いて東亞幾億の民族に光被する日本の聖業、燦耀たる旭日の光にも比ふべき昭和の現代に民として生れ合せた國民の感激が、さながらに內容となつてゐるものである。

一　かぜさむく弔旗垂るる町並に靄なくきみはかへり來ませり　小菅綾丘陽村

二　この夜半の淸しさはしむばかりにて隈なき月の松生にとほる　德島　荒井靖蘭

三　ひねもすを吹雪つづけし黃昏の小止みに見えて柴橇の行く　山形支　村山翠水

秀逸

一　雪積る松が枝のあたりあかあかとあたらしき年の太陽のぼる　山形支　小山淑郎

二　心根にふれて尊し吾友の塹壕にしたゝめしと云ふ文は讀みつゝ　東拘　鹽澤健治

三　大君の御楯となりし弟よ勳をたてよ生きも死ぬるも　小菅　兼平義郎

佳作

一　起き出て宮服に着更ふるたまやらはカラーの冷えに頸を縮めぬ　橫濱　井上蒼雷

二　四溫日の妻は干物に餘念なし軒より落つる雫光りて　公州　雅房

三　出征の此の身案じて母の死を秘め給ふ文をかしこみ思ふ　中支　大川淸

四　さしのぼる朝日にみれば野も山もいろ新たなりあき津島國　開城　遠藤城陽

五　あすのいくさ思へば母に唯ひと目會ひたかりけり霜の夜の月　中支　きよし

六　戰場の兵士を思へば暖かき夕餉の膳の有難き哉　山口　鴉谷燻平

七　受刑者を連れて夜汽車の長旅を對座し居りぬまどろみもせず　牧島　探水

八　戰線の兄の武運を祈りつゝ眠るが如く母は逝きにけり　沼津支　常春

洪水に押し流されし大橋も假橋出來て渡る人見ゆ

十句評釋

花　冷

雲今日も北に溜りて冬に入る　春芳

北の空には今日も白雲が沈澱してゐて、いゝ天氣だけれども何となくうすら寒い、多に入る季節の現象としてそこに自然の意思が感ぜられるのです。

いさかひて懐手して出てゆきぬ　秀邦

何か家庭内の經緯からいさかひをして尚心に納まらぬものがあつて默つて懐手をして家を出て行つたといふのですがその後ろ姿にはどこやら淋しい影が見えて人間の悲哀が感じられます。

瀧川や躍り流るゝ朴落葉　意外

瀧の流れは水勢が激しい、岩に激し、渦を巻き、波をたぎらして走つてゆく、その激しい水勢に押し揉まれて大きな朴の落葉が躍るやうに流れてゆく、といふのであつて瀧川の情景が彷彿として描かれてゐます。

寒灸に癒ゆる望を捨てぬなり　紫明

いろ〳〵手を盡しても治らぬ病氣があつてそれには寒灸がよいといふので年々試みてゐるのであるが捗々しい效き目が見えない、それでも尚一縷の望みをつないで今年も寒灸をつゞけてゐるといふのでせう、難病に惱む人の痒切な心持が出てゐます。

誰が讀める歌留多の聲ぞベルを押す　凡史

或る家を訪問して玄關に立つと家の中から歌留多を讀む聲が聞えて來る、誰か分らぬが聞き覺えのある聲である、知友の誰れ彼れが來てゐて歌留多が始まつてゐるのである、ベルを押すと籠て取次が出て來て座敷に通され歌留多の仲間に入つて一層一座を賑はすことになるでせう。

みいくさに召されぬ身なり落葉蹴る　香樹緒

明治大皇の御製に「國を思ふ道に二つはなかりけり戰さのにはにたつもたたぬも」といふのがあります、戰線に立つ者も銃後を守る者も奉公の道は一つです、が矢張り若い者は男子としてみいくさに召されぬといふことに何か滿たされぬものがあつていきどほろしく思ふのでせう、落葉蹴るにその心持が偶せられてゐます。

冷やかになりしと思ひ鏡拭く　宇多子

冷やかになりしと思ひと述懐してゐるところにしみ〴〵と秋冷を覺ゆるその感じが

木枯の梢に黒き鳥は何　釧路　船山船風

かさこそと千葉につもる粉雪かな　同　同

寒空や千鳥漂ふ港口　名古屋　大津いばら

つぎ〳〵に薔薇咲きこぼれ多に入る　同　同

すさまじき月夜となりぬ枯木宿　同　同

寒木瓜の蕾ゆたかに春支度　同　壽美

山茶花や家あけがちの昨日今日　同　同

故郷の慣ひそのまゝ春支度　同　同

佗助を挿して幾日や風邪籠　同　同

初日さす軒の先なる近江富士　大阪　岩崎北童

岩影の波にゆら〳〵初日かな　同　同

長江の水ゆるやかに初日の出　同　今川湖舟

美しく茅渟の浦波初日の出　同　同

蒼白き月照り渡る枯野かな　府中　吉光佳水

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十日限
用紙官私製葉書

取り出す物の埃や多籠　同　小嘗

この朝の富士近々と若菜つむ　同　兼平陽村

撒水の凍てつく路や除夜詣　滋賀　西村幸吉

初飛行末廣型の大津港　同　樋口栢葉

飾舟入江に深くもあひけり　同　筍子

渡し舟川風寒く日は入りぬ　同　走出芙美蓉

朝早く師走の路地の野菜賣　同　小田原　英龍

藁塚の飛び〳〵白し霜の朝　熊谷　甚勝

孤を巻く蜜の蜂箱や霜の庭　大阪　北騎

松の雪月照りそへて風情あり　廣島　小森若生士

水仙を半ば埋めて庭の雪　公州　永瀬雅房

汐くみて汀に拜む初日の出　名古屋　八木清風

初風の今朝の港の靜かなり　小嘗　玲川

まのあたり富士を仰ぎて初手水　同　高島明峯

春寒やはづかしげなる蕗の薹　名古屋　白河　英龍

北風あらき大前に祈ること多し　同　熊谷　甚勝

墾道に太き氷柱やケーブルカー　同　北騎

海原に雪解け風のうねり波　小田原　英龍

門松の眞中掃いてをりにけり　熊谷　甚勝

凩や棕梠の木多き漁師村　大阪　北騎

そのかみの母の寫眞や初笑　廣島　小森若生士

七五三作る新藁一把殘しけり　公州　永瀬雅房

南天の實のこぼれをり今朝の雪　名古屋　八木清風

若菜つむ妹が手先のかじかまん　小嘗　玲川

出てゐます、そして鏡拭くといふ動作がおのづからなる其の表情をなしてゐます。

獨逸語を言ひ習ひつゝ障子貼る　登代子

獨逸語を口の中で暗誦しながら障子を貼つてゐるのです、獨逸語を修業してゐるやうな青年が障子を貼るといふことはふさはしからぬやうに一應考へられもするがそこが寫生です、障子貼りなどは手輕に出來ることであつてお母さんの吩付で學業中の息子が勉强の餘暇の障子を貼るといふことも家庭的に見て有りがちなことでせう、この句も矢張りさうした場合であつて事實の面白味は固定した觀念を超越してゐます。

無聊なるわれにもくれし落花生　つう女

子供達が落花生を食べてゐてお母さんにもお上りなさいと言つて分けてくれた、お母さんは餘り落花生を好まぬのだけれども無聊なるまゝに一つ二つつまんでみたといふやうな句意でせう、無聊にあるわれにも落花生を分けてくれたといふところに落花生の一種の情趣が確かに攫まれてゐます。

そろ〳〵と晝の疲れや夜籾磨　方緒

百姓生活の境涯を詠んだ句で、農事にいそしんでゐる人でなければ出來ない句です。この句を讀むと農家の尊い勞苦に對して敬虔の念を起させます。

庭畑に若菜一畝のこりけり
淡雪のかゝりて赤き柑子の實
舊友も交りて一夜歌かるた
こと〳〵く慄ら茶碗の雜煮かな
水仙の蕾みて鉢に移しけり
三ヶ日懲罰囚もなかりけり
渡し舟待つ間も梅に二三人
多の月コンドル機首を下げんとす
湖寒し瞥所の波止場に人もなく
初雪の大足柄や垣の上
千鳥一聯月の渦潮渡りけり
霰ふる空にうす〳〵月のあり
橇つゞく一本道や雪の晴れ
籌火の細りゆくらん除夜の鐘
大雪に裏表なき草家かな
霜柱立ちて哨舍へ通ふ徑
近き人召され征いたり梅蕾み
島巡るバスに猫の子飼ふ車掌
裝ひのあらたまりたる初電車
初風や島へ通へる蒸汽船
格別な松の景色や今朝の雪
元朝や皇禮砲のとゞろきて
寒風に凧あげの子の暮るゝまで
寒々と山茶花咲けり一つづつ

同　春園
同　神宮櫻草子
宮城　高子
中支派遣　城所恒二郎
鹿兒島　今屋笹舟
千葉　貝塚八朔
奈良　秋田みのる
神戸　野村笥々子
滋賀　深田五角
小田原　皆木好城
德島　荒靖關
栃木　美船
山形　村山翠水
千葉　石川秀峯
同　松本松月
同　千田洲
同　沙汀
高松　いしう
開城　遠藤城陽
金泉　大淵守
廣島　錦江
函館　松田思秋
岡崎　三浦繁樹
津　如月
岐阜　祐峰

敍任辭令

十月十五日

従六　司法事務官　吉田綱紀（行刑局）
同　少所長典獄　根田兼治（小田原）
同　所長、典獄　鍵山俊治（德島）
同　同　武藤亘（高知）
正七　看守長　榮田彌三（佐賀支）
同　同　辻多七（小田原少）
同　同　柏原平助（福島支）

十一月五日

勳五　第一課長　安達勝清（行刑局）
司法書記官
勳七　看守長　清水德太郎（福岡）

十二月七日

願免　保健技師　寺岡辰（横濱）

十二月九日

改姓　鈴木　看守長　佐々木桂三郎（大通支）

十二月十五日

任典獄五等六級　所長典獄補　泉英斌（函館）
支所長（浦和）　典獄補　双木文四郎（網走）
免本職府中　支所長、同　津久井作司（浦和支）
浦上支所長　同　山中鐵一（鳥取支）
鳥取支所長　同　延原簡一（浦上支）
免網走三重專務　保健技師　松岡修一（網走兼三重）
免網走横濱專務　通譯兼看守長　白倉通雄（網走兼横濱）
免網走東拘專務　看守長　茂木義次（網走兼東拘）

十二月十四日

勳四　所長、典獄　岡部常（大阪）

十二月十七日

願免六三　看守長　高山虎平（宮崎）
宮崎　同　寒竹進（土手町支）
願免五級　敎誨師　本澤盛秀（札幌）
札幌　同　吉田廣暢（滋賀）
滋賀　同　竹ヶ鼻尚友（熊本）
熊本　同　寺眞均（小田原少）
小田原少　同　小室華雲（府中）
任敎誨師（府中）一〇級　宮城敎誨師五級　柏原惠秀（宮城）

十二月二十日

死亡六〇　看守長　藤井秀一（山口）

十二月二十一日

願免　同　卜部基一（札幌）

十二月二十六日

任典獄補（小菅）七等六級　支所長　野手甚之助（土浦支）
土浦支所長　看守長　山田寛（東拘）
東京拘置　同　谷澤政二（高松）
高松　同　前野宗一（沖繩）
沖繩　同　齋藤彦壽郎（千葉）
千葉　同　鹿島三郎（德島）
德島　同　青木榮吉（浦上支）
一級　同　江藤惣六（廣島）
同　所長、典獄　谷內庄太郎（東拘）
同　同　牛島麟（長崎）
二級　少所長、同　永田正之助（姬路少）
四級　所長、典獄　江村繁太郎（高松）
同　同　末光柴平（千葉）
五級　同　西岡三郎（金澤）
同　同　松岡武四郎（奈良）
七級　同　鈴木英三郎（網走）
八級　同　小川太郎（滋賀）
五級　所長、典獄補　福山福太郎（樺太）
六級　少所長、同　飯野豐治（岡崎少）
同　支所長、同　楠本順作（北區支）
七級　少所長、同　寺光忠（川越少）

同　同　野村瀧雄（山形支）
八級　看守長　小和田康長（大阪）
同　同　小野崎權七（名古屋）
三級　保健技師　曾川良貞（豐多摩）
同　同　平川浩一（小菅）
四級　同　三井文夫（府中）
五級　同　廣田四熊（松江）
同　同　正木時雄（德島）
同　同　志村實五（大阪）
六級　同　河野司馬太（熊本）
同　同　平野武一（金澤）
七級　同　新海鐵義（岡崎少）
同　同　岡本主計（岩國少）
同　同　山東光裕（水戶）
同　同　橋本三太郎（青森）
同　同　富田信雄（豐多摩）
八級　同　大澤讓（松本支）
同　同　町田宗俊（水戶）
同　同　佐藤重則（宮城）
同　同　西田捷美（浦上支）
九級　同　影山壽郎（宮崎）
同　同　西村博（樺太）

同　同　坂本賢三（甲府）
同　同　玉置馨（熊本）
同　同　夏目三郎（奈良）
十級　同　前田政臣（鳥取支）
同　同　青山仁（京都）
同　同　林一郎（福岡）
同　同　荒木榮吉（高松）
同　同　黑瀨知圓（福岡）
三級　教誨師　楠原堯照（宮城）
四級　同　吉田教靈（奈良）
同　同　佐藤深海（高知）
六級　同　藤川慈學（高松）
七級　同　淺見好持（靜岡）
同　同　上野憲空（盛岡少）
八級　同　高田義襄（川越少）
同　同　箕浦良緣（長野）
同　同　佐藤經雄（鹿兒島）
同　同　藤井義海（松江）
同　同　小玉賢道（水戶）
同　同　岡玄慶（大阪）
九級　作業技師　湯川左右（橫濱）
四級　同　小川岩松（神戶）
六級　同　高城守人（豐多摩）
八級　同　牛尾壽男（名古屋）
同　同　菊榮夷（札幌）
十級　司法屬　土谷正光（行刑局）
同　同兼看守長　嶋村寬（同）
五級　司法技手　淺野俊信（同）
七級　司法屬　上澤隆（同）
六〇　同　佐久間勝治（石卷支兼宮城）
同　看守長　緒方安章（宇和島支）
三級　同　田中重四郎（嚴原支）
同　同　瀧川捨三郎（府中）
同　同　齋藤文藏（豐多摩）
同　同　木下榮壽（同）
同　同　太田卯八（八王子少）
四級　同　柏原平助（郡山支）
同　同　林關松（松山）
同　同　辻多七（小田原少）
同　同　佐藤彌一郎（甲府）
同　同　佐藤平兵衞（秋田）

十二月二十七日

典獄補　野手甚之助（小菅）
願免

刑政第52巻第2号
矯正図書館

判例民事法

東京・神田・神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

東京帝國大學內民事法判例研究會

加藤正治　穂積重遠　末弘嚴太郎　小田切平八郎　東中光雅　我妻榮　田中耕造　末川博　菊井維大　江川英喜　兼子一　石田文次郎　福島正夫　川井健　戒能通孝　有泉亨　山内確三　來栖三郎　野村豐弘　折茂豐　崎田栖雄　中藤正三　田島良一　平野義太郎　三藤正　久保田宏　宮崎良夫　秀嶋久人　藏重康雄　高木多喜男　宮澤俊義　星野通　平井宣雄　能見善久　道垣内弘人　山本敬三　潮見佳男　中田裕康　松岡久和　松本恒雄　山本顯治　遠藤浩　内田貴　大村敦志　河上正二　瀬川信久　水野謙　山本豐　森田宏樹　山野目章夫　吉田克己　笠原毅彦　沖野眞已　白石忠志　松尾弘　山田八千子　大澤彩　石川博康　岩藤美智子　宇田川幸則　小粥太郎　小野秀誠　佐藤岩昭　佐藤鉄男　高橋眞　中井美雄　長谷川貴陽二　原田昌和　藤谷武史　松井和彦　松久三四彦　山田誠一　山本克己　吉永一行

第十七卷（昭和十二年度）發賣

法律の具體的な生きた姿を明にし、判例法に自覺の焦點を興へる目的を以つて本會が誕生して以來、早くも十數年が經過した。其間判例研究の重要性は廣く學界の注目を惹き、現在多數の學界專門雜誌にして判例批評又は判例研究を載せないものは殆んど無い有樣である。然るに之等の中には、具體的な事實を離れて抽象的な論議に拘泥する批評が依然見受けられないこともない。本會は第一卷以來終始變らざる指導方針を以つて「其の判決と從來の判例との連絡を尋ねて當該の問題に關する具體的法律の變遷及其の內容が漸次充實して來る樣子を說明し」、所謂「生ける法」の探究を目標として、飽くまでも其の使命に忠實ならむことを期せられてゐる。今回發賣の第十七卷は昭和十二年度大審院判例集（第十六卷）に登載された判決の評釋を收めたものである。

菊判總布裝上製

第一卷	（大正十年度）	五・〇〇
第二卷	（大正十一年度）	五・五〇
第三卷	（大正十二年度）	四・〇〇
第四卷	（大正十三年度）	四・〇〇
第五卷	（大正十四年度）	四・五〇
第六卷	（昭和元年度）	四・八〇
第七卷	（昭和二年度）	四・〇〇
第八卷	（昭和三年度）	四・〇〇
第九卷	（昭和四年度）	三・〇〇
第十卷	（昭和五年度）	三・三〇
第十一卷	（昭和六年度）	四・〇〇
第十二卷	（昭和七年度）	五・〇〇
第十三卷	（昭和八年度）	五・五〇
第十四卷	（昭和九年度）	（未刊）
第十五卷	（昭和十年度）	四・五〇
第十六卷	（昭和十　年度）	四・八〇
第十七卷	（昭和十二年度）	四・五〇

總索引（自第一卷至第十卷）　定價二・五〇　送料二二

送料內地各・二二

第四十九卷第二號
昭和十四年二月
中央大學法學部門機關

法學新報

公企業及其の特許に就て……教　授　山田準次郎
司法權に付て……教　授　天野德也
英法に於ける現代衡平法の地位……講　師　內田力藏
カール・フォン・サヴイニーの生涯と其の業績……教　授　寺田四郎
刑事判例研究
決鬪應挑罪（草野豹一郎）——背任罪に於ける損害の意味（吉田常次郎）
民事判例研究……民事判例研究會
袋地と通行權（岩田新）——登記の欠缺を主張し得べき第三者（犬丸嚴）——金額五十圓に滿たざる株式を發行し得る場合（佐々穆）——連帶債務を擔保したる物上保證人の求償權と不當利得の請求（吉田久）　家督相續回復請求權の拋棄（梶田年）
新法令
雜報
近着外國雜誌法律論題要目

第五十七卷　第二號
二月一日發行

法學協會雜誌

論說
自動車事故に關するフランスの民事責任法（一）……東京帝國大學助手　野田良之
酒精性犯罪の刑事學的研究（七・完）……東京帝國大學助手　高橋正巳
資料
著作權法統一運動の現況……東京帝國大學助教授　鈴木竹雄
新刊紹介
ヘーデマン著『民法改正論』……東京帝國大學助教授　山田晟
新刊短評
學界消息
英法學界の消息……東京帝國大學教授　末延三次
判例研究
民事訴訟法判例批評（一九八）……東京帝國大學名譽教授　加藤正治
行政法判例研究（一〇）……東京帝國大學名譽教授　美濃部達吉
刑事判例研究會
民事法判例研究會
刑事判例研究錄（二）……
民事法判例研究錄（昭和一三年度・九）……

有斐閣

矯正図書館

法學論叢

論說・資料

法實效性の淵源……石田文次郎
——團體主義的法源論——

獨逸に於ける公用收用制度の變遷(一)……渡邊宗太郎

物權的請求權の取扱……田島順

授權同意と監督同意……於保不二雄

批評と紹介

ケルゼン『政黨獨裁』・『純粹法學の目標』……瞳谷峻嶺

野村教授還曆祝賀公法政治論集……大西・須貝・田畑・長濱

獨逸人事訴訟法の改正……小野木常

判例研究

〔民事法〕受寄者と民法第百七十八條の第三者……石田文次郎

破產申立と時效中斷・株主拂込請求と破產法の所謂換價……齋藤常三郎

競賣法第十九條に所謂『第三者の訴』……小野木常

雜報

○司法大臣懸賞論文「肇國の精神と法律」(二等入賞)……梶田年

○讓渡擔保の概念とその法律構成(一)……金澤地方裁判所判事 今村修三

○檢察制度に關する各種改革案と其の批判(二・完)……東京區裁判所判事 出射義夫

○司法權の獨立公正の……前廣島控訴院

○名判官物語(四十四)○阿部正弘(その二)……前司法大臣 小山松吉

○戰時經濟統制の本質とブロック經濟統制の方向……高橋經濟研究所長 高橋龜吉

○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○大審院判例要旨

昭和十四年二月二日號
第四十卷第二號
壹冊金五十錢郵稅貳錢
半年分郵稅共金參圓
一年分郵稅共金六圓

發行所 京都帝國大學法學會

發賣所 東京 有斐閣

法曹會雜誌

第十七卷第二號
昭和十四年二月一日發行
定價金五十錢

發行所 司法省構內 法曹會
振替口座 東京一五六七〇

編輯後記

◇ 卷頭言は本月號から局員持廻りで執筆する事になり第一回を芥川衞生官に御願する事となつた。持場々々から眺めた各課長の卷頭言は必ずや讀者に今迄とは異つた興味と迫力とを感せしめずにはおかぬであらう。愛讀玩味せられん事を切望する。

◇ 本月號から從來の用紙が手に入らなくなつた許りでなく紙價が非常に暴騰した爲め紙質を低下するの止むなきに至つた。一二ヶ月此の用紙でやつてみて餘りヒドイ樣だつたら又考へてみる積りである。此の紙で漸く前の用紙と同位のものである。此處にも非常時局の反映があり長期戰の待勢を考らねばならぬ問題がある。各位の御諒承を乞ふ次第である。

◇ 例年ならまだ屠蘇氣分の脫け切れない正月の十六日に全國統制刑務所長の作業事務打合會が開かれたのも非常時風景の一として取り上げてよからう。行刑が軍需作業に渾身の努力を捧げた結果、異常の就業費不足を來し、財務當局は又時局下財政の特異事情の爲め豫備金支出を困難と認めるに至つた結果、之等の對策並に今後の作業經營方針等に就いて愼重審議が重ねられたのである。幸にして可成度の追加豫算は査定相であるが、物資統制の强化と之に伴ふ轉失業對策の爲め作業の經營は愈々困難複雜を極むべき狀勢にある今日當路者各位の奮鬪と自愛とを祈つて止まない。

◇ 本月號の論文は市川氏と公文氏との力作の續稿を載せて頂いた丈で一杯になつたが來月號からは其他各位の論文も載せて頂く事が出來るものと信じて非常な期待をして居る。既に二三會員からの御快諾も得て居るので編輯子は心丈夫に仕事を運んで行ける事を感謝して居る。實務家が行刑論壇に活躍せらるゝ事は行刑自身の進步向上を促進するのみでなく刑務官の地位をも向上する最良の手段として二重の意義があると認める。

◇ 刑務協會橫濱支部で發行した「刑政文庫」は其の內容も刑務官必讀のもの計りであり價格も體裁も頗る手頃である。聞く所によると飜譯料等もなく全く犧牲的な奉仕に成る相である。廣く會員諸君の御同情と御協力とを編者からも御願する次第である。

一、二二　K・Y生

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十四年一月二十八日印刷納本
昭和十四年二月一日發行

編輯兼發行人 伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地

印刷人 大河內恭二郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地

印刷所 刑務協會印刷所
東京市麴町區霞ヶ關一丁目一番地

發行所 刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座東京一五〇五九番

定價表		廣告料	
一冊（稅共）	金二十五錢	一等一頁	金五十圓
六冊（稅共）	金一圓五十錢	二等一頁	金四十圓
十二冊（稅共）	金三圓	普通一頁	金三十圓

注文規定

●● 御注文は總て前金のこと
●● 御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
● 御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし